

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Inches 1 2 3 4 5 6 7 8
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



昭和八年

第六回全國安全週間報告

法財人團 產業福利協會

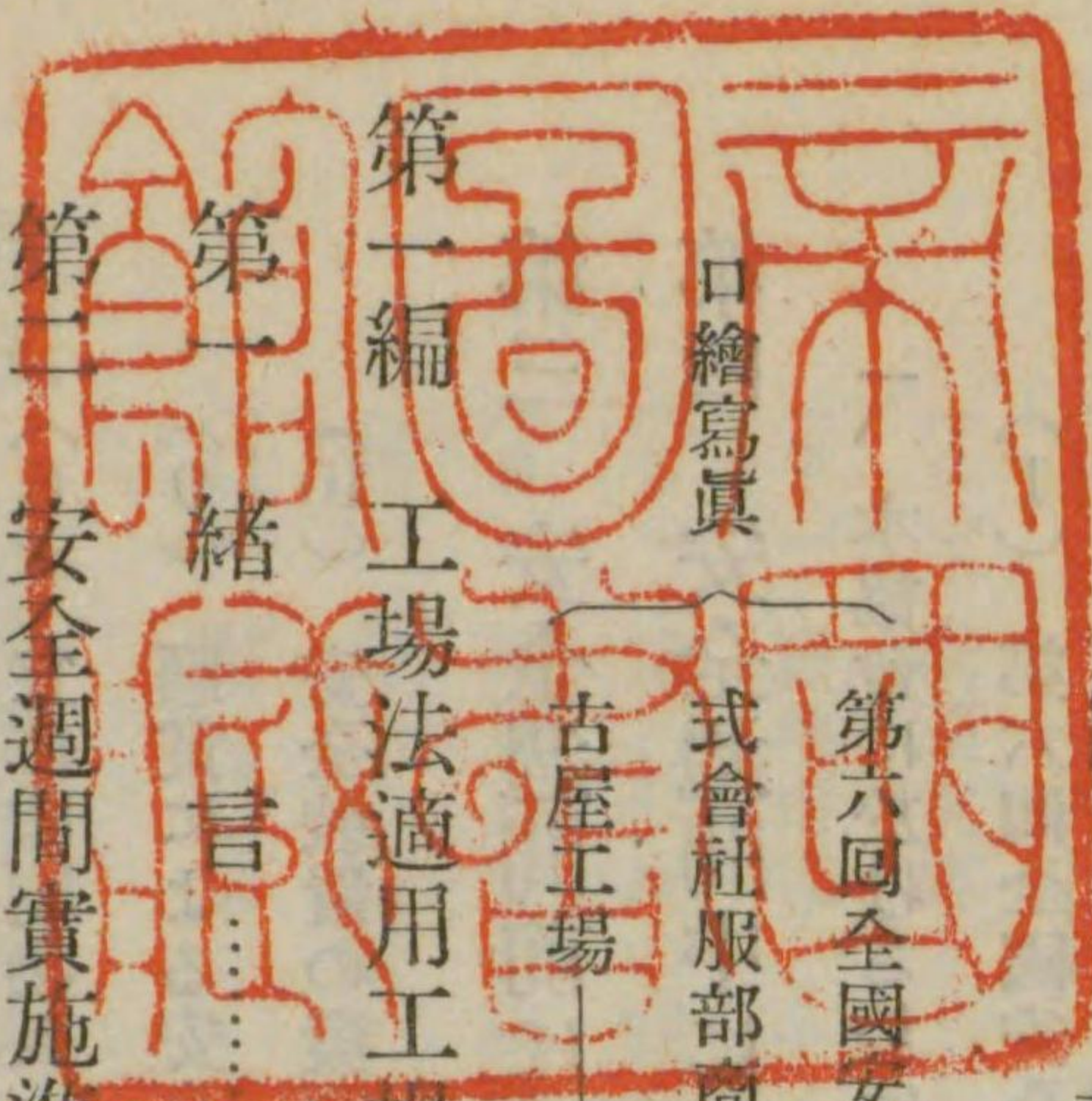
昭和八年

第六回全國安全週間報告

發行所寄贈本

目次

第六回全國安全週間ポスター	日本毛糸紡績株式會社岐阜工場	山梨製絲株式會社	株式會社
口繪寫真	株式會社服部商店福井紡績工場	東京モスリン紡績株式會社沼津工場	中央紡績株式會社名古屋工場
株式會社錢高組(大阪市)			
第一編 工場法適用工場に於ける安全週間大要			一頁
第一編 緒言			一頁
第二編 安全週間實施準備			二頁
一、本協會に於ける實施準備			二頁
二、社會局に於ける實施準備			九頁
三、關係廳府縣又は事業主團體の實施準備			一〇頁
(1) 施行範圍の決定			一一頁
(2) 實施準備打合せ			一二頁



(3)	協議會	二
(4)	事業主懇談會	三
(5)	工場參觀	三
(6)	安全委員會設置	三
(7)	施行細目及工場安全週間日次計畫	四
(8)	宣傳印刷物及マークの作成配布	五
(9)	懸賞による安全歌、標語及ポスターの募集	七
(10)	安全装置の發明獎勵並に普及	七
第三 安全週間前に於ける實施準備週間		
第四 安全週間中に於ける活動狀況		
一、本協會に於ける於ける活動狀況		
(1)	第六回全國安全週間趣旨宣揚の爲め各地出張講演	八
(2)	本協會所藏のフィルム貸與	八
(3)	産業安全に關する出版物	八
二、社會局に於ける活動		
三、關係廳府縣又は事業主團體の活動		

發行所 日本労働安全協会

(1)	講演會	二
(2)	講習會	三
(3)	活動寫真映寫會	六
(4)	新聞紙による宣傳	七
(5)	ラジオ放送による宣傳	八
(6)	街頭宣傳	八
(7)	實地指導	八
(8)	施行狀況の視察	九
(9)	國旗及安全旗掲揚式	〇
(10)	安全祈願祭	〇
(11)	慰靈祭	三
第五 安全週間後の事業		
一、本協會並に社會局に於ける事業		
二、關係廳府縣又は事業主團體の事業		
(1)	安全週間の結果報告	三
(1)	安全週間成績調査	三

第六 安全週間と出版活動概況

(2) 批判會……………三

(2) 座談會……………三

一、新聞及び雜誌……………四

(1) 雜誌『産業福利』に發表されたるもの……………四

(2) 工場協會、工場懇話會にて發行のもの……………四

(3) 安全ニュース……………五

(4) 官設工場に於て發行のもの……………五

二、リーフレット及びパンフレット……………五

(1) 本協會にて發行したるもの……………五

(2) 工場に於て發行のもの……………五

三、宣傳印刷物及びポスター……………五

四、出版發行統計……………五

第七 安全週間中に於ける成績概況

一、安全週間と災害率……………五

二、工場に於ける施設事項……………五

第八 優良工場の表彰

三、安全週間と生産能率……………六

一、優良表彰工場數……………六

二、優良表彰工場名……………六

三、優良工場に於ける安全運動概況……………七

(1) 安全週間實施計畫……………七

(2) 災害率減少の狀況……………八

(3) 危害豫防注意竝に施設事項……………九

(4) 勞資の精神的協力の狀況……………九

(5) 安全委員會規定と其の活動狀況……………一〇

(6) 警備規定及び消防規定と其の活動狀況……………一〇

(7) 安全祈願祭及慰靈祭……………一一

(8) 工場體操、ラヂオ體操……………一一

(9) 安全手帖(作業操典)……………一二

(10) 安全心得……………一二

(11) 安全ニュース……………一三

全 國 安 全 週 間
 (昭和八年) 自七月一日 至 七月七日
 國の護り身と身を



主 催 財団法人 産業福利協會
 後 援 內務省社會局 日本建築師協會
 社団法人 日本土木建築師協會 商工省鑛山局

(12) 標語其他懸賞募集…………… 一五

(13) 『安全週間』に關する從業員の感想…………… 一六

第八 結 語…………… 一六

第二編 勞働者災害扶助法、同責任保險法適用事業場に於ける安全週間大要…………… 一四〇

第一 緒 言…………… 一四〇

第二 參加事業場…………… 一四〇

第三 優良表彰事業場…………… 一四〇

第四 安全週間施行狀況…………… 一四〇

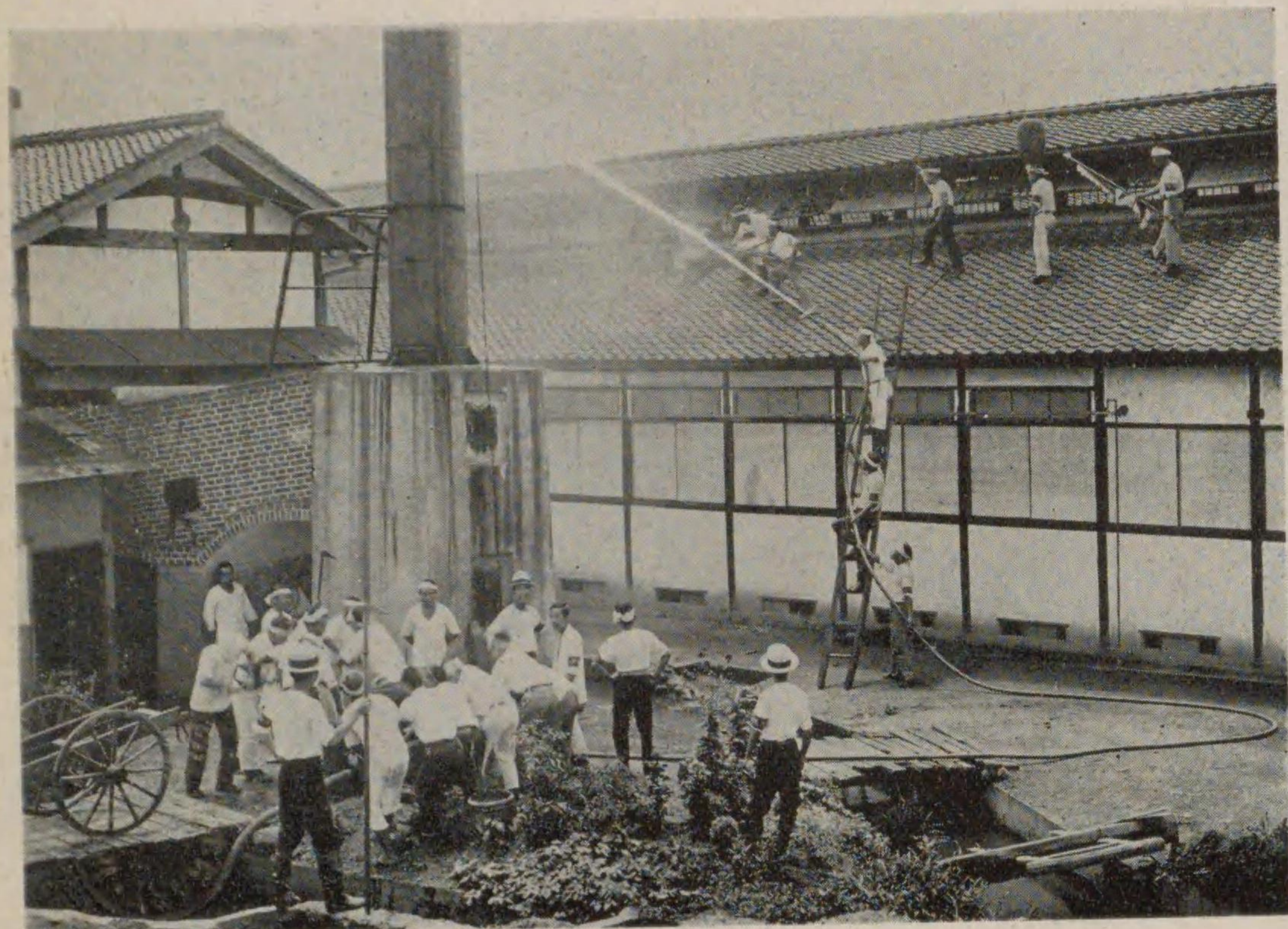
第五 安全週間中に於ける成績概況…………… 一四〇

 一、安全週間と災害率…………… 一四〇

 二、事業場に於ける施設事項…………… 一四〇

第六 優良事業場に於ける安全運動概況…………… 一四〇

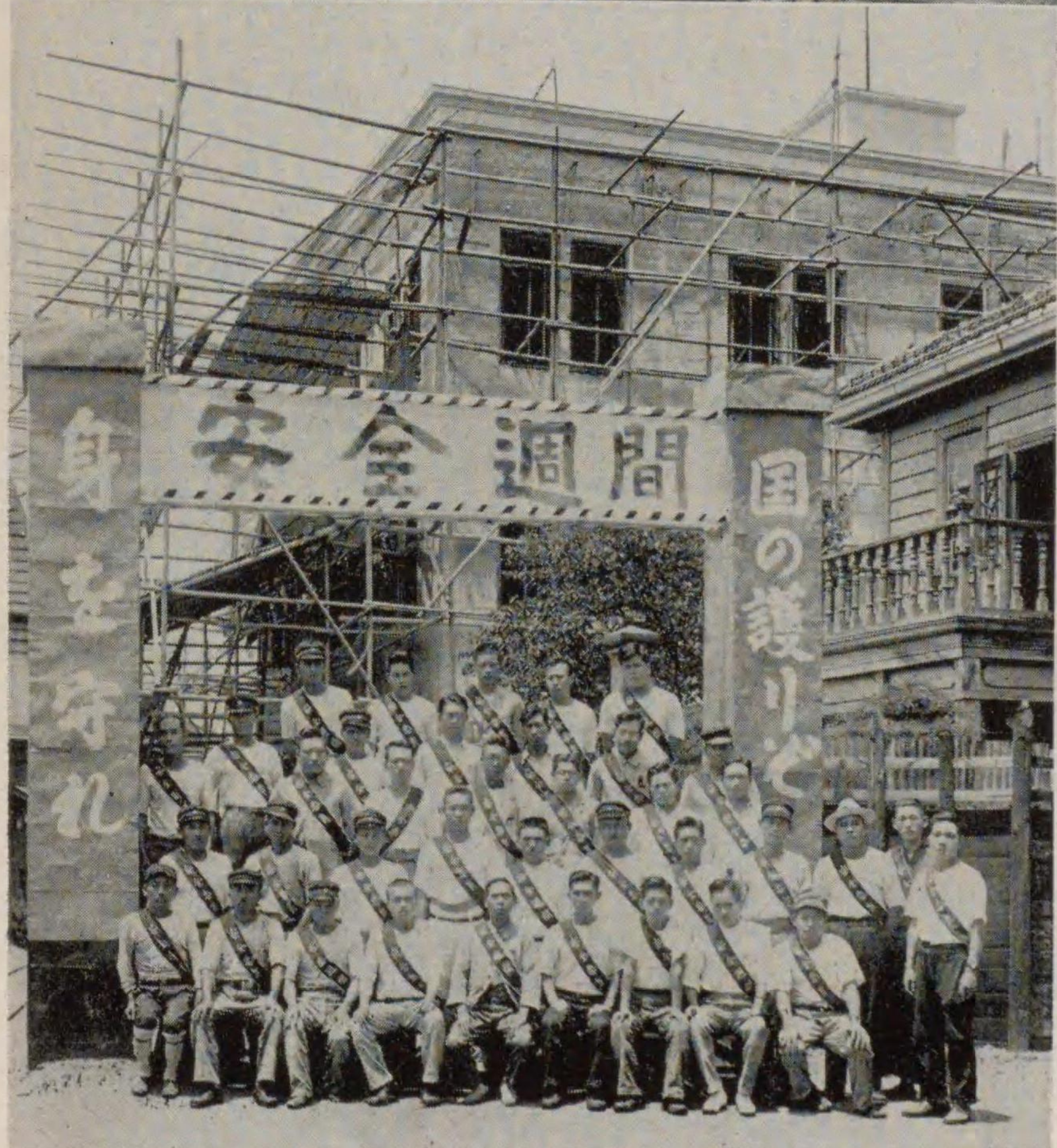
第七 結 語…………… 一四〇



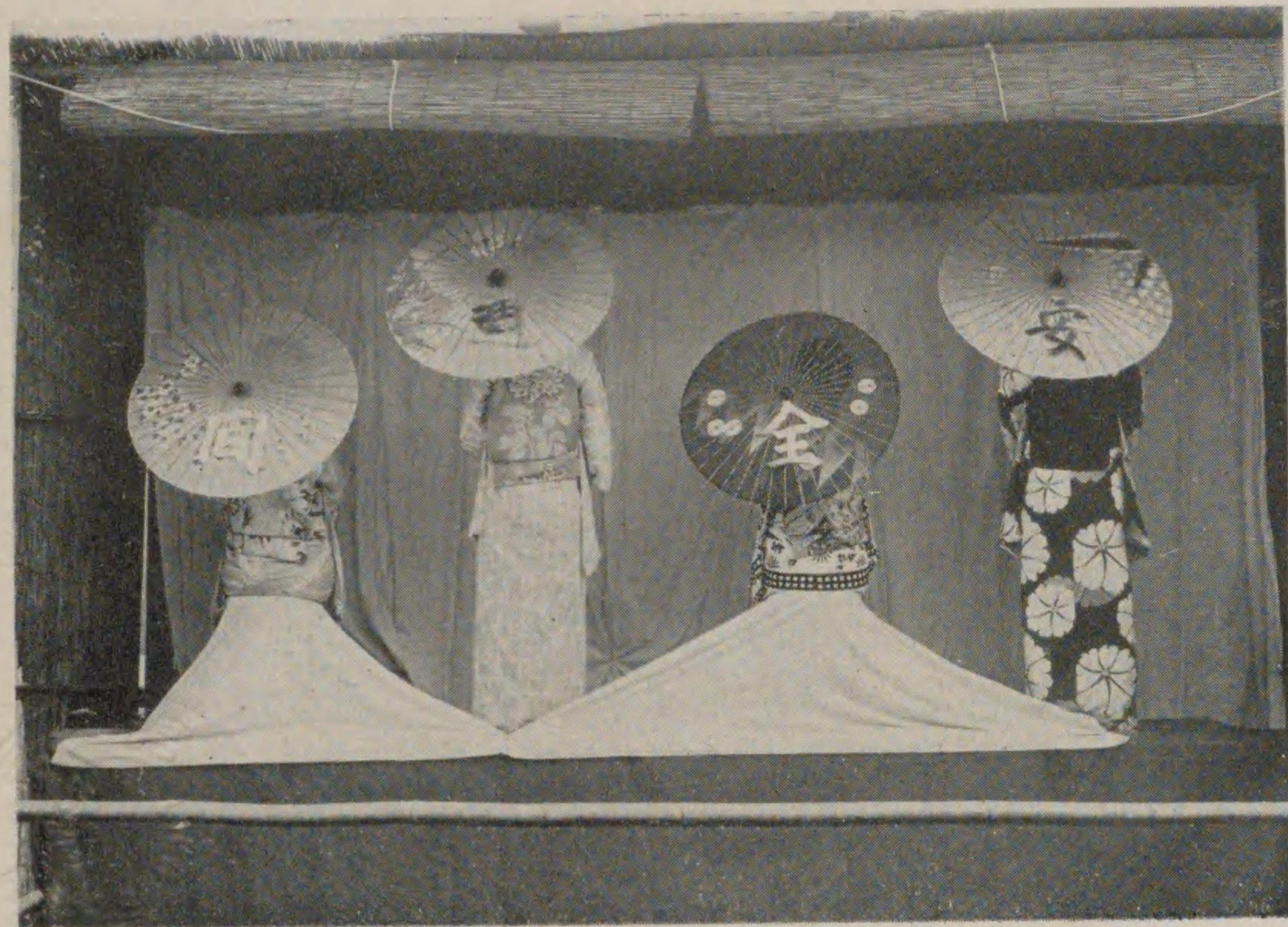
山梨製絲株式會社 (山梨縣)



服部商店福井紡績工場



(日本毛絲紡績株式會社岐阜工場)



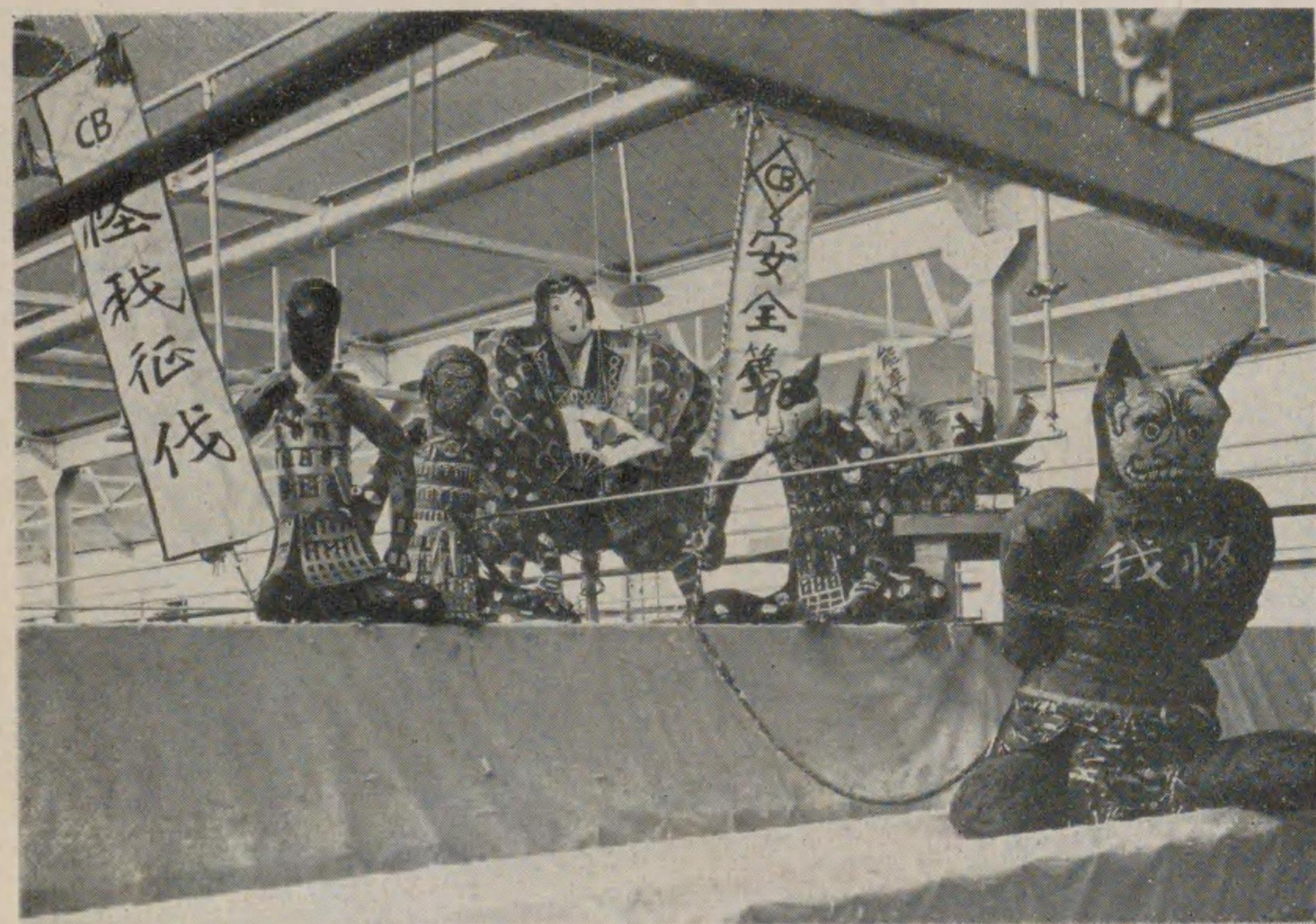
中央紡織株式会社名古屋工場

(其 一)

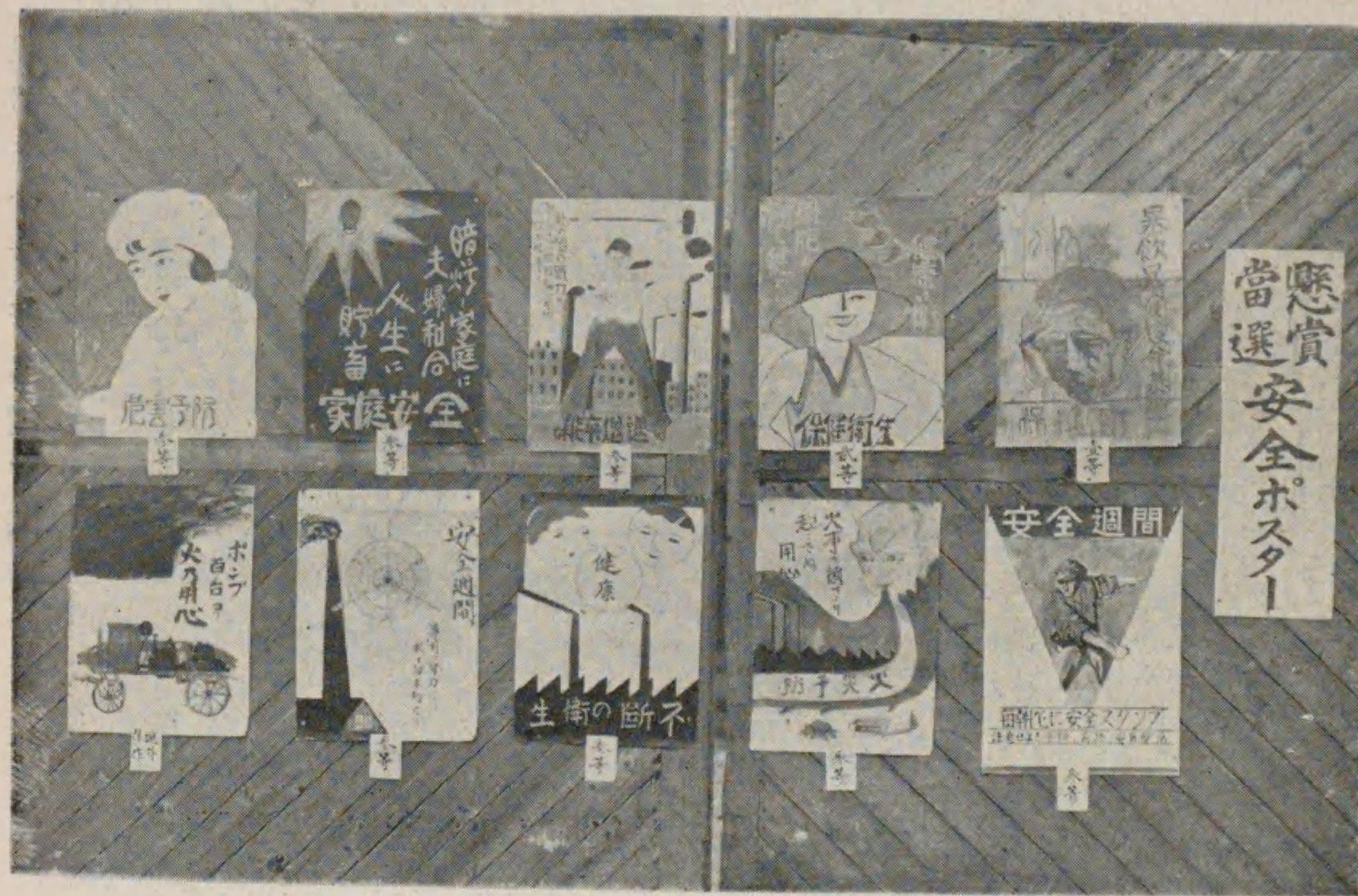


東京モスリン紡績株式会社沼津工場

(其 一)



(其 二)



(其 二)



第六回全國安全週間報告

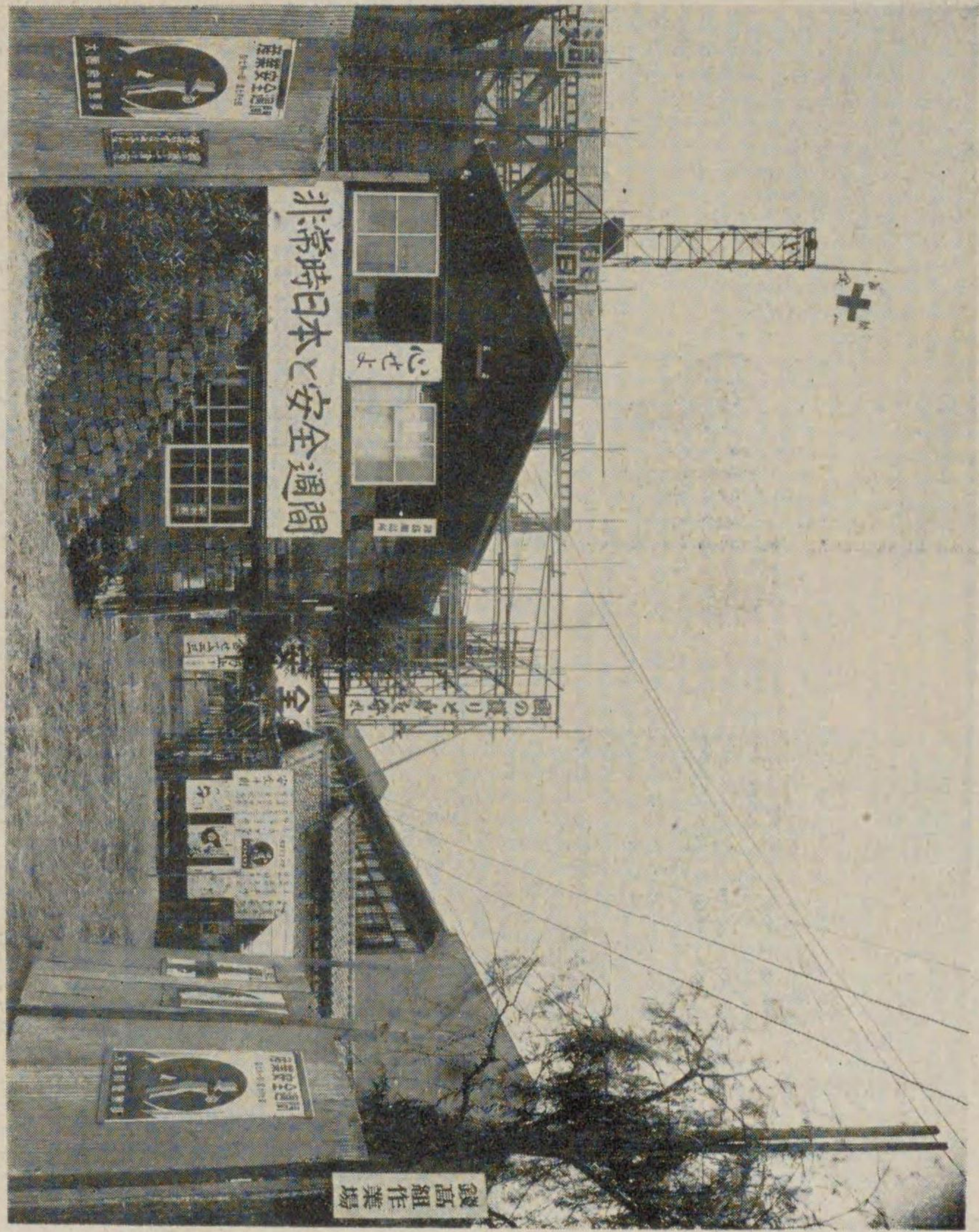
第二編

工場法適用工場に於ける安全週間大要

第一緒言

第六回全國安全週間は昭和八年七月一日より同七日迄一週間に亘りて、中央に於ては財団法人産業福利協會、社団法人日本鑛山協會及日本土木建築請負業者聯合會主催、内務省社會局及商工省鑛山局後援の下に、地方に於ては主として廳府縣中心となり、工場協會又は工場懇話會等の事業主團體と協力して宣傳指導の任に當り『國の護りぞ・身を守れ』の旗章を高く揚げ、全國の工場鑛山及び土木建築等の職場を通じて行はれた。

全國安全週間は既に過去五回の試練を経験し、我が工場界の年中行事として年々優秀なる成績を挙げ本邦工場の圓滿なる發展に缺くべからざる計畫の一つとして、事業主並に労働者間には勿論、一般社會人の間にも其の趣旨概ね徹底し、安全精神が理解されつゝあるは斯界の爲に頗る慶賀すべきことである。言ふ迄も無く工業の隆替は國運の消長に對して大に與るところがあり、而も之が礎石として労働力の完全なる保持は一日も度外視し得ざる所にして、工業の究極目的が國家社會の繁榮福祉の増進に在りとすれば之が爲めに悲惨なる工業上の犠牲者を出すことは工業夫れ自身の矛盾である。従つて災害防止の努力は近代工業活動の重要な一系統として現在するに至つたのである。米國のキヤメロンは米國に於ける安全運動の効績を讃へて米國安全運動開始以來已に二十年、而も死亡統計に於て三十パー



株式会社錢高組 (大阪市)

セントを減じ得たことは安全運動の將來を祝福するものであると言ふて居る。

翻つて我國の現状を見るに安全努力による工業界の覺醒と進歩とは誠に目覺しきものを見るに至つた。

本年度の全國安全週間は全國關係者の熱心なる協賛により、従前に比して一層の飛躍と美事な成績を示した。即ち本年度全國安全週間に参加せる労働者總人員は、工場法適用工場に於ける職工五十人以上の工場のみ調査にて二千三十六萬一千四十六人にして、昨年度(第五回)の六百七十六萬九千五百九十五人に比して三百五十九萬一千四百五十一人、即ち約三割五分の増加にして、之に加ふるに調査工場外の小工場及び労働者災害扶助法並に同責任保險法適用事業場に於ける従業者を總和すれば、其の參加總人員數は如何に膨大なるかが窺知し得らるゝであらう。左に昭和八年度第六回全國安全週間に關して詳細なる報告をする。

第二 安全週間實施準備

一、本協會に於ける實施準備

第六回全國安全週間に當りて主催者の全國に配布したる要綱並に趣意書(附、各事業場に於ける安全週間實施方法は左の通りである。

第六回全國安全週間舉行要綱

- 一、期日 昭和八年七月一日ヨリ七日迄一週間トスルコト、但シ特殊事情アルトキハ特定府縣又ハ特定業務ニ付キ期日ヲ異ニスルモ可ナルコト、從ツテ期日ヲ異ニスルコトヲ要スル府縣ハ其ノ旨至急申出ラレ度シ

ナスモ可ナルコト

- 二、主催ハ全國的ニハ財團法人産業福利協會、社団法人日本鑛山協會及日本土木建築請負業者聯合會トシ、後援ハ内務省社會局及商工省鑛山局トスルモ各地方ニ於テハ工業主團體又ハ廳府縣ヲ加フルモ可ナルコト
- 從ツテ揭示用ポスターニハ内務省社會局及産業福利協會ハ共通トシ地方毎ニ廳府縣名(又ハ警察部、工場課、保安課名ニテモ可)及事業主團體名ヲ入ルコトニ希望ノ向ハ直接製作者宛至急申出ラレ度キコト
- 三、趣意書、安全週間實施方法並に従業者ニ對スル安全及衛生ニ關スル注意事項(揭示用)ハ主催者ヨリ六月十日迄ニ無償配布スベキニ依リ(參加各事業場一枚ヅツ但注意事項ハ大事業場又ハ鑛山ニ於テハ數枚ナルモ差支ナシ)五月二十五日迄ニ所要部數ヲ産業福利協會、日本鑛山協會又ハ日本土木建築請負業者聯合會ニ申出デラレ度キコト
- 四、左記印刷物及マークハ統一的ニ作成スベク主催者ニ於テ夫々製作者ト協定シタルヲ以テ所要部數ヲ鑛山ニ就テハ日本鑛山協會地方常務委員會ニ於テ取纏メ日本鑛山協會宛、土木建築工事に在リテハ日本土木建築請負業者聯合會宛、工場ニ就テハ官廳又ハ事業主團體ニ於テ取纏メ直接製作者宛申出ラレ度キコト

1. 注意票 (危険、注意、清潔、整頓、火氣嚴禁、先ヅ健康、安全第一ノ七種)

縦九寸 石版刷 百枚 拾壹錢

横四寸

2. 揭示用ポスター 三色刷 百枚 貳圓貳拾錢

以上製作者 東京市京橋區築地四丁目四番地 中屋三間印刷株式會社

3. 佩用安全マーク

甲 鐵製セルロイド張 拾個 拾五錢

乙 紙製ピン付 拾個 三錢五厘

製作者 東京市日本橋區馬喰町一丁目 倉持長吉商店

注意

(イ) 右價格ハ官廳又ハ團體迄ノ送料ヲ包含ス、直接事業場又ハ鑛山(送付スル場合ニハ送料當該事業場又ハ鑛山ニ於テ負擔)

(ロ) 右印刷物及マークノ代金取立ハ製作者ニ於テ直接之ヲ爲スコト
 (ハ) 注成品ヲ受領ノ上ハ直ニ代金ヲ支拂フコト、都合ニ依リ代金引換トナスコトアルベシ
 五、安全週間参加事業場中其ノ成績特ニ優秀ナルモノハ適當ノ方法ニ依リ之ヲ表彰スルノ計畫アリ其ノ標準及報告事項ハ別ニ定ムルコト
 六、維持會員及賛助會員ニ貸與スベキ安全運動宣傳ノタメノ活動寫眞ハ持合數少キモ借受申込ニ對シテ可成希望ニ副フ様努力スベキニヨリ至急申出ラレ度シ
 昭和八年五月

第六回全國安全週間趣意書

『國の護りぞ、身を守れ!』此の旗章を高く掲げて第六回全國安全週間を舉行致します。我邦は今や重大なる時期に際會して國運の進展を爲さむが爲めには國を擧げて其の活力の充實を圖ることこそ目下の急務であります。
 全國安全週間は我國工業の年中行事として年々其回を重ね今や其の第六回を舉行致します。我々は工業を振興し、従業者の福祉を増進し仍て以て國力の充實を圖らむが爲めに安全運動に一段の努力を加へなければなりません。
 『國の護りぞ、身を守れ!』此の標語こそ第六回全國安全週間の指導精神でなければなりません。全國の皆さん! 我々は一致協力、過去の努力を反省し將來の希望に燃えつゝ、熱烈に此の第六回全國安全週間を迎へませう。
 昭和八年五月

主催 財団法人 産業福利協會
 社団法人 日本鑛山協會
 後援 内務省 鑛山會局
 省 鑛山會局

主催 財団法人 産業福利協會
 社団法人 日本鑛山協會
 後援 内務省 鑛山會局
 省 鑛山會局

後援 日本土木建築請負業者聯合會
 内務省 鑛山會局
 省 鑛山會局

第五回全國安全週間の成績概要 (工場の方)

一、安全週間前と安全週間中の災害率比較 (萬分率)

安全週間前	安全週間中	比較 (減)	安全週間前ニ比シテノ減少率
安全週間前	安全週間中	比較 (減)	安全週間前ニ比シテノ減少率
四・七八〇	二・五八一	二・一九九	四割六分
〇・九六八	〇・六六六	〇・三〇二	三割一分
〇・三四八	〇・二六一	〇・一二三	三割五分
〇・〇五〇	〇・〇四四	〇・〇〇六	一割二分
六・一〇二	三・五一一	二・五八九	四割二分

二、安全週間運動開始以來全國工場災害減少状況

業態別	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
染織工場	一〇〇	九三・三	八七・九	七九・八	六四・三
機械器具工場	一〇〇	九八・〇	一〇五・〇	九二・八	八二・三
化學工場	一〇〇	九〇・〇	九五・六	九五・二	七七・二
飲食物工場	一〇〇	八九・三	八六・〇	九一・三	九〇・八
雜工場	一〇〇	八三・八	八五・七	九八・八	八六・〇

特別工場	一〇〇	八二・五	八七・二	九五・〇	八五・〇
平均	一〇〇	八九・五	九一・三	九二・二五	八〇・九

三、安全週間を機會に實施せられたる各種施設事項

事項	新設個數又ハ件數		修理又ハ改善個數又ハ件數	
	民間工場	官立工場	民間工場	官立工場
(イ) 危害豫防施設	七、一九三	二七、五五四	七、一九三	二七、五五四
(ロ) 火災及爆發ノ豫防及避難施設	五、八九四	九、五三一	五、八九四	九、五三一
(ハ) 服裝及保護具ノ施設	一一、三五九	四、二八七	一一、三五九	四、二八七
(ニ) 衛生施設	三、八七三	五、三〇九	三、八七三	五、三〇九
計	二九、三一九	四六、六八一	二九、三一九	四六、六八一
(ホ) 其ノ他ノ一般的施設	三六、七二五	一四、二四二	三六、七二五	一四、二四二
合計	六五、〇四四	九二、八六三	六五、〇四四	九二、八六三

各事業場に於ける安全週間實施方法

- 一、安全祈願祭及慰靈祭
安全週間實施に當りては神社佛閣其他適當なる箇所に集合し従業員の安全を祈願し、及び災害疾病の犠牲となつて世を去りたる従業員の慰靈祭を行ふこと。
- 二、地方に依り事業別に安全週間を舉行するを可とする場合は適當に事業別安全週間を行ふこと。
- 三、實施準備及従業員の注意力の喚起
(イ) 安全委員會又は安全係衛生係等の設けなき工場鑛山其他の事業に於ては成るべく之を設け、此等をして安全週間の計畫並に之が實行督勵の任務に當らしむること。尙安全委員會又は安全係は爾後繼續して日常の安全保持に努むること。

從業員心得

國の護りぞり身を守れ

安全作業は完全作業

安全五則

朝よりほがらか	ゑびす顔
仕事する前	機械の點檢
工具一つも	調べて使へ
物には置きどこ	整頓大事
火早いものを	散らして置くな
衛生三則	
朝日うるらに	深呼吸
みがいた白齒に	光る健康
程よい運動	程よい休息

心一つに安全週間

財法團人産業福利協發行

- (ロ) 地方廳又は事業主團體に於て參考案として定めたる日次計畫並に施行細目に基き夫々其の事業場に應じ各日の實施事項を定めて行事の實施を確實ならしむること。
 - (ハ) 安全週間の趣旨及心得を一般従業員に周知せしめ之に對する注意を喚起する爲に講話會の開催、ポスター、標語等の募集、安全週間趣意書、心得書等を掲示すること。
 - (ニ) 一般従業員並に幹部委員係員等は安全マーク又は腕章を佩用し各人の注意を喚起すること。
 - (ホ) 作業場、食堂、寄宿舎等の出入口其他適當なる箇所に安全週間實施に關するプログラム、ポスター、標語等を掲示し其他適當なる宣傳方法により従業員全部の注意を喚起すること。
 - (イ) 安全週間に於ける負傷又は疾病は成るべく其原因と救済方法を併記し毎日作業場内の掲示場其他適當なる處に掲示すること。
- 四、災害豫防に關する施設及團體的訓練の實施
(イ) 安全委員會又は安全係は作業場其他の安全檢査を實行し機械及設備の危険なる部分を修繕し、又は適當なる豫防裝置を設け危険なる作業方法等を發見したる時には安全指導に努力すること。

- (ロ) 金屬、鑛物の破片等の飛來又は有害光線によりて眼に危害を生ずる虞ある作業に従事するものは成るべく保護眼鏡を使用せしめて有害なる粉塵、瓦斯、蒸氣の發散する場所に就業する者には適當なるマスクを使用せしむる等保護具使用の風を馴致すること。
 - (ハ) 其他工場危害預防衛生規則所定事項は速に之を實行すること。
 - (ニ) 安全委員又は安全係は職長其他各作業部係と協力して場内、坑内の整頓を期し特に藥品、危險物の貯藏取扱に注意し火災其他の事故なき様に努むること。
 - (ホ) 其他安全なる作業方法の訓練、火災及非常時に於ける避難演習、消防演習等團體的訓練を實施すること。
- 五、保健衛生施設
- (イ) 被災害傾向者の有無に注意し、災害原因中人的要素の減少に努むること。
 - (ロ) 作業状態、作業環境等作業者の健康に影響ある諸要素の改善に努むること。
 - (ハ) 安全委員又は安全係、衛生係は炊事場、食堂、便所、洗面所、寄宿舎、合宿所、作業場等の掃除其他清潔方法の實行を督勵すること。
 - (ニ) 休憩時間には成るべく従業者を作業場外に出でしめ適當なる健康維持法をなす様に奨勵することに。
 - (ホ) 工場内外を問はず行動を慎しみ就業時間外は休養安眠に努めしむること。
 - (ヘ) 負傷疾病に罹りたる場合には醫療を遅延せしむる事なき様に努めること。

此の外に安全週間の趣意を徹底せしめるため、次の如き各種の印刷物の作成配布を行つた。

- A 従業員心得 拾八萬一千枚
- B 注意票 一百三十一萬八百十四枚
- C 内譯 危險、注意、清潔、整頓、火氣嚴禁、先づ健康、安全第一の七種類
揭示用ポスター(三色刷) 十二萬三千四百枚

- D 佩用安全マーク
 - 甲 鐵製セルロイド張 十四萬八千九百八十五個
 - 乙 紙製ピン付 七十五萬五千九百七十六個
- 計 九十萬四千九百六十一個
- E 『光る安全』(パンフレット) 十七萬五百冊

二、社會局に於ける實施準備

社會局に於ては毎年全國安全週間に對して多大の努力と後援とを與へて來たが、本年も亦『安全週間舉行に關する件』に關し、勞働部長名を以つて關係官廳、地方長官(東京府を除く)及び警視總監宛に左の如き通牒を發した。

- (一) 警視總監、地方長官(東京ヲ除ク)宛
來ル七月一日ヨリ一週間財團法人産業福利協會、社団法人日本鑛山協會及日本土木建築請負業者聯合會主催ノ下ニ第六回全國安全週間舉行可相成候ニ付テハ貴管内事業主團體等トモ協力ノ上之ガ目的ノ達成ニ御盡力相煩度
追テ趣意宣傳ノ爲特ニ局員ノ出張ヲ必要トセラルル場合ハ其ノ旨五月二十日迄ニ御申出相成度
- (二) 内務、陸軍、海軍、大藏、鐵道、農林、商工、遞信各次官及内閣印刷局長宛
來ル七月一日ヨリ一週間財團法人産業福利協會、社団法人日本鑛山協會主催ノ下ニ第六回全國安全週間舉行可相成候ニ付テハ貴同ノ上貴管下事業場ニ於テモ同時ニ舉行方御配慮相煩度

又各廳府縣に於ける五十人以上の私設工場並に官設工場の數に應じて、夫々調査用紙を送付すると共に、左の如き依頼通牒を發した。

(3) 警視總監、地方長官(東京ヲ除ク)宛
本年七月舉行ノ安全週間ニ關シテハ昭和四年九月五日附勞發第二七一號通牒ニ準據シ八月末日迄ニ其ノ狀況報告相成度
追テ調査用紙ハ別途(何枚)及送付候

(4) 關係官廳宛

本年七月舉行ノ安全週間ニ關シテハ其ノ結果調査致度ニ付乍御手数數別紙ニ依リ御調査ノ上八月末日迄ニ御回報相煩度
追テ調査用紙(何枚)及送付候

尙安全週間第一日たる七月一日には、東京中央放送局に於て、社會局長官より安全週間に關して其の主旨宣傳の講演をなすに就き、左の通牒を發した。(放送要旨『産業福利』昭和八年八月號參照、京都府を除きたるは當件に關して單獨に問合せありたる爲め別に回答をなしたるが故なり。)

地方長官(東京府、京都府ヲ除ク) 警視總監宛

安全週間ニ關スルヲ放送ノ件

今回實施サルル産業安全週間ニ關シ七月一日午後七時東京中央放送局ニ於テ社會局長官ヨリ安全週間主旨宣傳ノ講演ヲ放送スル豫定ニ有之候條貴管下各事業場ニ對シ可成多數聽取相成候様御配慮相成度

追テ今回ハ放送局ノ都合上中繼放送難致趣ニ付地方放送局管内ニテ右講演聽取出來難キ向ハ地方毎ニ可然宣傳方御取計相成度

三、關係廳府縣又は事業主團體の實施準備

關係廳府縣又は事業主團體に於ては第六回全國安全週間舉行の通知に接するや、工場協會又は工場懇話會が其の主催者となり、警察部又は保安部後援の下に大體左の如き順序を以つて實施準備を行つた。而してこの實施準備が充分に行はなければ、安全週間は圓滿に行はれ難いので安全週間の前のこの準備行爲に就ては、各廳府縣共に心血を注

いで萬全を期してゐるところである。以下順次説明する。

(1) 施行範圍の決定

全國安全週間の施行範圍は原則として常時使用職工五十人以上の工場であるが各廳府縣は其他の小工場に於ても之を施行せしめた。昨年度よりは勞働者災害扶助法適用事業場の参加を見るに至つた爲め、是迄の安全運動は工場、鑛山の内のみに限られてゐたのが、漸く社會的に街頭へ進出するに至り、従つて一般屋外勞働者竝に一般社會人に對しても、安全運動の必要性に就いて積極的に趣旨の宣揚に努むるやうになつた。

(2) 實施準備打合會

實施準備打合會は其の廳府縣の警察當局竝に工場協會又は工場懇話會等が主催者となり、管下の事業主と共に本年度の安全週間の趣旨方針と其の大綱を具體的に決定し、所謂安全運動の重要な基礎となるものであつて、各廳府縣は其の地方独自の或は特殊の産業又は産業に依りて異なる勞働狀況等を充分考慮し、以て夫れに適應したる安全運動を施行して、該運動をして最大の効果を收めんとするものである。而して實施準備打合會に於て決せらるべき要綱は、安全委員會の設置と施行細目及び工場安全週間日次計畫が重要打合問題となり、以つて従業者の災害を豫防し減少せしめんとするのが其の究極の目的である。

(3) 協議會

協議會は前項の實施準備打合及び後項の事業主懇話會と異名同質のもので、前者と同じく警察當局竝に工場協會又は工場懇話會等が主催となり、事業主との間に安全週間の大綱を決定するものである。山口縣に於ては協議會を開催することに二回、其の會合者數は工業主側百三十九名、勞働者側七一名に及び勞資克く安全運動の達成に提携した

(4) 事業主懇談會

前二者と同一性質のものなるは前項に於て述べた、富山縣に於ては六月十九日富山縣會議事堂に於て工場長工場管理懇話會を開催して、安全週間實施に付き協議を遂げた。其の出席者数は七十四名に及んだ。

(5) 工場參觀

安全運動に於て曾つて本協會より表彰されたるが如き模範工場を、各事業主が各自の工場の参考の爲に見學するとは、頗る有意義なる企である。從來本協會に於て表彰されたる工場は、第一に昭和四年六月二十日内務省令第二十四號に依りて發布されたるところの『工場危害豫防及衛生規則』が充分行はれ、第二に其の工場に於て安全運動が合理的に舉行され、第三に勞資協調が圓滿に遂行され、第四に福利施設が相當に整頓し、従つて従業者の災害事故の少なき所謂成績優良なる工場のみである。故に之等の工場を參觀することは、自己の工場の向上發展に資するところ寔に多大である。

從來工場協會又は工場懇話會等が主催者となりて、各種事業主間に優良工場の見學を奨勵實行されありしに加ふるに、第一回全國産業安全大會が東京に於て開催され、其際全國より參集せる各種事業主又は其の代表者を以つて行ひたる東京地方の優良工場見學を契機として、近時勃然として全國各地方に於ても、盛んに優良工場の見學をなす傾向著しきものを生ずるに至りたるは我國産業發展の爲め、將又安全運動促進の爲に大いに効果ある喜ばしき現象と謂ふべきである。

本年度京都府に於ては、昨年度同様大規模の工場見學を行ひ、大阪專賣局京都工場を見學した。而して見學人員五〇名と制限さるるために、各工業會に之を割當て、參加せしめた。

尙富山縣に於ては『石川縣下の工場視察』、『全國産業安全大會の際に於ける工場見學』、『第二回全國研究會工場見學』、『新潟縣下優良工場視察』を行ひ、長野縣に於ては『關西安全週間視察』を静岡縣に於ては工業懇話會主催にて『縣外工場の視察』を夫々行つた。(第六回安全週間と出版活動概況一の(二)参照)

(6) 安全委員會設置

安全運動に於ける安全委員會の成績は今更茲に詳述する迄もなく我國に於ける安全運動が追年擴大發展し良好なる成績を挙げつゝあるは一にこの安全委員會の活潑なる活動の賜である。

本年度に於ても安全週間の舉行されるに際して、警視廳を始め各府縣に於て安全委員又は安全囑託を任命し夫々部署に任じて活躍した。又新に安全委員會を設立したるものも多數あつた。

左の地方に於ける安全委員會の狀況を挙げる。

安全委員會

警視廳

安全委員ハ從來各工場ヲ單位トシ常置ト週間中トニ分ケ居タルモ、本年度ヨリ東京工場協會ニ本部安全委員ヲ置キ支部ニ支部安全委員ヲ置キタルヲ以テ各工場ニハ工場ヲ單位トシテ安全委員會ヲ組織セシメ、且安全委員ハ之ヲ全部常置ノモノノミトシ、安全運動ノ中樞機關トシテ活動セシメタリ。

埼玉

安全委員會設置ヲ見タルモノ五十工場。安全係ヲ設置シタルモノ七十九工場ニシテ、職工五十人以上使用工場ノ殆ンド全部ニ及ベリ。

滋賀

新設サレタルモノ、製糸、メリヤス、縮緬精練ノ三工場。

富山

常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場ヨリ工務員五十人ニ對シテ一人ノ割合ヲ以テ適任者ヲ選擇報告セシメ、更ニ各警察署ニ於ケル工場係警察官吏一名宛ヲ選定シテ六月十七日付囑託辭令ヲ左ノ如ク與ヘタリ。

工場數 五六

委員數

三五

石川 警察署數 二三三 委員數 二二五
 常時五十人以上ノ使用工場ニ於テ五六工場新設ヲ見タリ。
 福井 行幸安全旬間ノ爲ニ縣下全工場及勞働者災害扶助法ノ適用事業場ニ對シ安全委員ヲ左ノ標準ニ依リ届出シメ、之ニ對シテ夫々警察部長名ヲ以テ囑託辭令及委員徽章ヲ交付シタルモノ二千百十八名ナリ。

従業員五十人迄	同	百人迄	同	二百人迄	同	三百人迄	同	五百人迄	同	七百人迄	同	千人以上
一	二	三	四	五	六	七						

徳島 安全委員囑託 二七工場(男一四八) 一四九名囑託ス。
 愛媛 週間中ノミ縣工場研究會ヨリ安全委員又ハ係員ヲ囑託シタルモノノ左ノ如シ。
 安全委員 二六六名 計 四一六名
 同係員 一五〇名
 福岡 安全週間ヲ契機ニ常設安全委員會未設置工場ニ對シ、之ガ設置方ヲ懇願シ、新設サレシモノ五十一工場ニ達セリ。
 臨時安全委員ノ任命 九五名
 警察側委員 二二七名 計 三六八名
 工場懇話會及工場側委員

(7) 施行細目及工場安全週間日次計畫

安全週間の具體的實施計畫は安全委員會に於ける施行細目と、週間中に於ける日次計畫の決定である。而して其の日次計畫は本協會より頒布せし要綱に指示せる處であるが、更に各廳府縣に於ける實施準備打合會、協議會或は事業主懇話會等に於て其の地方に適應せる施行細目を定めるのであるが、それに準據して尙工場に於て各自の工場の規模の大小に應じて計畫を樹立し、該運動をしてより效果大ならしめんとするものである。

(8) 宣傳印刷物及マークの作成配布

安全週間の趣意をして充分徹底理解せしめんが爲めに行はれる一般的のものは、宣傳印刷物と安全マークの作成配布である。これに關しては各廳府縣共各々その趣向を凝し、街頭に工場鑛山に或は事業場に之を掲示して、勞働災害が如何に悲惨なるかを知らしめ、安全運動の重要性を深く印象せしめることに努力した。其の狀況に關して社會局に報告ありたるものを示せば左の表の通りである。

地方に於ける宣傳印刷物發行狀況

地方別	ポスター	其他の印刷物	佩用安全マーク	備考
警視廳	三一、三二九	三九八、二九〇	二五四、五〇〇	趣意書並ニ實施方法五〇、〇〇〇枚—警視廳標語九三、九八七枚—工場協會作成
京都	一四、六五九	五八、〇三〇	一八九、九三〇	ポスター中府當局作成ノ特製ポスター一四、九四八ヲ含ム
神奈川	三五、〇〇〇	七二、〇〇〇	—	其他ノ印刷物中府當局作製ノモノ一九、八六〇ヲ含ム
新潟	二、九八三	八、〇八〇	一四、五七一	工場協會ニテ調製揭示用ビラ三〇、〇〇〇枚ヲ含ム
埼玉	二、五〇〇	二八、〇〇〇	三、〇〇〇	—
群馬	二、〇〇〇	二八、五〇〇	—	其他ノ印刷物中群馬縣實施要綱二、〇〇〇ヲ含ム
栃木	三、五〇〇	四六、八〇〇	四、〇〇〇	—
静岡	二、三〇〇	二四、八〇〇	—	—

三山	滋賀	宮城	福島	秋田	富山	石川	福井	鳥取	島根	山口	広島	徳島	愛媛	福岡	佐賀	熊本
一、四〇〇	一、五〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	四、七八一	五、五〇〇	一三、八〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	二、一〇〇	七、五〇〇	八五〇	七、一六一	四、五〇〇	七五四	一、五〇〇
八五、五〇〇	二六、八一三	八五〇	二二、二九三	一八、二〇〇	七一、〇五二	五、〇〇〇	一一五、五〇〇	一二、一〇〇	一五、三〇〇	一九、四九三	五三、二〇〇	二九、四〇〇	四六、七二六	一〇二、三〇〇	一、五五六	一七、〇〇〇
三二、〇〇〇	一四、一八八	九、三〇〇			七、〇〇〇		七〇、〇〇〇	八、二三八	一三、七〇〇	一九、〇〇〇	三一、〇〇〇	一三、〇〇〇	三五、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	九、五〇〇	二〇、〇〇〇
<p>其他ノ印刷物中 五六、二〇〇ハ工場聯合會ニテ作成ノモノ ノ ポスター、注意票ハ工場ニ於テ取扱ヒタレバ目下調査中 日次計畫七五〇枚工場懇話會ニテ作製 ポスターノ中 三、八八一工場、事業場、各地工場 其他ノ印刷物中 四八、三九二協會ニテ作成配布 ポスター中ニハ石川縣工業會作製ポスター(二種類)二、 五〇〇枚ヲ含ム ポスター中一〇、三〇〇枚 其他ノ印刷物中七〇、五〇〇枚ハ縣當局ニテ作成 工業主配布印刷物四九三枚ヲ含ム 工場懇話會ニテ購入又ハ調製セルモノ全部ヲ含ム 縣當局ノ安全週間行事計畫案九〇〇枚ヲ含ム ポスター中 一、五〇〇ハ縣當局テ作成ノモノ 其他ノ印刷物中 九、一九七 其他ノ印刷物中、家庭揭示用九〇、〇〇〇枚ヲ含ム</p>																

(9) 懸賞による安全歌標語及ポスターの募集

安全運動の必要性を印象づけ安全週間を有意義ならしめ、延いては従業者の災害に於ける豫防注意を喚起せしむる爲に最も効果的な企ては懸賞による安全歌、川柳、標語及ポスターの募集である。各廳府縣共之を行ひつゝあるところであるが、本年度に於ては殊に盛んに行はれた。又工場に於ても單獨に懸賞を以つて之等の募集を行ふと共に、外に『安全週間に關する感想又は希望』文を募集したるもの多數に達し、何れも安全運動に對して充分なる理解と熱心なる支持を有してゐることが窺はれた。

(10) 安全装置の發明獎勵並に普及

安全週間の究極の目的は産業災害の豫防であるから、其の根本的災禍原因たる機械に對して、其の安全装置の發明獎勵並に之の普及を圖ることは最も有意義なる企てにして、又實によく機宜を得たるものといふべきである。この新しい試みを警視廳に於ては、安全週間に際して之を懸賞を以て募集した。

第三 安全週間に於ける實施準備週間

安全週間に當りて其の實施を圓滿完全に遂行し、その所期の目的を達成せしむると共に、各事業主並に従業者をして安全週間の如何なるものなるかを豫め熟知せしめ、より優良なる成績を擧げんが爲に左記府縣に於ては夫々安全週間に於いて實施準備週間なるものを設けて、安全週間の豫行演習を行つた。

京都 六月二十四日—三十日迄
 秋田 六月二十四日—三十日迄

石川 六月十七日—二十三日迄
 鳥取 七月七日—九日迄
 徳島 六月二十四日—三十日迄
 香川 六月二十六日—三十日迄

七月十日—一週間實施

第四 安全週間に於ける活動狀況

一、本協會に於ける活動狀況

安全週間中、本協會は主催者として、其の趣旨要綱を徹底普及せしむる爲、左の如き活動を展開した。

(1) 第六回全國安全週間趣旨宣揚の爲め各地出張講演
 全國安全週間の趣旨を宣揚する爲めに、本協會に於ては社會局と協力して各地に講師を派遣して、大いに其の宣傳に努めた。(詳細は次項「二、社會局に於ける活動」参照)

(2) 二本協會所藏のフィルム貸與

安全週間に際して其の趣旨宣揚のため、本協會所藏のフィルムを利用するもの多く、従つて希望廳府縣並に工場に對しては之を貸與し其の便宜を計ると同時に、労働災害防止の必要を強調した。本年度フィルムに貸與狀況は左の如し。

株式會社芝浦製作所鶴見工場

九年二月二十六日

講演と映畫の會

秘める危険

(全三卷)

臺本付

閻魔は怒る

(全一卷)

〃

長野縣工場懇話會 (安全週間中)

復活

(全五卷)

精は出しても血は出さな

(全三卷)

閻魔は怒る

(全一卷)

安全十二題

(全一卷)

秘める危険

(全六卷)

後悔と先見

(全二卷)

木工災害豫防

(全三卷)

藤田鑛業株式會社小坂鑛山事務所 (八月六日)

精を出しても血を出すな

(全三卷)

閻魔は怒る

(全一卷)

模範鑛夫となるまで

(全一卷)

秘める危険

(全三卷)

後悔と先見(使用せず)

(全二卷)

備考、小坂、花岡ニ於テ各一日宛映畫大會開催 (八月四、五兩日) 觀衆二千餘名ニ達シ豫期以上ノ成績ヲ收ム

海軍艦政本部 (總務部第三課)

復活 (全五卷)

備考、海軍工作廳從業員ノ教育ノタメ七月十五日ヨリ一週間、鎮海要港部工作部ニ於テ二回乃至四回使用

山形縣工場協會 (安全週間中)

閻魔に怒る (全一卷)
 後悔と先見 (全一卷)
 秘める危険 (全三卷) } 臺本付 計五卷

右の外地方に於ける活動寫眞映寫會開催狀況は本項三の(2)の如く頗る盛大に舉行された。

尙本協會備付の活動寫眞「フィルム」の貸付規定並に従來所藏のもの及び本年度作成のフィルムに關しては、昭和「八年産業福利年報」(昭和九年三月發行)に詳細規定が發表されてゐるので、その方を参照されたい。

(3) 産業安全に關する出版物

産業安全に關する出版物としては、ポスター宣傳印刷物並に雜誌『産業福利』に掲載されたる諸論文の外、左の印刷物を發行した。

- (イ) 工場安全の叫び (第一回全國産業安全大會報告)
- (ロ) 昭和七年第五回全國安全週間報告
- (ハ) 光る安全

二、社會局に於ける活動

安全週間に際して其の趣旨を徹底せしめ、併せて産業災害に關する知識を普及せしむる目的を以て、北海道、神奈川、埼玉、栃木、愛知、和歌山、愛媛、廣島、岡山、山口、福島、長崎、鹿児島及び佐賀の各縣より講演會開催に付き講師派遣方を申請し來れるを以つて、社會局に於ては左の如く局員を派遣し其の宣傳に努めた結果、何れも多大

の感銘を與へ頗る盛會裡に良好なる成績を擧げた。

全國安全週間講師派遣

北海道	同	社會局技師	鯉沼 荊吾
栃木	同	嘱託技師	赤間 雅彦
愛媛	同	技師	井口 幸一
和歌山	同	技師	武田 晴爾
廣島	同	財団法人産業福利協會常務理事	蒲生 俊文
岡山	同	社會局屬	谷野 節子
長崎	同	社會局屬	栗原 美能留
鹿児島	同	社會局屬	上野 民治
佐賀	同	社會局屬	
神奈川	同	社會局屬	
埼玉	同	社會局屬	

三、關係廳府縣又は事業主團體の活動

安全週間中關係廳府縣又は事業主團體は各々其の趣旨の宣揚徹底に努むべく、凡ゆる方法を以て活動を行つたのであるが、其の中で特に主なるものは左の如きものであつた。

(1) 講演會

社會局より講師を招聘して講演會を開催せしことは前節に於て述べたところであるが、尙此の外に各廳府縣、工場協會、工場懇話會又は工場に於て夫々單獨にて講演會を開催せるもの多く、何れも頗る盛狀裡に安全運動に對する理解を深め得た。

左に社會局に報告し來れる地方に於ける講演會の狀況を示さう。

地方に於ける講演會開催狀況

府縣別	回数	聽講者			備考
		工場主	職員	労働者	
北海道	二五	一八三	四、六九一	二、五二五	工場監督官吏 以上ノ裡一工場ダケハ従業員ノ慰安娛樂ヲ兼ネテ 工場安全及衛生ニ關スル活動寫眞ヲ併セ行ヒタリ
東京都	一四	四回ノ外郡部ノ工場四回ノ講演會ヲ開ク	三、五六一	三、九〇五	工場監督官吏 以上ノ裡一工場ダケハ従業員ノ慰安娛樂ヲ兼ネテ 工場安全及衛生ニ關スル活動寫眞ヲ併セ行ヒタリ
新潟	一一	五〇	七、〇九〇	七、一八六	内七回ハ活動寫眞ヲ併セ行フ 内譯「工場監督官吏ニ於テナシタルモノノ四一、八五〇 事業主ニ於テナシタルモノ 二四一、二、三九八 活動寫眞映寫會ヲ併セ行フ
栃木	二二	九六	一、二〇二	一、二八九	工場課長講演
静岡県	二〇	三、二四八	三、〇〇〇	三、〇〇〇	工場課長講演
滋賀	二八	一、二〇二	一、二八九	一、二八九	工場課長講演
山梨	三	三五	五二	一、二〇二	工場課長講演
秋田	八	三五	五二	一、二〇二	工場課長講演

府縣別	回数	聽講者			備考
		工場主	職員	労働者	
富山	三一〇	一〇三五	一、四九九	四、九三〇	工場監督官吏 警察官吏
福井	一一	一三六	四、六八八	一、五八八	工場監督官吏 警察官吏
鳥取	二二	一三六	四、六八八	一、五八八	工場監督官吏 警察官吏
島根	七	二六七	五、八六〇	六、三〇〇	工場監督官吏 警察官吏
山口	九	二六七	五、八六〇	六、三〇〇	工場監督官吏 警察官吏
愛媛	一一	二七〇	六、一五七	六、三〇〇	工場監督官吏 警察官吏
福岡	一〇	二七〇	六、一五七	六、三〇〇	工場監督官吏 警察官吏
佐賀	二六	二七〇	六、一五七	六、三〇〇	工場監督官吏 警察官吏
大分	一七	二七〇	六、一五七	六、三〇〇	工場監督官吏 警察官吏
沖繩	四	二七〇	六、一五七	六、三〇〇	工場監督官吏 警察官吏

(2) 講習會

從來、講習會は各廳府縣共講演會と共に之を附屬的に行ひ來れる處であつたが、本年度は左に示せるが如く警視廳に於ては安全委員講習會を福井縣に於ては災害豫防の目的を以つて汽罐取扱に關する講習會をその關係者一同を集めて開催したる處、頗る良好なる成績を收め得た。

(一) 警視廳に於ける安全委員講習會

◎安全委員講習會開催要項

- 一、會場、一方面ニケ所宛八ヶ所トシ成ル可中央ニ位スル警察署講堂ヲ使用スル様交渉スル管
- 二、會期、一ヶ所二日間ノ場合ハ一日四時間、三日間ノ場合ハ一日三時間トシ毎日午後六時ヨリ開始ノコト
- 三、講習科目、安全運動、機械上ノ災害防止化學上ノ災害防止、建築上ノ災害防止ノ四科目トシ事宜ニ依リ科外講話ヲ行フ
(時間割當ハ安全運動一乃至二。機械二、化學二、建築二、科外一ノ割合トス)
- 四、講習員、支部及工場ノ安全委員ノ外支部役員工場主等
- 五、講師、工場課擔當技師
- 六、經費、本部負擔トス

1、安全委員講習會日時及科目講師

會場名	區別	月	日	科目		講師
				午後六時……同七時五十分	午後八時……同九時五十分	
品川警察署		六月	十九日	建築	兒玉	高野瀨
				安全運動及衛生	化學	
愛宕警察署		六月	二十一日	建築	兒玉	高野瀨
				安全運動及衛生	化學	
四谷警察署		六月	二十四日	機械	高野瀨	兒玉
				安全運動及衛生	化學	
淀橋警察署		六月	二十七日	安全運動及衛生	高野瀨	田邊
				化學	建築	

會場名	區別	月	日	科目		講師
				午後六時……同七時五十分	午後八時……同九時五十分	
兩國警察署		六月	十九日	建築	石井	柴田
				安全運動及衛生	化學	
龜戶警察署		六月	二十一日	機械	柴田	石井
				安全運動及衛生	化學	
本富士警察署		六月	二十三日	建築	石井	柴田
				安全運動及衛生	化學	
三河島警察署		六月	二十六日	機械	柴田	石井
				安全運動及衛生	化學	
八王子警察署		六月	二十八日	安全運動		新海
				機械的災害		
青梅警察署		六月	二十九日	安全運動		機械的災害
				機械的災害		

2、會場及範圍

- 品川警察署 大井、大森、大崎、荏原、蒲田、目黒、澁谷、世田谷、品川
- 愛宕警察署 久松、堀留、新場橋、築地、京橋、月島、鳥居坂、六本木、三田、高輪、愛宕
- 四谷警察署 麴町、丸之内、神樂坂、早稻田、表町、大塚、四谷
- 淀橋警察署 原宿、代々木、戸塚、中野、杉並、目白、淀橋
- 兩國警察署 太平、厩橋、言問、平野、扇橋、洲崎、兩國
- 龜戶警察署 龜有、砂町、小松川、寺島、吾婦、龜戸
- 本富士警察署 錦町、萬世橋、西神田、富坂、駒込、上野、坂本、谷中、象潟、日本堤、菊屋橋、藏前、本富士
- 三河島警察署 板橋、池袋、巢鴨、王子、瀧野川、日暮里、尾久、三河島、南千住、千住

八王子警察署 八王子、府中、町田
青梅警察署 青梅、五日市、田無

3、聽 講 者

- 1、支部安全委員中ヨリ一支部拾名以内
- 2、工場安全實施委員ハ常時五十人以上使用ノ工場ニ限り其ノ代表者一名

- (一) 福井縣に於ける講習會
- (イ) 汽罐取扱者ノミ 一回 二〇〇
 - (ロ) 酸素瓦斯使用者販賣者運送業者 一回 五一
 - (ハ) 警察官ノミ 一回 一〇〇
 - (ニ) 汽罐及瓦斯使用者 十回 四五〇
- (註) 講習會ハ主トシテ汽罐取扱ニ付汽罐取扱主任及酸素瓦斯ノ使用者、販賣人等ヲ集メ受講セシメタルモノナリ
- 又安全週間を利用して北海道、山梨、三重の一道二縣に於ては工場體操講習會を開催した。

(3) 活動寫真映寫會

安全週間に際して活動寫真を利用するの傾向が、最近頗る盛んになりたるは、文書圖書に依る宣傳よりも、一時に多數の従業者を一堂に集め得て、而も興味深き劇化せる安全物語によつて直接に産業災害の脅威と安全運動の必要性とを深く其の腦裡に印象づけ、效果絶大なるものがある爲めである。

本年度に於て此種映寫會を開催せるものにして社會局に報告し來れるものは左の通であつた。

府 縣 別	回 數	觀 覽 者 數	備 考
京 都	一七	五、五七八	
埼 玉	一一	一一、三一八	十四工場十七回
栃 木	一七		
三 重	二		
山 梨	三	三、〇〇〇	
福 井	一三	九、一〇〇	
島 根	一		
愛 媛	一四	五、六〇九	参加工場數四六工場 工場職員二二八名、職工數五三八一名
福 岡	二八	二二、一五〇	
佐 賀	二六	六、二三七	地方に於ける講演會開催狀況参照

(4) 新聞紙に依る宣傳

地方新聞紙に依る宣傳の效果大なるは論を俟たいところであるが、未だ多く此の方面の利用が行はれてゐないのは些か物足りなさを感じしめる處である。福井縣に於ては一昨年より毎年安全週間舉行前具體的方法の準備計畫等機會ある毎に地方發行の各新聞紙上に其の記事を掲載して一般的に宣傳してゐたが、安全週間初日たる七月一日には警察部長の「安全週間に就て」と題する談話を掲載し、工場、事業場及従業員に對して一層の努力を求め、安全週間の精

神を高潮するに努めたるは例年の通であつた。

(5) ラヂオ放送に依る宣傳

安全週間に際して其の第一日に社會局長官が東京市中央放送局よりラヂオを通して全國に安全運動趣旨の講演放送をなし、事業主及び従業者は勿論、一般社會へも其の必要なることを高潮して官民一致の協力を求めたるは昭和六年第四回全國安全週間を以て嚆矢とし、昨年亦之を行ひたるところであつたが、本年も亦其の第一日に社會局長官の放送をなしたるは既に述べたるところであるが、本年は放送局の都合上全國に中繼放送困難なりし爲め、特に福岡縣に於ては警察部長が六月二十九日午後五時三十分より六時迄福岡放送局より安全週間に關する放送をなした。尙安全週間の最終日を終るに當りて東京中央放送局より『現代の生活の完成と安全運動の重要』と題して蒲生常務理事の放送が有り社會一般に向つて安全の重要に對する關心を高めた。

(6) 街頭宣傳

警視廳及び福岡に於ては工場鑛山又は事業場のみを宣傳に止めず、一般社會人に對しても安全運動の趣旨を理解せしむる目的を以つて、街頭にまで進出し其の宣傳に努めたるは昨年と同様である。即ち福岡縣に於ては旅客運輸自動車、電車、軌道其他の交通機關の諸會社と交渉して全従業員に安全マークを佩用せしめ、又電車、自動車等の車體の見易き場所には『第六回安全週間』と大書せる宣傳布又は額面を掲示して一般社會人の注意を喚起した。

(7) 實地指導

關係廳府縣又は工場協會或は工場懇話會等の如く指導的立場にあるものが、安全週間中自己の管内の参加工場に直接赴いて實地に之を指導することは、安全運動の發展上又は工場労働者の災害豫防上緊密缺くべからざるところである。従つて各府縣に於ても此の見地より夫々分擔區域を定めて、週間中工場監督官吏や警察官吏が工場に出張して懇切周到なる注意を以つて指導に當つた。本年度に於ける其の活動状況にして、社會局に報告ありたるものは左の通りである。

府縣別	工場數	職工總數	指導者	備考
群馬	九五	二二、六二二		
静岡	一〇九	二二、二四八		
滋賀	(二二) 八三	(一四、七〇〇) 二〇、二八〇	工場監督官吏	
秋田	四〇	二、五三四	工場監督官吏	
富山	六一七	一四、五一九	警察官吏	五四一八八六名ハ事業場ナリ。其他工場係員之ヲナセルモノ六工場二、五三一一名ニ及ベリ。
島根	七八	八、六五二	警察官吏	
愛媛	一〇八		警察官吏	
佐賀	二、六九八	五、一六〇	工場監督官吏	
熊本	一九二	八、〇八二	工場監督官吏	

(8) 施行状況の視察

實地指導と相俟つて指導的立場にある廳府縣、工場協會又は工場懇話會等に於て、安全週間中各工場に赴いて其の施行状況を視察することは、これ亦安全週間施行上又は其の發展を期する上に於ても頗る必要なることである。従つ

て各府縣共各々其の分擔區域を定めし工場に出張し其の施行狀況を視察したのであるが、社會局へ其の狀況を報告せるものは左の通りである。

府縣別	回数	工場數	職工數	視察者	備考
京 都	七八			縣下十一警察署	工業會役員 一三六名ヲ以ツテ視察ス 警察官 八三名
三 重	八				工場監督官吏 警察署ニ於ケル視察組數三十六組、工場 課員警察署員、工業會支部役員ト協力
石 川		一、二四四			

(9) 國旗及安全旗掲揚式

かねて安全週間に際して祈願祭と共に國旗掲揚式を舉行するの件に就て論議されつゝあつたが、本年度に於ては國家非常時の安全週間として、これを舉行せるものがあつた。これは産業日本の力強き發展に伴ふ國家的安全運動として頗る意義深きものにして、且つ従業者をして直接國家的重要産業にたづさはつてゐるとの念を深め、安全運動教育上非常なる好影響を及ぼした。

(10) 安全祈願祭

最近安全週間に際し各廳府縣共、産業安全祈願祭を執行するもの頗る多きを加へたるは、安全運動に對して深刻味を與へ産業人の凡てに敬神の念を涵養し、且つ之が實行の心意を緊張せしめる上にも頗る有意義なるものである。本年度安全週間に際して祈願祭を執行したるものにして、社會局に報告ありたるは警視廳、京都、三重、富山の一廳一府二縣であつた。

警視廳 各工場ニテ祭祠スル諸神ニ對シ(工場ニ祭祠ナキトキハ近隣ノ氏神) 従業員一同參詣シ安全祈願祭ヲ行フト共ニ敬神思想ヲ培ヒ精神統一ニ資ス

京 都 第一日ニ各工業會ニ於テ役員及工場主等カ管内ノ可然神社ニ參集シ祈願ヲ行ヘリ各工場ニ於テモ適宜附近ノ神社參拜又ハ工場内ノ祭祠ニ參拜祈願ス

三 重 工場聯合關係者(警察部長、工場課長、外二名)及工場主側代表者並男女職工總代ハ未明宇治山田市ニ集合午前五時ヲ期シテ一同 外宮(豐受大神宮) 内宮(天照皇大神宮)ニ參拜、工場安全祈願ヲナス

(11) 慰 靈 祭

安全週間に際して工場に於て労働災害の犠牲となりたる工場労働者の靈を合祀し之を慰むるは、故人に對する當然の禮である。

警視廳に於ては例年之を執行し來れるところであるが、本年度は香川、富山兩縣に於ても之れを執行し一般工場労働者には勿論、多數の遺族に對しても慰むる處大にして、感慨特に深きものを與へてた。

警視廳 七月二日、日比谷市政調査會館ニ於テ慰靈祭ヲ執行シタルニ多數ノ遺族、工場等主等ノ參列ヲ見タルコトハ安全運動上特記スベキモノト思料セラル
富 山 祈願祭ニ引續キ従業員ノ遺族ヲ招待シテ慰靈祭ヲ行フ

第五 安全週間の事業

一、本協會並に社會局に於ける事業

安全週間後社會局に於ては廳府縣より施行狀況の報告を受けると共に、常時使用職工五十人以上の工場より其の成

績の報告を受け、週間中の災害率竝に施設事項に付調査を行ひ、本協會に於ては關係廳府縣を経て優良工場の表彰申請をなさしめ、其の審査の結果、週間中其の成績優良の工場に對しては夫々表彰を行つた。
其の詳細なる報告に關しては後述する。

二、關係廳府縣又は事業主團體の事業

安全週間に於ける關係廳府縣に事業主團體の主なる事業は左の通である。

(一) 安全週間の結果報告

安全週間の結果報告として行はれるものは普通左の如きものである。

(1) 安全週間成績調査

安全週間後は各工場共、災害率竝に施設事項其他各種の参考資料、有益なる統計を作成して關係廳府縣へ報告し、各廳府縣は更に之を一括して安全週間の詳細なる施行狀況報告書を作成して之を社會局に提出した。

(2) 批判會

第五回安全週間以來、その終了後安全週間批判會を開催するもの次第に増加するを見るに至りたるは、我國安全運動が漸く普及し、理解されたる結果にして、其の事業の將來の發展充實のために頗る實利的な企てである。

即ち工場に於ては安全委員會が主催となりて、自己の工場内に於ける安全週間の批判會を行ひ、關係廳府縣に於ては工場協會又は工場懇話會等が主催となり參加事業主の參集を求めに批判會を行つてゐる。

(3) 座談會

批判會が將來の安全週間に對して甚だ有意義なる企てなるが如く、座談會も亦緊要適切なる企てである。

三重縣に於ては七月八日(土曜日)縣下主要工場の安全週間施行主任者を集めて、座談會を開催し、第六回全國安全週間實施の成績並に將來之が施行に關する意見の交換を行つた。其の概況は左の通である。

座談會要領

出席者

工場課側

森本工場課長、岡田地方警察技師、細野屬、内田屬、後藤屬、岡村屬、岡部技手、野口技手 以上八名

工場側

株式會社NTN製作所桑名工場	瀧口征夫	小野田セメント株式會社藤原工場	渡壁石松
平田製網株式會社紡績工場	早川愛之助	東洋紡績株式會社津工場	村西禎次郎
岸和田紡績株式會社津工場	刈屋三郎	關西製絲株式會社津工場	中野欽平
三重人造絹絲株式會社	岡島明	おぼろタオル株式會社	森田晃
國分製材工場	中村晋五郎	松阪木綿株式會社	瀧上磯吉
鐘淵紡績株式會社松阪支店	江越道俊	笹川紡績株式會社第一工場	石川正名
株式會社三重出版社	倉田鑛太郎	東洋紡績株式會社山田工場	平尾秩夫
新綾部製絲株式會社	河井瀨	宮川モスリン株式會社宮川工場	岡田達一
宮川モスリン株式會社宮川工場	山本重剛	五島絲製株式會社	五島小三郎

以上十八名

午前九時四十分開會

課長(理事長)開會ノ辭

私ハ本年四月本縣工場課ニ御厄介ニナル様ニナリマシテ今後皆様ノ御後援ニヨリマシテ縣下工場ノ圓滿ナル發展ノ爲努力スル

コトヲ得マスコトハ誠ニ欣幸ニ存ズル次第デアリマス。

本日オ集リノ方々ハ工場ノ事務ニ御繁忙ナ中ヲ態々御來會下サイマシテ主催者トシテ有難ク御禮申シ上ゲル次第デアリマス。工場安全週間に就テハ私ガ今更事新ラシク申上ゲルマデモナク直接安全運動ヲ御研究ニナリ實行セラレタ各位ノ方ガ御實感ガ多イカラ澤山ニ御意見ヲ持ツテ居ラレル事ト存シマス。

今度デ第六回ノ工場安全週間に實施セラレタノデアリマスガ今迄ニハ一度モ實務ニ當ラレル皆様方ヲ一堂ニオ集リ願ツテオ話ナリ御意見ナリヲ拜聽スル機會ガナカッタ事ハ聊カ残念ニ存ジマシタカラ少シ遅イ様デスガ第六回ノ安全週間に期シテ始メテ工場安全座談會ヲ催スコトニナツタノデアリマス。

コノ座談會ノ席デ皆様ガ今度御實行ニナツタ事項ヲ將來ニ於ケル御希望等ニ就テノ御意見等ヲ承リ尙回数ヲ重ネテ參ツタ爲聊カ慢性ニ流レ惰氣ヲ生ジタヤノ氣分ガ在リハシナイカト云フ點等ニ就テ後日ノ參考ノ爲ニ皆様方ノ隔意ナキ御意見ガ拜聽シタイノデアリマス。

コトシタ座談會ノ席デ御互ヒ隔意ナキ御意見ヲ出サレテオ互膝ヲツキ合セテ意見ヲ交換シザツクバラニ話合ヒスル所ニ座談會ノ價值ガアル理デアリマスカラ將來工場安全ノ爲且ツハ工場發展ノ爲大イニ斯界ニ貢獻スル心持デ忌憚ナキ御意見ヲ拜聽スルト同時ニ此ノ機會ニ工場聯合會ニ對スル各方面ノ御意見ガアリマスレバ併セテ拜聽致シ度イノデアリマス、本日ハ随分暑サガ酷シイデスカラ皆様上衣ヲヌイデ樂ナ氣分デ充分ユツクリ御話合ヒ下サレンコトヲ希望致シマス。

岡部幹事 今度各種「ボスター」「ヤ」「マーク」ノ配布ガ都合上非常ニ後レマシタガ將來ハ可成速ク御配布申上ゲル心掛ケデ居リマス殊ニ「マーク」ハ各方面共大分不足ヲ告ゲタノデアリマスガ實ハ工場職員ヲ三千人ト見テ三千個職工數ヲ三萬一千人分、外ニ餘分一千個ヲ加ヘテ都合三萬五千個注文シタノデアリマスガ未ダ不足ヲ告ゲタノデシタ來年度ハ充分行キ渡ル様ニ御配布申上ゲル心算デアリマス。

理事長 總テ安全運動ニハ精神上ノ働キガ偉大ナ效果ヲ齎スモノデアリマスカラ精神的ノ感ゾ深カラシメル爲ニ今度初メテ國旗掲揚式ヤ神宮並宮城ノ遙拜、一分間瞑想等ヲ思ヒツイテ實行願ツタノデアリマス是ニツイテ御意見ハ何ウデシタカ。

岸紡刈屋氏 默禱ヤ瞑想ヲ實行シマシタガ餘リ成績ガ擧ラナカッタ様ニ思ヒマス。

理事長 落着ヲ與ヘル爲ニハ非常ニ好イト思ヒマシテオ願シタノデシタ丁度「朝の早出は無事の基」ト同様ニ作業前少シ早く出テ各自自分ノ仕事場ニ座ツテ頭ヲ冷靜ニシテ瞑想ヲヤル事ハ何ンナニカ落着ヲ見ルカ知レナイト思ツテ。

關西製絲津工場 私人ノ方デハ國旗掲揚式ヲヤツテソレカラ神宮遙拜、祖先ノ禮拜ヲシタノデスガ遙拜、國旗掲揚、君ケ代ノ順序ハ何シタラヨイカ不明デシタガ確カニ緊張シタ心ノハリガ出來テ良イ事ダト思イマシタ。

理事長 順序ハ國旗掲揚式ヲヤル時君ケ代ヲ齋唱スル様ニスレバ良イデスガ國旗ノ桿ハ高イ程良イ様デス。

岸紡刈屋氏 國旗掲揚式ハ大變ニ良イト思ヒマシテ實行シマシタガ全ク效果ガアリマシタ二日朝雨ガ降ツタノデ止シマシタガソレ以外ノ日ハ毎朝四時ニ起キテ實行シマシタ續イテ工場體操、訓示ヲヤツテ工場内ハ入レル事ニシテ居マシタ國旗掲揚式ハ朝早く行ツタノガ最モ莊嚴デ皆ガ緊張シテ良キ感ゾ與ヘマシテ通勤者ニハ四時半ハ少シ早過ギマシタカラ寄宿舎ニノミ實行サレマシタ將來安全週間にハ毎日實行スルツモリデス安全默禱ハ朝工場訓話ヲ致シマシテ工場内ハ職工ガ入ルト直チニ作業ヲ開始スル爲出來マセン午後二時ノ交替ニハ猶困難デス御趣旨ハ誠ニ良イ事ダト思ヒマスガ考ヘテ見マスト各自隨意ニスレバウマク行キマセンヤハリ指導者ガナイト駄目デスシ一所ニ集メテヤルノデナイトウマク行キマセンカラ來年カラハ默禱、瞑想ニツイテ適當ニ考ヘテ見タイト思ヒマス。

理事長 趣旨ハ良イト思フノデスガ方法ニツイテ更ニ考ヘテ見ルコトニシマセウ。

岸紡刈屋 大體私ノ方モ隨時隨意ニヤラシマシタガ實際一齊ニヤルノガ良イト思ヒマス。

理事長 東紡山田工場ノ方ハ何ンナ感ゾヲ持ツテ居ラレマスカ。

東紡山田工場 今度實施事項ノ中デ國旗掲揚式ハ全ク良イ事ダト思ヒマシタ中ニハ感極マツテ涙ヲ流ス者モアリマシタ朝ハ四時半ト午後ハ二時頃ト二回行ヒマシタガ午後二時頃ノハ氣分ガ良クナイノデスネ矢張り朝デナイト駄目ナ様ニ思ヒマス。

理事長 一分間瞑想ノ方ハ修養團カデ一夜講習會ヲヤツテ居リマスガソノ中ニ靜座默禱ヲヤツテキマスネ、アレカラヒントヲ得タノデシタ。

官川モス岡田氏 私人ノ方デハ毎日安全旗ヲ掲ゲマシタ來ル九日ノ「献金勞働デー」ニハ國旗ヲ掲揚スルコトニナツテ居リマス。

理事長 デハ將來毎月一日ニハ國旗ヲ掲揚シタラ何ウカト思ヒマスガ御意見ハ如何デシヨウ。

岸紡、平田紡始メ一同賛成

理事長 安全默禱ニ付テ外ニ御意見ハアリマセンカ。

宮川モス 私人ノ方デハ毎日就寢前床ニ座ツテ默禱ヲサセテ居リマスガ安ラカナ眠ヲ取ル上ニモ效果ガアルカト思ヒマス。平田製綱紡績 朝八時ト夜八時ト二回鐘ヲ七ツ打ツテ一齊ニ瞑想ヲ實行サセテ居リマス工場ノ何處ニ居ル職工サンデモ鐘ノ音ヲ聞

ケバ直チニ其場デ合掌シテ瞑想ヲヤルコトニシテ居リマス時間デスカ時間ハ一分カ二分デス。
岡部幹事 四日市東紡トカデモ黙禱鈴デ以テ五分間位行フ様デスネ。
理事長 五分間ハ少シ長イ様デス先ヅ一、二分位ガ適當デナイカト思ヒマスネ。

松阪木綿 サノ方ハ國旗掲揚式ハヤラレマシタカ。

松阪木綿 國旗掲揚式ハ致シマセンデシタ。

理事長 皆様方ノ工場ニハ安全委員會ノ組織ハアルデシヨウカ時々會合ヲヤラレマスカ。

宮川モス 委員會ヲ造ツテ時々會合ヲヤリマス。

理事長 今度新シク安全委員會ヤ安全係ヲ設ケタ工場ハ無イデシヨウカ。

他ノ工場ノ方デ委員會ニツイテ參考ニナルコトハアリマセンカ。

岸和田紡績 毎月一回會合スルコトニナツテ居マスガ實際今日デハ年二、三回位デス怪我シタ後ハ必ず原因調査ヲスルコトニナツ

テ居マシテ其結果ヲ「カード」ニ記入シテ殘シテ置クコトニシテキマス、コウシタ職務ハ保險部ノ方ニマカセテ居マス。

理事長 東紡津工場ノ腕章ハ綠色デ柔カイ感ジガアツテ良イ様デスネ。

東紡津 昨年カラ緑ヲ用ヒマシタ。

岸紡津 刺戟ヲ與ヘル爲赤ノ地色ニ綠デ十字ヲ繪イタモノヲ用ヒテ居リマス。

理事長 先達朝日ニモ出テ居マシタガ藤水田造船所ノ統計ニ依リマスト何ウモ給料日前後ニハ災害ガ多イト云フコトニナツテキ

マスネ勘定日前後ニハ家計上ノ煩悶ガ多イデアリマセウシ災害原因ガ家庭ノ事情ニ基ク向ガ多イノデシヨウ、縣デモ家庭ノ協

力ヲ求メル爲今度始メテノ試トシ「家庭安全葉」ヲ職工サンノ家庭ヘ配布シタノデシタガ各家庭ニ何ウ反響シタノデシヨウカ小

野田サン如何デスカ。

小野田 私ノ方デハ勘定時ハアマリ目立ツテ災害ハ多クハ無イデスガ大體ハ作業開始後一、二時間經ツタ時又ハ勞働ガ八時間モ

續イタ時多イ様ニ思ヒマス。

岸紡津 小野田サントハ違ツテ私ノ方ハ終業前一、二時間前ガ多イ様ニ思ヒマス。

國分製材 私ノ工場ハ人員モ極メテ少イシアマリ反響ガナカツタ様ニ思ハレマス。

三重人絹 僕ノ方デハ仕事ガ連續シテ居ル關係カラ國旗ノ掲揚式ガ出來ナイノデス仕事ノ具合ガ十二時間ヅ、ブツ通シデ一齊ニヤ

ル事ハ困難デス。賃金ノ締切ハ毎月二十日デ支拂ガ二十五日ニナツテ居マスガ賃金時期ニハ氣ノ緩ミカラデシヨウカ隨分災害ガ
多イ様ニ思ヒマス。尙將來ノ希望トシテ何ウカ「マーク」ハ全員ニ行渡ル様ニ澤山御配布願ヒタイ職工外ノ小使ヤ職員ニマデッ
ケル様ニ願ヒタイノデス。

「安全ノ葉」ハソノ効果ハ充分ハ判リマセンガ男工ガ非常ニ喜ンデ居タ様デシタ併シ男工ハ週間ニ對シテ馬鹿ニシタ氣分ガアル

様デ「マーク」ヤ「ボスター」ヲ見テ又カト云フ様ナ言葉ヲ聞キマス。

理事長 今度ノ愛國マークノ佩用ハ叫ビガ大キスギタトノ聲モアツタ様デスガ何ソナモノデシタカ。

平田紡績 金屬製ノ「マーク」ハ事務員ヤ委員ヤ指導者ニツケサシマシタガ一般女工ニハ寒冷紗デ造ツテ全員ニ佩用サセマシタ。

寒冷紗デ造リマス「ピン」共デ二、三厘カ、リマシタ。

理事長 實ハ「國ノ守リゾ身ヲ守レ」ト云フ標語ノ意味カラモ進メテ、又時局ニ鑑ミ右ニ愛國「マーク」左ニ安全「マーク」ヲ

佩用シテ頂クコトニシタノデシタ。

理事長 安全競争ハ何處カノ工場デ實施セラレタ所ガアリマシタカ。

東紡津工場 安全燈ヲ用ヒテ實施シマシタ安全週間中怪我ガ無カツタ日ニハ作業部毎ニ提灯ヲ一ツ宛吊リ七ツ揃ヘバ安全週間中

ニ於テ全部一度モ怪我ガ無カツタ理ケデス實ハ裝飾的ニ無氣味ニ提灯ヲ吊ルヨリ良イト思ツテヤリマシタ。

理事長 富士紡デシタカ寄宿舎ノ部屋ヲ同郷者同志ニ分ケテオ互ヒ病氣ヤ怪我ヲシナイ競争ヲサセテ居ル様デスコレモ一方法デ

ハナイカト思ヒマス岸紡デハヤツテ居ラレル様デスガ他ニヤツテキル所ハアリマセンカ。

小野田セメント 週間中ノミデナク私ノ方ハ常時各作業別各工場別ニ統計ヲ取ツテ競争サセテ居マス。

理事長 將來安全、能率競争ヲサセルト良イ様ニ思ヒマスネ安全標語ノ募集ハドウデシタ。

來年ハ安全「ボスター」ヤ標語ノ募集ハ少々少クシテ危險設備上ノ完全ヲ期スル目的デ危險箇所ノ發見ニツトメル爲安全申告

用紙ヲ作ツテ全般ニ配布シテ各工場デ危險箇所發見競争ヲヤツテ見ヨウカトモ思ヒマス是等モ入賞者ガ多クナレバ普及上良イト

思ヒマス東紡デハヤラレタ様デスガ確カニヨイコトダト思ヒマス。

東紡津 危險申告ヲヤツテ賞與ハ一、二、三ト分ケルノガ面倒デス然シ一、二、三モ定メテ又應募者全體ニ輕少ナ賞品ヲヤルコ

トニ致シマシタ。

東紡山田 懸賞募集ヲ致シマシタガ縣ヘ送ルノヲ非常ニ遅ラカシテ甚ダ申譯ナク思ツテ居マス、今度ハ始メテ工場デ安全スタンブ

ヲ造ツテ配布シタ印刷物ニハ皆「スタンブ」ヲ捺シテ渡シマシタ。

理事長 松阪木綿ノ方デハ日本災害豫防協會發行ノ「ボスター」ガ貼ツテアリマシタガアレモ良イコトダト思ヒマシタ。

理事長 一般ニ安全週間ニ對シテ幾分情氣ヲ生ジタ氣分ガアル様ニ思ヒマスガ安全週間ノ息ヲ吹キ返ス方法ハ何カナイデシヨウカ無論何ウシテモ機會アル毎ニ安全訓育ガ必要ナコトハ申上ゲル迄モアリマセンガ。

東紡津 私ノ感ジデハ一同ヲ同一場所ニ集メテ訓話スルヨリモ各個訓練デ各係ノ係長ガ折ヲ見テ係員ニ危險注意ノ氣持ヲ注入スルノガ一番效果ガアル様ニ思ヒマス。

三重人絹 時々一同ヲ集メテ身體髪等皆之ヲ父母ニ受クト云ツタ様ナトコロカラ病氣ヤ怪我ノ恐ロシサヲ話スト共ニ又各係員ヲシテ自分ノ受持職工ノ一人ノニツイテ又特新入者ニハ危害豫防ニ就テ話ヲシ翌日危イ所ヲ實地ニ就イテ逆ニコチカラ質問スルト云ツタ方法ヲ採ツテ居マスガ隨分效果ガアル様ニ思ツテ居マス。

東紡山田工場 各係カラ教育スルコトハ要求事項ガ多過ギテ職工ガウルサガル様デスカラコレモ只今デハヤメマシタ安全方法ニモ慰安ヲ加味シタルモノニセネバナラヌト感ジタノデ清涼飲料水等ヲ七月一日カラ與ヘルコトニシテ居マス。

理事長 一般ニ安全週間ノ氣分ハ何ウ感ジテ居ラレマスカ。

東紡山田工場 新入職工ト舊職工トヲ比較シマスト怪我ハ何ウシテモ新入工ニ多イデス安全週間中新入者ニ大分怪我が多クツタ怪我シタ者ニ聞キマスト怪我ヲシテハイケナイト堅クナリスギタ爲ダト彼等ハ云ツテ居マス原因ニツイテハ數日中ニ詳細調査ヲ遂ゲテ工場デ對策ヲ講究シテ見タイト思ヒマス。

理事長 神戸製網所デハ安全規則ヲ作ツテ之ヲ實行シ特新入職工ニハ訓育ヲヤカマシクシテ居ラレルガ全ク良イ方法ダト思ヒマスガ。

東紡山田 實際怪我スル者ハ惡イト識リツ、怪我ヲシテ居マス。

三重人絹 傷害者ノ名前ヲ明示シテ原因、結果ヲ明ラカニスルコトハ職工ニ恐怖心ヲ起サシメル爲面白クナイト思ヒマス。

理事長 之ハ惡クハナイ寧ロオ勸メシタイト思フノデスガ。

東紡山田工場 私ノ方デハ安全揭示板ニ傷害者ノ氏名、時刻、原因、狀態ヲ掲ゲタノデスガ職工ガ嫌フ様デシタノデ二、三ヶ月ヤメマシタラ又傷害ガ増エテ來タ様ニ思ヒマスノデ又備ヘルツモリデス。

岡部幹事 姓名ヲ出スコトハ惡クナイソウデス、反感ヲ持ツモノモアルデセウガ充分理解サセレバ效果ガアルソウデス、切斷サレタ指等ヲソノ儘「アルコール」漬等ニシテ公示スルノダソウデスガ姓名ヤソノナモノ等ヲ出サレルト恥カシイノト、又他ノ人ガ之ニ同情スルノデオ互ニ注意スルタメ結果ガ良イノデセウ。

二度三度ト度々怪我スル癖ノアル職工ガ工場ニハヨクアル様デスガドウデスカ。

岸 紡 私人ノ工場デモ度々怪我ヲスル者ガアツタノデ終ニヤメサセタコトガアリマス。

東紡山田 怪我ノミデナク病氣モソノ通りデ一度病氣ニカカル者ハ二度三度ト病氣ニナリマス又怪我スル者ニハ病氣ガ多イデスネ

理事長 避難演習ハ何處ノ工場デモ皆ヤラレタ事ト思ヒマスガ。

岸 紡 混雜シマスケレ共時々實行シテ居マス丁度昨日演習ヲヤリマシタアノ配布ヲ受ケタ避難演習方法ノ中ニ腕ヲ押ヘルトアルノハ何ウ云フ譯デスカ。

理事長 左手デ右ノ腕ヲ押ヘマスト沈着冷靜ニナリ落着キ與ヘルモノデス又避難ニ當ツテ前ノモノヲ押シノケナイ爲ノ用意デシテ怪我人ガ多イノハ落着キ忘レテ我先ニ前ノモノヲ押除ケテ逃ゲル爲オ互ヒアワテテ顛倒スルソコへ後カラ來ル者ガ折重ナツテ

轉ブト言ツタ様ナ有様デ怪我人ヲ多ク出スモノデ避難ニ際シテハ焰自身ヨリモ高イ窓カラ飛び下リタリシテ轉ンデ踏マレテ怪我スル方ガ多イノデアルカラ手ヲ押ヘレバ落着キ與ヘテ秩序ヲ正シク避難出來ルノデス、アメリカノ小學校等デハ火災ガ起ツタ時

ニ全員攀ツテ腕ヲ押ヘテ順序ヨク避難スル様常々演習シテ居ル様デス。

東紡津 私ノ方デハ實行シマシタガ全ク良イ事ダト思ヒマシタ。

理事長 ソレトモウ一ツ感ジタ事ハ平素ヨリ非常口ハ時々開イテ見ルコトデス、長ク捨テ、置キマスと鑄ビタリナンカシテ容易ニ開カナカツタリスル場合ガアリマス又平素カラ非常口ヲ使ハナイト非常口ヲ突差ノ場合ニ思ヒ出セナイコトガテリマス劇場デ「ファイルム」カラ火災ヲ起シタ場合ニモ誰デモ自分等ノ入ツタ所カラ出ヨウトスルモノデソノ結果死傷者ヲ出シテシマツタト云フ實例ガアリマス、平素ヨリ非常口ヲ知ラシテ置イテ突差ノトキ殆ト無意識的ニ行ケル様ニスルコトガ最モ大切ナコトダト思ヒマス尙工場ノ入口ハ東紡津工場等デハ何レ程アリマスカ。

東紡津 出入口ハ二十個所程アリマス、丁度演習ニハ六百名ノ職工ガ六分間デ完全ニ避難スルコトガ出來マシタ。

岸 紡 寄宿舎ノ方ハ大體完全ニ統一出來マシガ工場ノ方ハトモ混雜シテ良好ナ結果ハ擧ゲラレナカツテ残念デシタ。

宮川モス 避難ハ落着イテ順序ヨクヤラネバナラヌノデスガ私人ノ方デ行ツタ記録ニヨレバ速イ者ハ四分間遅イモノハ十二分間ノ二

通リアツタ理ケデス所ガ病人ガ一人残ツテ居ルコトヲ報告シテ來タノデ殘ニ思ヒマシタ。消防演習モヤリマシタガホース等ヲ繼イデ水ガ出ルマデニ二十分間モ費シマシタ全ク日頃ノ訓練ガ必要デシテ二十分間モ水ヲ出スノニカ、ツテ居テハ工場全部燒ケテ了ラデアロウト思ヒマシタ。

理事長 週間中ニ日曜ガ入ツテ居ルガ御感想ハ如何デスカ、日曜ヲ利用スル爲ニ家庭安全日ヲ入レタノデス、東京ノ方デハ此ノ日曜日ニ慰靈祭ヲ行ツタ様デスカ慰靈祭ヲ行フ方ガ良イトノ事デシタラ次ニハ實行シテ見タイトモ思ヒマス、今度ハ新シイ試トシテ家庭ヘ呼ビカケタノデシタ。

東紡山田津 慰靈祭ヨリモ家庭安全日トシタ方ガ良イト思ヒマス。

理事長 此ノ日曜日ニ體育民踊ヲヤツタ所モアリマス例ヘバ名張町等デハ之ヲ行ツタ様デスネ、然シ家庭安全日ガヨイトノ御意見デスカラ慰靈祭ハ週間終了後又ハ其ノ他適當ノ機會ニ御願スルコトニ致シマセウ。

東紡津 私ノ方デハ週間ノ始メニ祈願祭ヲ實施シマシタ慰靈祭ハ佛敎團ノ方デ平素ヤツテ居マスカラ週間中ニハ施行シナカッタノデス。

理事長 他ニ皆様方ノ工場デ實施セラレタ事デ縣下ノ各工場全體ガ實施シタラ何ウカト氣付カレタ事ハナカッタデスカ。

岡部氏 何デモ實行ニナツタコトガアリマシタラドシ言ツテ下サイ職工ノ安全申告ヲヤツテ見ル所ハ無イデスカ。

岸紡津 危険防止ノ完全ヲ期スル爲ニ危険申告箱ヲ常置シテ居リマシタガ一通モ出ナイデス。

東紡津 所ガ期間ヲ定メテヤリマスト投書スルモノガアリマス、今度ハ九人ノ面白イ申告ガアリマシタ、ソノ中ノ一二ヲ擧ゲマスト「非常口ヤ出口ノ戸ヲ取付ケル場合ノ注意」トカ「下水ノ蓋ノ無イ所ヲ指摘シタ」ノヤ其ノ他一般怪我シソウナ所ノ注意ガ相當アツタノデス。

理事長 申告ハ匿名デヤラシマスカ。

東紡津 匿名デハヤラナカッタデス然シ申告箱ノ所在ヲ知ラナイ人ガ澤山アツタ様デス。

岡部氏 夜遊ビヲ少クスル方法ハ何ウナサイマスカ。

N T N 別ニ方法ハ研究シテ居リマセンガ入口ニ稻荷神社ガアリマスソコデ目禮祈願シテ入ラセルコトニシテ居リマスガ結果ハ良イ様ニ思ヒマス。

理事長 青年訓練所ノ設ケハアリマスカ。

N T N アリマス今度安全週間中ニハ全部ニ實施シマシタガ平素ヨリ在郷軍人分會ヲ造ツテ居リマス。

理事長 關西製絲サンデハ何ウデシタカ體操ハヤラレマシタカ。

關西津工場 作業開始ハ午前六時四十分デスカ丁度開始前體操ヲ行ヒ十分前ニ入場セシメテ各作業場ニリーダーガアツテ安全默禱ヲナシ作業ニ移ルコトニシテ居リマシタ。

龜山製絲 六時四十分ニ體操ヲ始メ後「大御心」ノ合唱ヲスルコトニ定メテ居タノデス。

理事長 大工場デハ體操ヤ民踊ヲ實行シテ見ヘル様デ誠ニ結構デスカ尙體育獎勵ノ手段トシテ女ニモ庭球大會ノ様ナモノヲ一年一回位開催シテハ何ウカトモ思ツテ居マス、然シ「スポーツ」ハ過度ニ陥リ易イ弊害モアリマスカラ氣ヲ付ケネバナリマセンネ。

龜山製絲 戸外デヤル運動ハ比較的暇ノ多イ作業場ノ者ノミ傾クノト同時ニヤリ過ギル傾向ガアルト思ヒマス。

關西製絲津 全部一齊ニ施行スルコトハ出來ナイピンポン位ヒガ適當デアロウト思ヒマス。

理事長 ビンボンモヤリ過ギル様ニ思フカラ寧ろ體操體育民踊ヲ短時間實行シタラ何ウカト思フノデスカ。

岸 紡 寄宿職工ノミニ朝三十分位實行シマス通勤ニハ三十分早出セシムルコトハ甚ダ困難ナコトデアリマス。

松阪木綿 修養園ノ修養會ニ講習生ヲ派遣シマシタガ結果ガ非常ニ宜ロシイカラ本縣デモ講師ヲ聘シテ開催セラルルヤウニナツタラ何ウカト思ヒマスガ。

理事長 私モ職工ニ精神的向上ヲ圖ル爲非常ニ效果ガアルト思ツテ居マスノデ出來ル丈ケ開キタイト思ヒマス、岸紡デハ修養園ニ入ツテ居ラレル様デスカ。

岸和田津 平沼修養園ニ入ツテ居マス毎月野中講師ニ來テ頂キマスガ、精神修養ガ災害豫防ニ響ク所ハ非常ニ大キイコトダト思ヒマス、又氣分ノ轉換トイフ上カラハ室ヲ時々カヘルノモ良イ方法ジヤナイカト思ハレマス。

理事長 氣分ノ轉換トイフ上カラハ室ヲ時々カヘルノモ良イ方法ジヤナイカト思ハレマス。

關西津 施行標準ヲ縣ニ於テ定メテ頂イタノハ大變良カッタデス。

理事長 來年ハ標準ヲ決メル前ニ皆様ニ協議シテモラツテ定メル様ニシタラヨイト思フガ何ウデシヨウ。

宮川山本氏 年々方法ヲ換ヘテ標準ヲ定メラレタ方ガヨイト思ヒマス。

理事長 來年ハ何ヲ週間中ニ入レタラヨイデセウカ、來年ハ刺戟ヲ與ヘル目的デ施行標準ノ案ヲ皆様方ニハカッタ上實行スル心算デス。何ンデモコーシタ催ハ自治的ニヤツタ方ガヨイト思ヒマスカラ。



宮川、山本氏 施行方法ハ各工場各別ニ實施シタ方ガ良イト思ヒマス。
 理事長 大工場ハ屯ニ角トシテ一般ニハマダ施行標準ヲ示シタ方ガヨイト思フノデス、取捨ハ御自由ニ願ヒタイガ標準ガナイト非常ニ困ル所モアリ又標準ヲ示サナケレバヤツテ頂ケナイ所モアリマスカラ。
 宮川モス岡田氏 安全ノ效果ハ指導者ノ熱意如何ニ在ルカラ今回ノ如ク縣ノ方デ熱心ニ指導シ標準ヲ造ツテ頂イタ事ハ實際力強ク感ジタノデ今回ノ如キコレ迄ニナイ最モ熱意ノアル安全週間ダツタト思ハレマス屯ニ角氣ヲ揃ヘテヤラナケレバイケナイ様デス
 宮川、山本 服装日ニ午前午後ノ二回清明寮デ安全十二則ノ輪談會ヲ行ツタノデアアルガ非常ナ效果ガ擧ツタ様ニ思ハレマス。
 宮川岡田氏 「パンフレット」ヤ「マーク」ヲ配ツテ後、特ニ職工ヲ集メテ十二則ヲ配布シタノデシタ災害防止、ポスター」モ常ニカケル事ハ效果ガ少イト思ヒマス、始メハ良イガ次第ニ馴レテ來マスカラ工場内ノ者デ互ニヨク知ツタ人ニ書イテ貰ツテ自家製ノモノヲ用フル方法ヲトツテ居リマス。
 理事長 「ポスター」ハ作者ヲ明カニスル必要ガアリマス、或ル縣デ防火宣傳ニ入選ノ尋常小學校ノ生徒ノポスターヲ名前ヲ記入シテ使用シタ其ノ地方ニハ非常ニ防火上ノ成績ガ擧ツタ例ガアリマス屯ニ角コウシタコトハ好影響ヲ與ヘルコトハ確カデス。

宮川岡田氏 活動寫眞ガ従業員ニ及ボス影響ハ甚大デアリマスカラ映畫ハ精々新ラシイモノト取換ヘテ頂キタイ。
 理事長 取換ヘルノハ結構デスガ御承知ノ如ク財政難ニ困憊シテ居ルコトトテ思フマ、ニ購入モ出來マセン、嘗テ他府縣工場會トフイルムヲ交換シタコトモアリマシタガソレモハヤ種切レノ状態ニ陥ツタノデス。

岡部氏 現在日本デハ災害豫防映畫ハ四種ヨリ無イノデス本縣デハコノ中三ツハ最早映寫シタノデス一寸オ尋ネ申シマスガ今回巡回映寫シタ人情劇「歩」等ハドウデシヨウカ。
 宮川、岡田氏 誠ニ結構カト思ヒマス。

岡部氏 映寫會ヲ開キマス工場デハ夜後レテ朝ハ早イノデスガ別ニ差支ヘハナイモノデシヨウカ昨日伊藤メリヤスデ我等夜オソクマデ映寫會ヲ致シマシテ今日出席ノ爲朝四時半ニ起床シマシタ職工サン方ハ五時十分前ニ起キタノデスガ随分疲勞シテ見えルノデハナイカト思ツタノデス。

宮川、山本 安全週間ハ將來災害豫防ノミヲ目的トシテ病氣ノ方ハ幸ニ衛生週間ガ重ナツテ居ルコトデスカラソノ方ニ讓ルトシタラ何ウカト思ヒマス。
 理事長 衛生週間ハ愛知、滋賀、三重等ノ諸縣ガ聯合シテ本年カラ行ツタモノデ全國的ノモノデハナク衛生週間ト安全週間トガ

偶然一致シタカラソウ考ヘルノガ安全週間カラ病氣ヲ除ク理ニハ行カナイト思ヒマス。
 人造絹糸 ソレデハ安全週間ヲモツト廣義ニ解釋シテ安全委員ガ作業上ノ指導ニアタル等ノコトハイケナイモノデセウカ。
 理事長 誠ニ結構カト思ヒマス作業能率ノ向上ヲ計ル爲メ安全週間デモアリマスカラ。
 岡部氏 安全ト能率ハ一致シタモノダカラ結構デハアリマセンカ。
 宮川モス 危害豫防講習會ヲ催シテホシイデス。
 岡部氏 昭和三年ニ開イタガ良イ結果ヲ得タ様ニ思ヒマス御希望アラバ計畫シテモ差支ナイト思ヒマス。
 理事長 他ニ各工場ノ皆様ニ於テ實施セラレタ良イ事項ハナイデスカ修養會ヤソレニ類スルモノデ他ニナイデシヨウカコウシテ多クノ方々ニ一堂ニ會シテ頂ク機會ハ少イデスカラ他ニ思ヒツカレタ事項ガアツタラ此ノ席デ承リタイノデス。
 平田製綱 安全ハ家庭カラト云ツテ家庭ヲ土臺トシテ安全熱ヲ高メルコトハ誠ニ結構デス將來時々コーシタ計畫ヲ立テ、實行シテ頂キタイ一度ダケデハ駄目デ時々ヤツテ頂クコトヲ希望致シマス。

新綾部 工場課ノ人々ガ各工場ヲ參觀セラレテ各工場ノ模様ヤ安全計畫並ニ實施ノ有様従業員ノ福利増進等ヲ全般ニ議セシムル方法ヲ取ツテ頂イタラ何ウカト思ヒマス。
 岡部氏 嘗テ工場雜誌上ヘ時々發表シタノデシタガ經費ノ關係デ會報ノ發行回數モヘツタ爲ニオ求メニ應ジ兼ネルノデス。
 新綾部 青年訓練ハ公ノ青訓ニ通ハセル事ハ悪イ點ガ伴フノデ困ルノデスガ人員ガ足りナイノデ私設ノモノハ許サレマセン、教練ハ公ノモノニ讓ルトシテモ學科位ハ工場ニ委セテ貰ヒタイノデスガ、教育課ノ方ト市ノ係トガ互ニオシツケ合ツテ中々許可セラレナイノデス何カ工場課カラ學務部ヘ御交渉願ヘマセンカ。

理事長 私人ノ方デ斡旋ハ出來マスガ其處ニハ許可ノ出來ナイ理由ガアルコトデセウカラ何ウデモト押シツケル理ニハ參リマセン人 絹 コーシタ座談會ヲ度々ヤツテ各方面ノ工場會ヤ聯合會ノヤラレルコトヤ他府縣ニヤツテ居ル事項ヲ發表シテ貰ツタラドシナニ參考ニナルコトカト思ヒマス、岡田サンニ申上ゲルノデアリマセンガ「ポイラー」ヤ「石炭」ノ事等モ研究御發表願ヒタイノデス、ダカラコーシタ機會ヲ度々造ツテ頂キタイノデス、會費ハ持寄りデヤツタラ良イト思ヒマス。

理事長 實ハ多忙中デアアル皆様方ニ集ツテ頂クノハ餘程躊躇シタノデス。縣ヲ中心トシテ各工場ノ様子ヤ進ンデ建築物法工場衛生其他ヲオ互ヒ研究ナリ御話合ニナル機會ヲ造ルノハ忌マナイノデアリマス、唯ダ御多忙中御迷惑ヲカケル點ヲ恐レテ居ルノデスガ精々御差支ヘ無キ限り集ツテ貰フコトニ致シタイノデアリマス。

岡部氏 經費ノ點ヲ考ヘマシテ申シ上ゲナカタノデスガ安全器具類ヲ社會局デ貸シテ呉レマスカラ例ヘバ眼ニ關スルモノ手、足ノ保護具、病氣ノ豫防、炎害ノ起ツタトキノ處置等參考品等デアリマシテ縣ノ方デ輪旋シテ貸與ヲ願ツテモ良ロシイ安全展覽會ハ中部デハ名古屋南部デハ福岡縣デ開催シタノデアリマスカラ御希望アラバ御翰旋申シ上ゲマシヨウ。

第六 安全週間と出版活動概況

安全週間に際して其の趣旨宣揚のため講演會、講習會、活動寫眞映寫會、文書並にポスター等、有らゆる方法を動員して其の宣傳に努力したる處であるが、尙此の外に新聞雜誌又はパンフレット、リーフレット等を發行して大いに其の宣傳に傾注されたるは例年と同様であつた。

本年度に於ける出版活動概況は左の通りである。

一、新聞及雜誌

- (1) 雜誌『産業福利』に發表されたるもの
雜誌『産業福利』に發表されたる本年度の安全論文並に資料其他は左の通りであつた。
一月號(第八卷第一號) 蒲生 俊文
労働管理の正道 鈴木 久藏
被災害性について 鯉沼 荝吾
産業災害豫防醫學の提唱 二月號(第八卷第二號) 産業ニ全活動に付きての二三の考察 蒲生 俊文
全國産業安全大會記事

獨逸國有鐵道及附屬工場の災害防止

工場致死災害

英國に於ける安全運動に就て

彙報

安全技術協會の創立

三月號(第八卷第三號)

災害豫防と常識

産業災害の心理學的觀察

小規模工場の災害豫防

我國に於ける工場安全委員會規則の二三の事例

汽罐室安全規定私案

工場致死災害

彙報

第五回安全週間に於ける表彰工場

山梨縣安全委員會設立

安全の注意書

四月號(第八卷第四號)

産業安全の組織的活動

精神作用と安全

職名別災害調査

工場致死災害

土石採取場に於ける災害防止

北海道炭礦汽船株式會社の爆發豫防——保安週間

社會局監督課

岡田 秀男

五月號(第八卷第五號)

工業人素の問題

本邦安全運動概言

我國に於ける工場安全委員會規則の二、三の事例

加奈陀オンタリオ洲隧道及ケーソン工事安全規則

六月號(第八卷第六號)

災害對策の動向と人素研究

沖仲仕災害港灣別調査

工場致死災害

七月號(第八卷第七號)

第六回全國安全週間を迎ふ

第六回全國安全週間に當りて

小規模工場 of 安全運動

安全運動の諸集會

危害豫防ゴムロール用安全クラッチに就て

彙報

變つた災害防止法

山形縣工場協會米澤支部の第五回安全週間の催

安全と人の研究

八月號(第八卷第八號)

産業に於ける災害の防止に就て

現代生活の完成と安全運動の重要

蒲生 俊文

蒲生 俊文

上野 民治

社會局監督課

蒲生 俊文

上野 民治

社會局監督課

蒲生 俊文

山崎 元英

蒲生 俊文

山崎 元英

蒲生 俊文

山崎 元英

豐島 秀吾

豐島 秀吾

蒲生 俊文

山崎 元英

蒲生 俊文

山崎 元英

丹羽 七郎

蒲生 俊文

第五回産業衛生協議會に於ける社會局長官諮問「産業災害豫防上特に考慮を要すべき醫學的方策如何」に對する答申

工場致死災害

社會局
社會局監督課

愛媛縣に於ける第六回全國安全週間實施計畫

愛媛縣

彙報

第六回全國安全週間に講師派遣

東京工場協會安全委員會規程

住友製鋼所に於ける安全座談會

滋賀縣工場協會の設立

第二回全國産業安全大會開催準

九月號(第八卷第九號)

安全の教へ方

工場致死災害

彙報

蒲生俊文
社會局監督課

福岡縣に於ける安全週間巡回映寫會

兵庫縣に於ける安全週間の成果

(2) 工場協會、工場懇談會にて發行のもの

工場協會、工會懇談會等に於て發行されたる新聞、雜誌中、その發行日に從つて「週間前」「週間中」及び「週間後」に區別して其の内容目録を摘記すれば左の通である。

(1) 安全週間前發行ノモノ

一、岐阜縣工場會々報

昭和八年六月十五日發行
第八十六號

工場災害に就いて

安全ポスターの利用に就いて

二、静岡縣工業懇談會々報

昭和八年二月一日發行
第二十八號

全國産業安全大會

三、福岡縣工業聯合會々報

昭和八年五月十二日發行
四月號

昭和七年中に於ける本縣工場災害概況

四、工場時報(富山縣工場協會聯合會發行)

昭和八年一月二十日發行
第十號

全國産業安全大會の狀況

昭和七年度全國産業安全大會感想記

石川縣下工場視察記

第五回全國安全週間舉行狀況報告

富紡安全週間報其の他

——富山紡績株式會社福野工場

第五回全國安全週間實施概況

——日本鋼管株式會社電氣製作所

懸賞募集當選標語——廣貫堂工場新湊工場協會

立山製紙工場消防組規程

第六回安全週間成績優良工場及土木建築事業場の表彰準備

十月號(第八卷第十號)

災害の調査と査問會議

工場致死災害

彙報

蒲生俊文
社會局監督課

住友伸銅鋼管の安全委員會規程

十一月號(第八卷第十一號)

第二回全國産業安全大會を迎ふやまところの顯現と安全

運動

工場致死災害

築豊主要炭礦鑛夫座談會に現はれたる安全週間の内面的活動狀況

彙報

長野縣に於ける安全週間巡回映寫會

十二月號(第八卷第十二號)

安全週間と産業平和

静岡縣各工場に於ける安全週間の成績並感想

蒲生俊文

安全日誌概要——天滿織物株式會社笹波工場

五、福井縣工場協會々報

昭和八年四月十日發行
第九號

全國産業安全大會

安全週間に於ける表彰工場

産業犠牲者慰靈祭執行

六、京都府工業聯合會々報

昭和八年二月二十日發行
第五十九號

工場災害の事例

七、京都府工業聯合會々報

昭和八年三月二十日發行
第六十號

工場災害の事例

八、京都府工業聯合會々報

昭和八年四月二十日發行
第六十一號

昭和七年度優良従業員並に安全週間成績優良工場表彰式

工場災害の事例

九、京都府工業聯合會々報

昭和八年五月二十日發行
第六十二號

安全週間來る

一〇、京都府工業聯合會々報

昭和八年六月二十日發行
第六十三號

第六回全國安全週間を迎へて

第六回全國安全週間實施協議會概況

安全週間特別委員會

一、工場時報 (東京) 昭和八年二月一日發行 第十四號
第五回安全週間の成績報告と將來の安全運動に對する希望

二、工場時報 (東京) 昭和八年六月一日發行 第十八號

工場安全ポスター及標語懸賞募集

安全装置の發明獎勵並普及懸賞募集

安全週間實施計畫要綱

安全委員講習會開催要項

一三、工場時報 (富山縣工場協會聯合會) 昭和八年五月廿七日發行 第一號

全國産業安全大會工場見學報告

第二回全國研究會工場見學記

第三回全國研究會課題に對する報告

新潟縣下優良工場視察

第六回全國安全週間日次計劃懸賞募集

一四、(富山) 工場時報 昭和八年六月二十日發行 第二號

第六回全國安全週間を迎ふ

安全週間を迎ふるに際して

第六回全國安全週間舉行要項

新潟縣下工場視察感想錄

安全週間日次計劃懸賞募集當選發表

一五、長野縣工場懇話會々報 昭和八年七月廿六日發行 第十四號

「安全週間準備號」

第六回安全週間施行に際して (卷頭言)

現下非常時に際し工業主に望む (北岡壽逸)

第六回安全週間近し

關西安全週間視察記

縣内適用工場に於ける災害及死傷

(二) 安全週間發行ノモ

一、工場時報 (東京) 昭和八年七月一日發行 第九號

東京工場協會工場安全委員會規程

安全委員講習會日時及科目講師

安全週間實施方法

(三) 安全週間後發行ノモ

一、滋賀縣工場協會々報 (創刊號)

安全第一即生産第一 昭和八年十月廿五日發行 第一卷 第一號

常設工場安全委員會に就て

工場従業員の災害避難演習方法の一例

第四回産業福利展覽會開催の件

滋賀縣工場協會々報

滋賀縣工場協會工場従業者表彰規程

二、東京工場懇話會々報 (九月號)

昭和八年九月三十日發行 第六十七號

大宮工場參觀行記

三、東京工場懇話會々報 (十一月號)

昭和八年十一月三十日發行 第六十八號

工場内の業務改善の實行に就いて注意すべき諸點

機關室に於ける改善の二三に就いて

四、滋賀縣工場協會々報 昭和八年十二月十日發行 第一卷 第二號

滋賀縣に於ける第六回全國安全週間舉行の概況

五、長野縣工場懇話會々報 昭和九年二月八日發行 第十號

「第六回安全週間報告號」

災害事故の頻發に就いて (卷頭言)

第六回安全週間報告

第二回全國産業安全大會に出席して

六、滋賀縣工場會々報 昭和九年一月廿五日發行 第二卷 第一號

第二回全國産業安全大會決議事項

七、静岡縣工業懇話會々報 昭和八年八月一日發行 第二十九號

本會主催縣外工場視察記

八、静岡縣工業懇話會々報 昭和八年十月一日發行 第三十號

第六回安全週間に就いて

安全週間趣意書

各工場に於ける安全週間實施狀況

安全週間實施成績並工業主の感想

工場に於ける施設事項

安全週間中の災害率

當廳又は管下の當業者團體に於て施設したる事項

九、福岡縣鑛工聯合會々報 (七月號)

昭和八年七月三十一日發行 第八卷 第三號

第六回全國安全週間縣下概況

災害防止座談會記

一〇、福岡縣鑛工聯合會々報 (八月號)

昭和八年八月廿八日發行 第八卷 第四號

第六回安全週間縣下實施狀況

巡回映寫記

一一、福岡縣鑛工聯合會々報 (九月號)

昭和八年十月三日發行 第八卷 第五號

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記

巡回映寫記



第六回全國安全週間實施狀況

續巡回映寫の記

一二、福岡縣鑛工聯合會々報(十一月號)

昭和八年十二月三日發行
第八卷 第七號

第二回産業安全大會概況

昭和八年七月二十日發行
第六卷 第十四號

一三、京都府工業聯合會々報

第六回全國安全週間實施概況

安全週間諸印刷物配布狀況

優良工場の見學

一四、京都府工業聯合會々報

安全標語懸賞當選者發表

一五、京都府工業聯合會々報

第二回全國産業安全大會概況

一六、京都府工業聯合會々報

工場災害事例

一七、工場時報(東京)

第六回工場安全週間前後に於ける活動寫眞映畫會開催

本部工場安全委員の囑託

一八、工場時報(東京)

昭和八年九月一日發行
第二十一號

懸賞募集の工場安全ポスター並に安全標語の審査所感

——懸賞募集工場安全ポスター當選者發表

——懸賞募集工場安全標語當選者發表

第一回工場安全委員會開催の概況

第二回工場安全委員會開催の概況

第三回 同

一九、(富山) 工場時報

安全週間實施狀況(一)

——日本鋼管株式會社電氣製鐵所

——王子製紙株式會社伏木工場

安全週間工場風景

第二回全國産業安全大會開催

二〇、(富山) 工場時報

安全週間實施狀況(二)

一、宣傳印刷物等發行狀況

二、講話會開催狀況

三、工場係員實地指導工場數調

四、警察官吏實地指導數調

第六回全國安全週間實施概況

——日本鋼管株式會社電氣製鐵所

——株式會社廣貫堂工場

新湊工場協會(安全標語當選者發表)

——立山製紙工場安全委員會

二二、(富山) 工場時報

安全週間實施狀況(三)

——城端區域工場協會

——第六回安全週間の感想

側安全委員

二二、(富山) 工場時報

安全週間實施狀況(四)

一、工場に於ける施設事項三ヶ年比較表

二、危害豫防施設三ヶ年比較表

三、火災及爆發等豫防及避難施設三ヶ年比較表

(備考) 以上の内容目録にして安全週間に直接關係なきも苟しくも安全運動又は産業安全に關するものは、如何なるものも參考として集録することにした。

(3) 安全ニュース

安全週間中。各工場共毎日安全ニュースを發行し、之を従業員出勤の際當日の分を配布するか、又は退場の折、翌日のニュース配布して、安全週間の趣旨を徹底に理解せしめ、克く之を實行せしむるに努めた。其の發行狀況は全國參加工場の殆んど大部分なれば此處に一々之を列記することは省略する。

(4) 官設工場に於て發行のもの

一、安全時報

門司鐵道局小倉工場

四、服裝及保護具の施設三ヶ年比較表

五、衛生設備三ヶ年比較表

六、其の他の一般的施設三ヶ年比較表

——大日本人造肥料株式會社伏木工場消防組規則

——富山紡績株式會社福野工場消防隊組織規定

安全週間と災害

二三、(富山) 工場時報

第二回全國産業安全大會概況

第二回全國産業大會工場見學報告

第四回全國研究會概況

日本工業協會第四回全國研究會出席報告

昭和八年十二月廿日發行
第八號

二、リーフレット及びパンフレット

リーフレット及びパンフレットは前項の新聞雑誌と稍々其の性質を異にし、一事項に關して單行本的性質と役割を具備するものであつて、本年度週間に際して發行されたものは左の通であつた。

(1) 産業福利協會にて發行されたるもの

- 一、一工場安全の叫び (第一回全國産業安全大會報告)
- 二、第五回全國安全週間報告
- 三、光る安全

(2) 工場に於て發行のもの

○愛 媛 (程野館製絲場)

一、日々の力 七月號 (昭和八年七月一日發行第二卷第五號) 安全週間號

○長 野 (株式會社高木館下平製絲所)

昭和八年八月發行

第六回安全週間要項、安全委員會規則、指定唱歌集

長野縣

(有限責任生絲販賣購買利用組合筑摩社)

歌 集——筑摩社修養會

三、宣傳印刷物及びポスター

宣傳印刷物は其の要旨のみを最も簡明直さいに發表し、一般従業員に呼びかけ得るもので、安全週間中最も其の性

能を發揮し、旺盛活潑なる活動を展開して其の任務と効果を果すものである。

ポスターは繪畫又は繪畫的(象形的)文字、又は繪畫と文字とを組合はせる直接大衆の眼に訴えて、其の趣旨を容易に理解せしむる宣傳効果を有するもので、従つて工場内の掲示板或は一般従業員の最も見易き場所に之を掲示するものである。

本年度安全週間に際してもポスターの利用は最も多く、産業福利協會に於ても之を一括して全國統一的のポスターを作成し、希望の各工場に向つて實費を以て頒布し、又工場協會、工場懇話會に於ても、其の地方に適應するポスターを作成し、工場自身も亦其の工場に適應せるものを作成した。

其の印刷配布数は夫々前述したので茲には省略する。

四、出版發行統計

以上發表並に發行されたるものを數字的に計上すれば左の通である。

(一) 新聞及び雑誌

(1) 工場協會、工場懇話會にて發行のもの

安全週間前

安全週間中

安全週間後

(2) 工場にて發行のもの(全國各工場共安全ニュースを發行せるためこれは省略する)

(3) 官設工場にて發行のもの

備考 (産業福利協會發行月刊機關誌「産業福利」は省略す)

一五

一

二三

一

- 小計
 - リーフレット及びパンフレット
 - (1) 産業福利協會にて発行のもの
 - (2) 工場協會、工場懇話會にて発行のもの
 - (3) 工場にて発行のもの
- 四〇
二
ナシ
三
五
四

第七 安全週間に於ける成績概況

一 安全週間と災害率

使用職工五十人以上の工場に於ける安全週間中の災害率は、安全週間前の災害率に比して二割〇分九厘の減少を示し、之を前回の安全週間の四割二分四厘に比すれば、如何にも減少率少なきかの如く見ゆれども、それは皮相なる觀察にて實質上に於ては例年慣行し來れる安全週間の効果として、日常既に災害率の漸減し來れる結果、災害減少の餘地次第に狭められたる爲めにして、寧ろ好成绩と謂はなければならぬ。従つて週間前の災害率と週間中の災害率とが同一率になつてこそ、始めて安全週間の極致と稱すべく、又目的も其處にあるのである。

次に本年度の調査人員を検するに、前年度週間中に六百七十六萬九千五百九十五人（週間前九千二百五萬八千三百六十七人）に比して、本年度は一千三十六萬一千四百六十六人（週間前一億三千七百七十四萬一千二百六十六人）にして、三

民間工場

調査人員	中		前		比較増減	比較 (前週間トノ)
	實數	萬分率	實數	萬分率		
輕傷	二、四三三	二・五五七	四〇、九九七	三・一八五	〇・六二八	〇・二三四
重傷	五八	〇・五八七	八、五〇〇	〇・六六一	〇・〇七四	〇・二一〇
死亡	二〇	〇・二一六	二、七一〇	〇・二八五	〇・〇八五	〇・一五八
計	三、一一一	〇・〇〇一	五二、一四三	〇・〇五五	〇・〇四四	〇・〇〇三
調査人員	九、五九、六三二		二八、五七、三三二			

百五十九萬一千四百五十一人の増加を示した。
左に全國各廳府縣に於ける民間工場及び官立工場の總括的災害率を掲げる。

官立工場

△印ハ安全週間中ノ増加を示ス

安全週間	中		前		比較増減	前週間との比較
	實數	萬分率	實數	萬分率		
輕傷	一、九六	一・九八五	三、四六一	三・七七七	一・七九二	△
重傷	六	〇・七五二	七六	〇・八三九	〇・〇八七	△

調査人員	死重		亡傷		比較増減	前週間トノ比較
	計	傷	亡	傷		
調査人員	四〇	一	三・四七〇	一	四四八	△
計	二七五	—	三・一〇六	—	四・六九八	△
調査人員	—	—	八五二、四三四	—	九一六至、九八四	△
計	—	—	—	—	—	—

計

調査人員	中			前			比較増減	前週間トノ比較
	實數	萬分率	實數	萬分率	比較増減			
調査人員	二、六〇二	二・五〇〇	四、四八八	三・二二七	〇・七二七	〇・〇七二	△	
計	六三三	〇・六〇〇	九、二九九	〇・六七三	〇・〇七三	〇・〇〇六	△	
調査人員	一〇	〇・一五四	三、一五六	〇・二九三	〇・一五九	〇・一〇七	△	
計	三、三八四	〇・〇〇一	六、九四一	〇・〇八八	〇・〇四七	〇・〇〇三	△	
調査人員	—	—	一〇、三六一、〇六六	—	—	—	—	
計	—	—	—	—	—	—	—	

次に参考として警視廳管下に於ける使用職工五十名以上の工場、安全週間前後の災害率統計を示せば左の通りである。

工場安全週間前後に於ける災害率統計

警視廳保安部工場課

大分類	後週 (自七月八日至七月十四日)			前週 (自六月二十四日至六月三十日)			中週 (自七月一日至七月七日)			調査工場 (昭和八年)		
	死計	重傷計	輕傷小計	死計	重傷計	輕傷小計	死計	重傷計	輕傷小計	職男	職女	工場數
染織工場	△ 二・〇七	△ 一・九五	五・英	四・六四	一	三	三・四九	一	一〇	五、六八	一、六二	六
機械器具工場	△ 一・九五	△ 一・九五	一四・九〇	一四・八三	一	三〇	二・五五	一	七	五、五三	一、八一	三
化學工場	△ 二・〇六	△ 六・五五	四・四〇	五・七	一	三	三・二六	一	一	二、四五	一、八一	二
飲食物工場	△ 〇・〇三	△ 六・五五	一〇・七〇	七・六	一	一	二・八	一	一	一、四〇	一、四〇	一
雑工場	△ 〇・〇三	△ 〇・〇四	二・四	三・四七	一	一	二・四	一	一	一、四〇	一、四〇	一
特別工場	△ 〇・〇三	△ 〇・〇四	二・三	二・三	一	一	二・三	一	一	一、四〇	一、四〇	一
合計	△ 一・八	△ 一・八	二二・三	二二・三	一	一	二二・三	一	一	二二・三	二二・三	一

二、工場に於ける施設事項

工場鑛山に於ける産業災害の豫防上、「工場危害豫防及衛生規則」（内務省令第二十四號）に準據して、各種の施設又は修理改善を行ふことは、法律的義務より云ふも社會道徳上より觀るも事業主側に於て當然爲さざるべからざることである。参考として警視廳管下に於ける使用職工五十名以上の工場にして安全週間中施設状況統計表をせば左の通りである。

常時使用職工五十名以上ノ工場ニシテ安全週間中ノ施設状況統計表（其ノ一）

第一	施設種類	施設事項調査工場數		工場種類		警視廳保安部工場課	
		施設事項	調査工場數	工場種類	施設事項	調査工場數	
1	原動機又ハ動力傳導装置ノ柵圍又ハ被覆	(工場危害豫防及衛生規則第二條)	六〇	工場機械	二七	九四	四九八
2	調帶級金具ノ安全型	(同第三條)	四三	工場機械	一六	五三	二九七
3	セツトスクリウ、ボールドナツト及楔類ノ安全装置	(同第四條)	四三	工場機械	一五	三九	二三〇
4	ベルトシフターノ安全装置	(同第五條)	三三	工場機械	一六	四七	二四三
5	調帶受ケ具	(同第六條)	四二	工場機械	一六	三六	二五六
6	安全給油装置又ハ安全注油道	(同第七條)	三三	工場機械	一三	三九	二二四
		合計	二〇八	工場機械	一〇	二〇〇	五九八
		合計	一三八	工場化學	二七	九四	四九八
		合計	二二	工場飲食物	一六	三六	二二四
		合計	一三	工場雜	一六	三六	二二四
		合計	一三	工場特別	一六	三六	二二四
		合計	一三	工場特別	一六	三六	二二四
		合計	一三	工場特別	一六	三六	二二四

第二	施設種類	施設事項調査工場數		工場種類		警視廳保安部工場課	
1	施設事項	調査工場數	工場種類	施設事項	調査工場數	工場種類	施設事項
7	原動機又ハ元軸急停止装置又ハ急停止ノ信號	(同第八條)	二九	工場機械	八	三五	二二二
8	運轉開始又ハ停止ノ合圖信號	(同第九條)	三二	工場機械	一〇	四〇	二三八
9	機械ノ動力輪又ハ齒車ノ被覆又ハ柵圍	(同第十條)	五二	工場機械	一七	六七	三七四
10	機械ノ危険ナル運動部(勢輪カム聯動部突出部等)ノ柵圍被覆又ハ安全装置	(同第十一條)	三三	工場機械	一三	四八	二六五
11	鋸機鉋機ローラー、カレンダイバンチプレスシャー及カッター等ノ安全装置	(同第十二條)	一四	工場機械	六	二八	一六八
12	研磨機ノガード	(同第十三條)	一六	工場機械	五	二六	二二一
13	織機ノシヤトルガード	(同第十四條)	一五	工場機械	一	二	二二
14	ゴム煉ロール應急停止装置	(同第十五條)	一	工場機械	一	二	二
15	其ノ他ノ機械急停止装置	(同第十六條)	一五	工場機械	三	二九	一七一
16	作業場所ニ於ケル墜落防止柵圍又ハ覆蓋	(同第十七條)	二	工場機械	一〇	二九	一六一
17	持運ビ梯子ノ滑止(鉤又ハ脚ノ下部ノ靴等)	(同第十八條)	三三	工場機械	二	二八	二二七
18	危険箇所ノ標示	(同第十九條)	一四	工場機械	一	二	二
19	其ノ他危害豫防施設	(同第二十條)	一四	工場機械	一	二	二
計		五七四	一〇、一七	工場機械	七三	二二二	四、三八
計		一五	一〇、一七	工場機械	一三	三三	二二二
計		一五	一〇、一七	工場機械	一三	三三	二二二

合 計	第四衛生施設				第三服裝及保護設施			火災及災害避難等設施							
	1	2	3	4	1	2	3	2	3	4	5				
計	瓦斯蒸氣又ハ粉塵ヲ發散スル場所ノ排出又ハ密閉其他ノ措置	食堂、洗面裝置飲料水供給等	救急函及救急材料用具	其他衛生施設	マスコ又ハ呼吸器	保護眼鏡	危害豫防ノ作業服又ハ帽子	油浸ボロノ處理施設	避難出口避難通路及其ノ標識	危険箇所ニ立入禁止標識	其他防火消火設備	計	計	計	計
九九六	二七	五三	五三	二七	六〇	二四	二二	二〇四	一三三	一〇〇	六二	二〇四	二九七	二〇四	七
二、九七五	八六	一三九	一五二	四四〇	二四八	一〇四	六三	六三〇	一三三	一〇〇	一六八	六三〇	二、九七五	六三〇	一三三
一、八八一	五二	九二	一〇二	二九一	一三四	三五	三三	三八四	六三	七三	二一六	一、八八一	一、八八一	三八四	六三
三三三	九	一八	一九	五三	一八	四	九	五三	二	一〇	一七	三三三	三三三	五三	二
一、二五九	三	六〇	六八	一八六	五一	一五	二二	二八九	六八	五三	八〇	一、二五九	一、二五九	二八九	六八
一一〇	三	四	五	一六	一〇	四	二	一一〇	四	三	五	一一〇	一一〇	二	四
七、五六四	二〇八	三六五	三九八	一、一四四	五二一	一八四	一五〇	一、五八一	三五	三〇一	二八六	七、五六四	七、五六四	一、五八一	三五

備考 本欄ハ昭和四年九月(工場危害豫防及衛生規則施行期日)ヨリ本年度安全週間直前ニ至ル間ニ於テ實施セルモノ及週間ヲ機會ニ新設ヲ爲シタル工場ノ數ヲ以テ表ス

常時使用職工五十名以上ノ工場ニシテ安全週間中ノ施設狀況統計表 (其ノ二)

警視廳保安部工場課

施設種類	第五健康増進施設					大 類	工場數	工場種類	合 計							
	1	2	3	4	5											
運動場ノ廣表(坪)	體操	野球	庭球	卓球	柔道	遊戯	其他	指導體育施設ノ實施(實施セル工場數)	榮養生ノ實施(實施セル工場數)	三〇、五四	二〇八	三三、二五	三、六七四	一〇、四三〇	二、四〇〇	一三、〇五九
運動時間(有スル工場數)	球	球	球	球	球	球	球	三	三	三三	二二	三三	一	三	一三	
運動種類	球	球	球	球	球	球	球	一	一	一	一	一	一	一	一	
體育施設	球	球	球	球	球	球	球	一	一	一	一	一	一	一	一	
榮養生ノ實施	球	球	球	球	球	球	球	一	一	一	一	一	一	一	一	
合 計	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	

第六	其	他	一般	施設	
1	各種訓練 (安全ナル作業方法避 難演習消防演習等)	2	安全委員會ノ設置	3	安全係衛生係等ノ設置
4	講演訓話活動寫眞會等ノ開催	5	宣傳物ノ貼付又ハ配 (全國又ハ府縣ニ於テ 作製シタルモノ以外)	6	安全週間記念物品ノ給與
7	其				
計					
43	38	36	34	30	
79	104	97	54	45	
53	59	55	45	41	
8	14	11	8	5	
37	49	45	33	23	
4	4	4	4	4	
33	26	25	17	13	
123	118	115	73	59	

三、安全週間と生産能率

安全週間と生産能率との關係に就て、昨年始めて石川縣に於て其の研究調査をなしたるは「第五回全國安全週間報告」書に於て既に發表し、來年度よりは他廳府縣に於ても、之の方面に關して大いに研究調査あらしむることを希望したる處であるが、本年度に於ては前年度の石川縣の外之をなしたるものは僅かに岐阜縣あるのみであつた。勿論この調査は容易なるものではないが、近時生産工業の漸く行詰れる折柄、其の打開策の一端としても亦經濟問題として産業上に於ける生産能率の問題は將來益々論ぜらるべきであるから、將來全國的に尙一層の熱意ある。努力と研究を俟つものである。

左に石川縣並に岐阜縣に於ける調査報告書を掲げて置く。

石川縣週間中生産能率調査

安全週間ニ際シ特ニ本運動ノ目的遂行ニ依リ一般工場職工ニ及ホス生産能率等ノ影響ニ付常時職工百人以上ヲ使用スヘキ二五工場ニ付調査致シタル處別表ノ如キ結果ヲ表ハシ僅カニ製糸二工場ノミハ當時原料粗惡品ニ遭遇シタル爲多少ノ低率ヲ見タルモ他悉ク高率ヲ示シテ如何ニ本週間ヲ通シテ職工ノ理解アル緊張度ト工場内部ノ安全化トハ作業能率ニ好影響ヲ齎スヘキカラ立證セラルモノナリ

安全週間中ニ於ケル生産能率比較調査表

區	分	安全週間中 自七月一日 至七月七日			安全週間直前十四日間			比較 増△減	備考
		生産總高	員延從業數	均一人當平 均生産高	生産總高	員延從業數	均一人當平 均生産高		
製絲業	製絲部	四四二、六〇〇	二、二四二	一九七	七二六、四六〇	三、九三三	一八二	△	減シタルハ原料粗惡ナリシ
紡績業	精紡一 精紡一	二、三三、五二〇 二、六〇〇、八〇〇	三、九八三 三、五〇〇	五九〇 七四〇	四、五八、六八二 五、二六、七四〇	八、〇四六 七、二六一	五七 七八	〇 〇	
燃絲業	絹燃絲一 綿燃絲一	一、一四九、五〇七 八、三八三、五二二	一、八四三 三七六	六二四 二、二九七	二、五九三、七九六 一、九四三、九〇四	四、一六四 八六七	六三三 三、一七一	〇 〇	
織物業	製織部	一一、三四五	一〇、五三三	一、一七	二六、一三二	二二、八五八	一、一五	〇	
一八工場									

岐阜縣安全週間中生産能率調査

製絲工場 (八工場)		調査期間	生産總高	延従業員數	生一人一日ノ平均	比一人當生産高
安全週間中	週間前一週間	二、八二四、八六二 ^匁	二、七二〇、七三二	一一、八七七 ^人	二四二 ^匁	(増)
絹絲紡績工場 (二工場)				一二、三三四	二三一	
安全週間中	週間前一週間	一、六三〇、八〇〇 ^匁	一、五七八、〇〇〇	七、七四三 ^人	二一〇、六一六 ^匁	(増)
綿絲紡績工場 (二工場)				七、七八五	二〇二、六九七	七、九一九 ^匁
安全週間中	週間前一週間	九一、二九六、三〇〇 ^匁	九〇、八六七、五〇〇	一四、三二五 ^人	六、三七四 ^匁	(増)
毛絲紡績工場 (二工場)				一四、三六二	六、三二七	四七 ^匁
安全週間中	週間前一週間	八〇、三八九 ^{ポンド}	七九、〇六〇	七、九八九 ^人	一〇、〇 ^{ポンド}	(増)
毛織物工場 (二工場)				八、一七六	九・七	一、三二九 ^{ポンド}

毛織物工場 (二工場)		調査期間	生産總高	延従業員數	生一人一日ノ平均	比一人當生産高
安全週間中	週間前一週間	二八、九七九 ^米	二九、五五五・四	二、七一一 ^人	一〇・七 ^米	(増)
化学工場 (二工場)				二、九九六	九・九	〇・八 ^米
安全週間中	週間前一週間	一〇〇、〇二〇 ^匁	七六、一四〇	七七〇 ^人	一三〇 ^匁	(増)
化学工場 (二工場)				七五六	一〇一	二九 ^匁

備考 製絲工場ニ於ケル生産能率増加ノ程度ハ最高二五匁八分最低〇・一匁ナリ

第八 優良工場の表彰

第六回全國安全週間に當りて、本年も亦例年の通り全國に互りて其の特に優秀なる成績を擧げたる工場を選んで表彰した。其の表彰方針も亦従前の如く、災害率減少の状況(最近數年の事實に依るも差支なし)、安全週間前後の施設及び勞資協力への努力に重きを置くことにし、而して未だ表彰せられざりし工場を各廳府縣に選定せしめて表彰することにした。

其の結果、全國より推薦し來れる優良工場は左の八十五工場に及んだ。昨年度の八十八工場に比して三工場の減少を示してゐる。

一、優良表彰工場
 (1) 優良表彰工場總數八十五工場
 (2) 業務別優良表彰工場

區	分	業	務	別	工	場	數	計
染織工場	製絲 紡績 織物 染色整理 其他加工	製絲業 紡績業 織物業 染織業 染織業	組物編物	業	二	一	六	四八
機械及器具工場	機械製造 船舶車輛製造 器具製造 金屬品製造	機械業 船舶業 車輛業 器具業 金屬業	製蠟 紙 蠟	業	二	二	一	六
製油及蠟業	製油 製蠟	製油業 製蠟業	製蠟業	業	三	六	一	

東	府	縣	名	工場數	工	場	名
東京				六	大塚商店製靴部		
特別工場	雜工場	飲食物工場	化學工場	電氣業	製皮革業 製材業 品業	製糖業 製粉業	製藥業 人造肥料製造業 石鹼及蠟燭製造業 護謨製藥業
				二			
				二	一	四	
				一	一	一	
				三	一	一	四
				二			一九

京	大	神	兵
都	阪	奈	庫
二	四	四	五
三菱製紙株式會社中川工場 花王石鹼株式會社長瀬商會工場 西尾龜の子束子製造工場 赤線檢温器株式會社 片倉製絲紡績株式會社八王子製絲所 東洋紡績株式會社伏見工場 草川電機製作所 株式會社藤澤友吉商店化學工場 大日本紡績株式會社津守工場 堺化學工業株式會社 帝國製絲株式會社工場 東京電氣株式會社川崎工場 日清製粉株式會社鶴見工場 橫濱護謨製造株式會社 明治製菓株式會社川崎工場 三菱製紙株式會社高砂工場 東洋紡績株式會社赤穂工場 千代田製帽株式會社甲子園工場			

長	新	群	千	茨	栃	奈	三	愛
崎	潟	玉	馬	葉	城	木	良	知
一	二	二	二	一	一	二	一	四
中國合同電氣株式會社網干發電所 田中金物製作所 三菱造船株式會社長崎造船所 電氣化學工業株式會社青海工場 日東硫曹株式會社新潟工場 株式會社松本鐵治郎商店與野工場 川越紡績株式會社 富士瓦斯紡績株式會社桐生工場 合資會社小此木兄弟商會工場 共立モスリン株式會社中山工場 秋場織物製造工場 吉田孫三郎織物工場 明治紡績株式會社 イチニ莫大小工場 株式會社伊藤製絲部 平田製網株式會社紡績工場 豐田紡績株式會社 三菱電機株式會社名古屋製作所								

秋山岩 福宮 長 岐 滋 山 靜

田形手 島城 野 阜 賀 梨 岡

一 一 一 二 一 一 三

中央紡織株式會社
 東洋紡績株式會社一宮工場
 東京モスリン紡織株式會社沼津工場
 三光紡績株式會社靜岡工場
 豐年製油株式會社清水工場
 山梨製絲株式會社
 近江絹絲紡績株式會社
 日本毛絲紡績株式會社岐阜工場
 日本合成化學工業株式會社大垣工場
 ①笠原組製絲所
 保證責任生絲販賣購買利用組合筑摩社
 株式會社高木館下平製絲所
 旭紡績株式會社仙臺工場
 日東紡績株式會社福島工場
 磐城セメント株式會社四倉工業所
 昭榮製絲株式會社一關工場
 第二絹撚株式會社米澤工場
 秋田木材株式會社

愛香 和 山 廣 岡 島 鳥 富 石 福

媛川 山 口 島 山 根 取 山 川 井

二 一 二 二 二 一 一 一 二 二

野坂鐵太郎工場
 株式會社服部商店福井紡績工場
 吉田絹織株式會社粟津工場
 合名會社松崎機業場
 大日本人造肥料株式會社富山工場
 佐野製材所
 片倉江津製絲株式會社
 倉敷絹織株式會社本社工場
 井原興業株式會社
 福山製紙株式會社
 ソコニーバキユームコーポレーション糸崎油槽所
 大日本人造肥料株式會社小野田工場
 日本紙業株式會社藝防工場
 松太綿布株式會社
 中佐挽材工場
 有限責任木田郡生絲信用販賣利用組合
 程野製絲工場
 日本絹麻株式會社

高知	二	有限責任高知縣繭絲販賣組合聯合會
福岡	四	日本紙業株式會社目下分工場 戸畑鑄物株式會社戸畑工場 郡是製絲株式會社宇島工場 株式會社若松製絲大石工場 日華製油株式會社若松工場 富士瓦斯紡績株式會社中津工場 牛津板紙株式會社 鐘淵紡績株式會社熊本工場 高原製材所 薩摩製絲株式會社志布志工場 沖繩製糖株式會社宮古工場
大分	一	
佐賀	一	
熊本	一	
宮崎	一	
鹿兒島	一	
沖繩	一	
計	八五	

三、優良工場に於ける安全運動概況

(1) 安全週間實施計畫

安全週間に關する實施計畫並に各種施設事項に就ては、夫々關係廳府縣に於て大體の指示をなせるも、各工場に於ては其の規模の大小、従業員數の多少、業務の種類性質に依りて夫々各自工場の適應せる独自の計畫の下に之を實行した。

した。

左に其の實例を示してゐる。

豊田紡織株式會社(愛知縣)

第六回全國安全週間實施要領 自昭和八年七月一日 本社工場
至同 七月七日

日割	曜日	豫定	實施事項
第一日	土	講演及準備	工場監督官講演、ポスター掲示、マーク佩用
第二日	日	従業員及衛生デパートノ個人衛生デパート點檢及活動寫眞デパート	室内通風、寢具日乾、郊外散步、日光浴
第三日	月	チプス豫防注射デパート	災害豫防施設ノ完備點檢及運用狀況ノ點檢
第四日	火	チプス豫防注射デパート	チプス豫防注射
第五日	水	震火災避難デパート	消防演習及不時避難演習
第六日	木	掃除及整頓デパート	室内外ノ掃除及整頓
第七日	金	檢閲デパート	常務巡視

註文安全マーク一、三〇〇簡光る安全三〇〇冊安全十二則三〇〇冊 碗章(委員ノ分追加作製)
安全委員任命アリチ建設災害疾病防止標語募集審査發表表

講演 後業者午前十一時三十分前業者 午後三時活動寫眞 後業者午前十時前業者午後六時
口 演 昭和八年七月一日
場所 當社講堂

講師	安全週間ニ就テ 工場ニ於ケル避難法ニ就テ 寄宿ニ於ケル避難法ニ就テ 工場衛生ニ就テ	水野監督官補 林工場長 山崎人事主任 大鹿醫務主任
時刻	午前十一時三十分 午後三時	後業者 寄宿、通勤共 前業者 寄宿、通勤共
場所	活動寫眞 當社講堂	昭和八年七月三日
映畫	人類ノ敵 四卷 水戸黃門 六卷	
時刻	自午前十時 至午後零時三十分 自午後五時三十分 至午後七時三十分	後業者 寄宿、通勤共 前業者 寄宿、通勤共
場	但シ午前、午後共従業員家族ノ觀覽ヲ許可ス 第三回チブス豫防注射	昭和八年七月四日
男女寄宿者	後業者 午前九時三十分 前業者 午後三時三十分	人事係室
寄宿通勤共	晝業者 正午	醫局
男女通勤者	後業者 午後零時三十分 前業者 午後二時三十分	門内
男子寄宿者	避難演習	昭和八年七月四日
想定		

寄宿舎裏長屋ヨリ發火北西風強烈ニシテ猛火寄宿舎ヲ覆ハントス速時避難スベシ

實施要項

- 一、七月五日
午前九時ヨリ同十時マデノ間
午後三時ヨリ同四時マデノ間
- 一、實施時刻
後業者午前九時四十分 前業者午後三時三十分
- 一、告知
非常サイレン
- 一、避難場所
中門北空地

講評

- 一、指揮者ノ命ニ從ヒ眞面目ニ統一アル行動ヲ取リタルハ喜ブベシ
- 先着者 四十秒
- 後着者 二分

昭和八年七月四日

女子寄宿舎

想定

物干場東方二十米ノ所ヨリ發火東南風強烈ニシテ寄宿舎危險ニ陥ラントス速時避難スベシ

實施要領

- 一、七月五日
午前十時ヨリ同十一時マデノ間
午後三時ヨリ同四時マデノ間
- 一、實施時刻
後業者午前十時四十分 前業者午後四時
- 一、告知
非常サイレン
- 一、避難場所
寄宿舎南元テニスコート空地
- 一、避難口
南高塀非常口三ヶ所ヨリ
- 一、避難方法
舍監世話係ノ指揮ニヨリ秩序整然タルコト

一、注意 人事係室、風呂場、洗面所、三軒部屋方面ハ危険ニシテ通行不能

講評

一、非常口ノ開扉機敏ナリシハ平素係員ノ心掛ケ賞スベシ

二、指揮者ノ命ニ從ヒ眞面目ニシテ迅速ニ避難シ得タルハ最モ賞スベシ

先着者 一分三十秒

後着者 二分

工場避難演習實施要領

昭和八年七月五日

第五日避難デー早朝別記ノ如キ揭示ヲナス

實施時間ハ前業者午前十時半、後業者午後八時ヨリトシ夫々非常信號電燈三回點滅ヲ以テ大震災ノ襲來セルコトヲ報ジ直チニ機械ノ運轉ヲ停止セシム、男女工ハ指定サルベキ通路ニ出デ指揮者ノ誘導ヲ待チ無秩序ナル行動ヲ採ラザルコト

組長部長ハ避難ノ指揮ニ當リ避難口ヲ經テ秩序善ク通行スル様整理指導ヲナスベシ

避難所ハ食堂トシ避難後人員點呼ヲナシ異状ナキヲ認メタル後講評ヲナシ演習ヲ終ルモノトス

食事後電燈信號ヲマツテ運轉ヲ掛ケルベシ

掲示

本日震災非常避難演習ヲ實施ス

非常信號電燈三回點滅ト同時ニ機械ノ運轉ヲ停止シ、指定サルベキ通路ニ並ビ指揮者ガ安全ナル避難路ヲ告示スルマデ自由無秩序ノ行動ヲ採ルベカラズ

組長部長ハ避難ノ指揮ニ當リ安全ナル避難路ト避難所ヲ告示ス

避難所ハ便宜上食堂トシソノ入口ニ於テ平日ノ如ク食器ヲ受取リテ食卓ニ就クベシ

室長及級長ハ人員點呼ヲナシ部長工務ニ報告シ、異状ナキヲ認メタル後講評ヲナシ演習ヲ終ル

注意

指定サレタル避難口以外ハ破壊又ハ危険ニツキ必ず指揮者ノ命ニ從フベシ
早足ニテ步行シ決シテ走ラヌコト

晝業者ハ通常通り作業ヲナシ工場内ノ秩序維持ニ注意スルコト
消防演習 昭和八年七月五日

想定

一、ボロ焚場北方ノ民家ヨリ突如發火セシ火災ハ北風強烈ニシテ猛火ハ第三社宅竝ニ學校ヲ覆ヒ危険ニ類スルノ情況ナリ

實施要領

消防隊長命令

一、當分會消防班ハ直チニ出動ス
警坂班長ハ「ガッリンボンブ」ヲ以テ現場ニ急行シ他ノ消防隊ト協力シ防火ニ努ムベシ、余ハ現地ニ急行ス

注意

一、人事係室前ヨリ女子洗濯場ヲ經テ變電所ニ至ル通路ノ外通行不能

一、自七月五日 午前 十時
至同 同 十一時

一、自七月五日 午後 二時三十分
至同 同 三時三十分

講評

一、本演習間能ク命令ヲ守リ毎月ノ練習ニ於テハ四十秒乃至五十秒ヲ以テ放水シタルニ本日ハ特ニ二十五秒乃至三十秒ノ短時間ニ放水シタルハ諸氏ガ終始眞面目ニ動作シタルモノト認メ本職ノ最モ欣快トスル所ナリ

二、本演習ハ晝間ノ爲メ比較的動作容易ナルモ將來暗夜ノ火災ニ對シテモ本日ノ如ク正整且ツ迅速ニ出來得ル様練習ヲ望ム

安全標語入賞發表

昭和八年六月二十七日

一等賞 安全は口と心の締りから

二等賞 正しき作業に危害なし

同 火の子と思ふな火事の母

三等賞 縮れば安全弛めば災害

後藤みさ子

深谷一郎

丸山みね

林義雄

三等賞 緩みなき心が安全装置なり
 同 明るい心に芽生える健康
 同 親しめ日光慎しめ食物
 同 安全は強く正しき心から
 賞外佳作 狎れず恐れず慌てずに
 病は口から怪我は心の油断から
 同 怪我は身の損國の損
 同 愛する機械は人を噛まず
 同 禍は油断を見て廻る
 同 締めよ鍛えよ心と身體

三菱造船株式会社長崎造船所（長崎）

安全週間実施方法

- 一、工場安全設備其他ノ點檢
 (一) 機械、器具其ノ他安全設備ノ點檢
 各課、工場ニ於テハ此ノ際所管ノ機械工具ハ勿論、其他ノ安全装置、安全注意事項等仔細ニ點檢シ異狀アルモノハ適宜改善シ置クコト
 (二) 防火設備ノ點檢
 消防隊ハ消火器、ポンプ、ホース、同カツプリング、防火栓等仔細ニ點檢シ故障アルモノハ適宜改善シ置クコト
 前二項ノ結果ハ當局ニ報告スル必要アルニ付各課、工場長及消防隊長ハ故障品名又ハ事項、故障ノ程度並處置等職工課長經由六月末日迄ニ報告スルコト（別段ノ故障ナカリシトキハ其ノ旨ヲ報告スルコト）
 二、安全委員ノ設置

大野 一市
 後藤 みさ子
 柿野 かつ
 濱島 新平
 河邊 一敏
 鎌田 榮一
 浅井 慶一
 市村 保春
 臥村 義雄
 林 義雄

- (一) 委員ノ選任
 課、工場長ハ其ノ所管内安全委員（委員長ハ課、工場長之ニ當リ委員ノ數ハ略昨年同様）ヲ選任シ各其ノ受持區分ヲ定メ安全週間ノ趣旨ヲ宣傳勵行セシムルコト
 (二) 委員ノ氏名報告
 課、工場長ハ來ル六月二十日迄ニ右委員ノ氏名（職工ハ職番ヲモ）ヲ職工課長經由報告スルコト
 (三) 職工課委員ノ協力
 職工課員中ヨリモ委員若干名ヲ指命シ各工場ニ於ケル委員ト協力セシムルニト
 (四) 委員ノ災害原因調査ノ範圍及方法
 (イ) 重傷者（入院ヲ要スル見込ノモノ）アリタルトキハ委員長ハ直ニ之ヲ職工課委員ニ通知スルコト
 (ロ) 病院前守警詰所ニ於テハ負傷者ノ通院アリタルトキハ直ニ之ヲ職工課委員ニ通知スルコト
 (ハ) 現物調査ノ場合ハ當該工場ノ委員長又ハ委員中適當ノ者及職工課委員之ニ立合ヒ協力調査スルコト
 (五) 調査原因ノ分類
 (イ) 工場設備關係（工具、機械又ハ設備等ノ完否）
 (ロ) 本人ノ過失
 (一) 本人ノ服裝、履物等ノ適否
 (二) 本人ノ不注意、睡眠、飲酒又ハ健康狀態等トノ關係
 (三) 作業又ハ危険ニ對スル知識ノ有無又ハ程度
 (ハ) 他人ノ過失（協同作業ノ場合ハ各人ノ連絡ニ缺クルコトナキヤヲ特ニ調査スルコト）
 (ニ) 作業ノ性質ニ因ルモノ
 (ホ) 不可抗力ニ因ルモノ
 (六) 委員ノ腕章佩用
 委員ニハ同期間中綠色腕章ヲ左腕ニ佩用セシムルコト
 三、ポスター其他ノ配布及徽章佩用

- (一) ポスターノ揭示
各工場ノ適當ノ場所(特ニポスターノ内容ト關係アル場所)ニポスターヲ揭示シ以テ一般ノ注意ヲ喚起スルコト
 - (二) 安全マークノ佩用
従業員一般ニ安全マークヲ配布シ週間中之ヲ各胸間ニ必ず佩用セシムルコト
 - (三) 週間日事計畫ノ配布
従業員一般ニ週間日事計畫(リーフレット)ヲ配布シ之ニ依リ各日ノ計畫ノ實行ニ努メシムルコト
 - (四) パンフレットノ配布
健康保險組合ヨリパンフレット「光る安全」ヲ送付スルニ付被保險者全部ニ配布シ閱讀セシムルコト
- 四、其他ノ實施事項

- (一) 國民體操ノ勵行
週間中ハ國民體操ヲ勵行スルコトトシ毎朝就業時間前一齊ニ之ヲ行フコト
 - (二) 遠足又ハ海濱行樂會ノ舉行
週間中(日曜日)遠足又ハ海濱行樂會ヲ舉行スル豫定ニ付多數參加セラレタシ(詳細ハ追テ通知ス)
 - (三) 蛔蟲驅除實施
週間中健康保險組合ヨリ蛔蟲驅除藥ヲ送付スル豫定ニ付被保險者全部ニ配布シ服用セシムルコト
- 備考 ポスター、安全マーク、委員腕章及日事計畫ハ追テ職工課ヨリ送付ス

安全週間日事計畫
第一日 七月一日(土) 攝生デー

日頃の攝生 いつも健康
慎む體に 病なし

今日カラ安全週間ガ始リマスガ初日カラ病氣ニ罹ツテハ臺ナシニナリマス
暑氣ノ折柄特ニ暴飲暴食ニ十分氣ヲ付ケテ失敗シナイ様ニシヤウデハアリマセンカ

第一日
(土)日一月七

攝生デー

日頃の攝生いつも健康

つゝしむ體に病なし

今日から安全週間が始りますが初
日から病氣に罹つては臺なしに
なります。暑氣の折柄特に暴飲暴
食に十分氣を付けて失敗しないや
うにしませう。

如此カレンダーヲ各従業員ニ配布ス(以下各日ノ分省略)

第二日 七月二日(日) 日光利用デー

たゞの良藥 日光浴

日向に晒せ 夜具蒲團

日光ガドンナニ效メガアルカハ蔭ニ咲イテキル草花ト日向ニ咲イテキル草花トト比較スレバ誰デモ直グ分カル日光ヲ遊バシテ
置クノハ實ニ惜シイ、今日コソ遠足デモシテ十分日光ニ當ツテ見ヤウデハアリマセンカ、今日コソ夜具ヤ蒲團ヲ日向ニ干シテ
十分消毒シテ見ヤウデハアリマセンカ。

第三日 七月三日(月) 一善實行デー

標語百より 實行一つ

不言實行 身を守る

無病息災ハ理論デ行カヌ、實行ガ必要デアル、今日ハ一善實行デーデス、健康ニナルコト、安全ニナルコトヲ只一ツデモ良イカラ實行シテ見ヤウデハアリマセンカ、キツト結果ハ良イデセウ。

第四日 七月四日(火) 緊張デー

禪 緩み 負相撲

締めた心に 身も堅固

此頃ハ暑サガ加ハツテ仕事ガ仕難イ、身體ガダルクナツテ來易イ、此ノ時ニ災害ガ起リ易イ「ナニ糞コンナ暑サニハ敗ケナイ」此ノ氣持デ心ニ燃リヲカケテ頑張ツテ見ヤウデハアリマセンカ。

第五日 七月五日(水) 事故なしデー

出さな一つの 災害も

今日の一 誰も安全

我々ノ理想ハ一人ノ怪我人モ出サナイコトニアル。二週間ノ中今日頃ハ怪我人ノ多イ時デアル。此ノ日ニ此ノ理想ヲ實現スルコトハ誠ニ意義深イコトデアリマセウ。今日コソ一人モ怪我人ヲ出サナイヤウニシテ見ヤウデハアリマセンカ。

第六日 七月六日(木) 清潔整頓デー

不潔の門に 醫者來る

作業場は 常に整頓

誰デモ不潔ヤ不整頓ノ好ク者ハナイガ兎角之ヲ看過シ易イガコレハ傷病豫防上重大ナ關係ガアリマス、今日コソ工場デモ家庭デモ身ノ廻リヲヨク清メ整頓シテ見ヤウデハアリマセンカ。

第七日 七月七日(金) 寄生蟲驅除デー

絶やせ身體の 寄生蟲

蛔蟲驅除して 元氣百倍

發育ノ芽ヲ蝕ム腹ノ虫、活動ノ源泉ヲ絶ヤス寄生蟲、恐ロシイモノデアルニ拘ラズ兎角驅除スルコトヲ怠リ易イ、今日コソ退治テ仕舞マセウ。

以上

(2) 災害率減少の状況

安全週間の究極の目的は工場に於ける全ゆる原因に依る災害を未然に防止し、併せて災害を減少せしめるにある。各廳府縣より推薦し來れる優良工場に就て之を檢するに、全般的に從來より災害率の減少を來しつゝあるは、寔に本週間の爲に欣ぶべき現象である。

左に災害率減少の状況に關する、優良工場の各種統計を示そう。

電氣化學工業株式会社青海工場(新潟縣)

四、災害減少ノ状況

1. 三ヶ年間の比較ヲ表示セハ左ノ如シ。

年 度	週 間	週 間 中 一 萬 人 ニ 付	週 間 前 半 々 年 間 ニ 付	比 較
昭 和 六 年 中	三・三 件	七・七 件	△ 四・四 件	
同 七 年 中	ナ シ	六・九 件	△ 六・九 件	
同 八 年 中	ナ シ	五・一 件	△ 五・一 件	減

大日本人造肥料株式会社小野田工場(山口縣)

年 度 別	重 傷	輕 傷	微 傷	計
昭 和 四 年 度	一五	二一	一八	五四

原 因	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
猫トロ、トラツクニ依ルモノ	二四	二七	一六	二一	一六
作業悪シク、背筋、腰筋、腓腸筋捻挫	一五	三二	二〇	六	五
工・金具、刃物、器物等ニ依ル、切ル、突ク、打撲	六五	八七	七三	五一	三〇
他人ノ過失、不注意ニ依ルモノ	四	四	二	二	三
積荷、器物等ノ倒ル、落下、取落シ	五一	五四	六七	三四	三四
火傷(スチームパイプ、スパーク、熱湯、燒鐵)	一六	二三	一五	一一	五
辻リ、踏 外 シ、 蹴 キ	四二	四〇	四五	二六	二〇
手足ヲ詰メル、挟ム、喰ハル	四〇	六〇	五四	一七	三〇
梯子、足場、踏臺等ヨリ墜落	三	四	二	五	五
運轉中ノ(リール、ロール)ニ依ルモノ	一二	八	八	一八	八

八五

(括弧内ハ安全週間中ノ事故ナリ)
原因別負傷件數 (自昭和三年 至昭和七年)

其ノ年職工數 其ノ年職工數ニ對スル 前記小計	同 合 計
八四二	三・六二
八九五	四・三〇
八七六	三・八三
八三七	二・五八
七九〇	二・二二

死 亡 者	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年
休業二週間以上	二二	二四	三〇	一一	一四
休業三日以上	八七	一〇四	八九	六四	四一
休業三日未満	五〇	六〇	七三	四四	三三
小 計	一五九	二〇八	一九三	一一五	八八
休業ニ及バザル者	一四六	一七五	一四三	九七	八八
合 計	三〇五	三八三	三三六	二一六	一七六

三菱製紙株式会社高砂工場(兵庫縣)
年次負傷件數 (自昭和三年 至昭和七年)

昭 和 年 度	昭 和 年 度	昭 和 年 度	昭 和 年 度	昭 和 年 度
昭和五年 度	昭和六年 度	昭和七年 度	昭和八年 度 (六月末マデ)	計
一七	八	七	二	四九
一〇	一五	一三	六	六五
二二	二〇	一〇	八	八九
四八	四三	四〇	一八	二〇三

八四

60
21

曜別	曜日						
	日	月	火	水	木	金	土
曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜	曜
一月	一	四	一	一	一	三	〇
二月	一	二	四	三	二	一	一
三月	一	二	二	二	三	一	二
四月	二	一	二	一	二	二	一
五月	一	五	四	二	一	一	八
六月	三	四	二	五	一	三	〇
七月	二	五	二	三	三	三	二
八月	三	二	一	二	二	二	一
九月	二	二	一	三	五	三	八
十月	四	四	一	一	二	四	一
十一月	一	二	三	一	二	一	八
十二月	一	三	一	二	四	一	三
計	一八	三三	二二	三一	二六	二三	一七六

昭和七年中七曜別負傷件數表

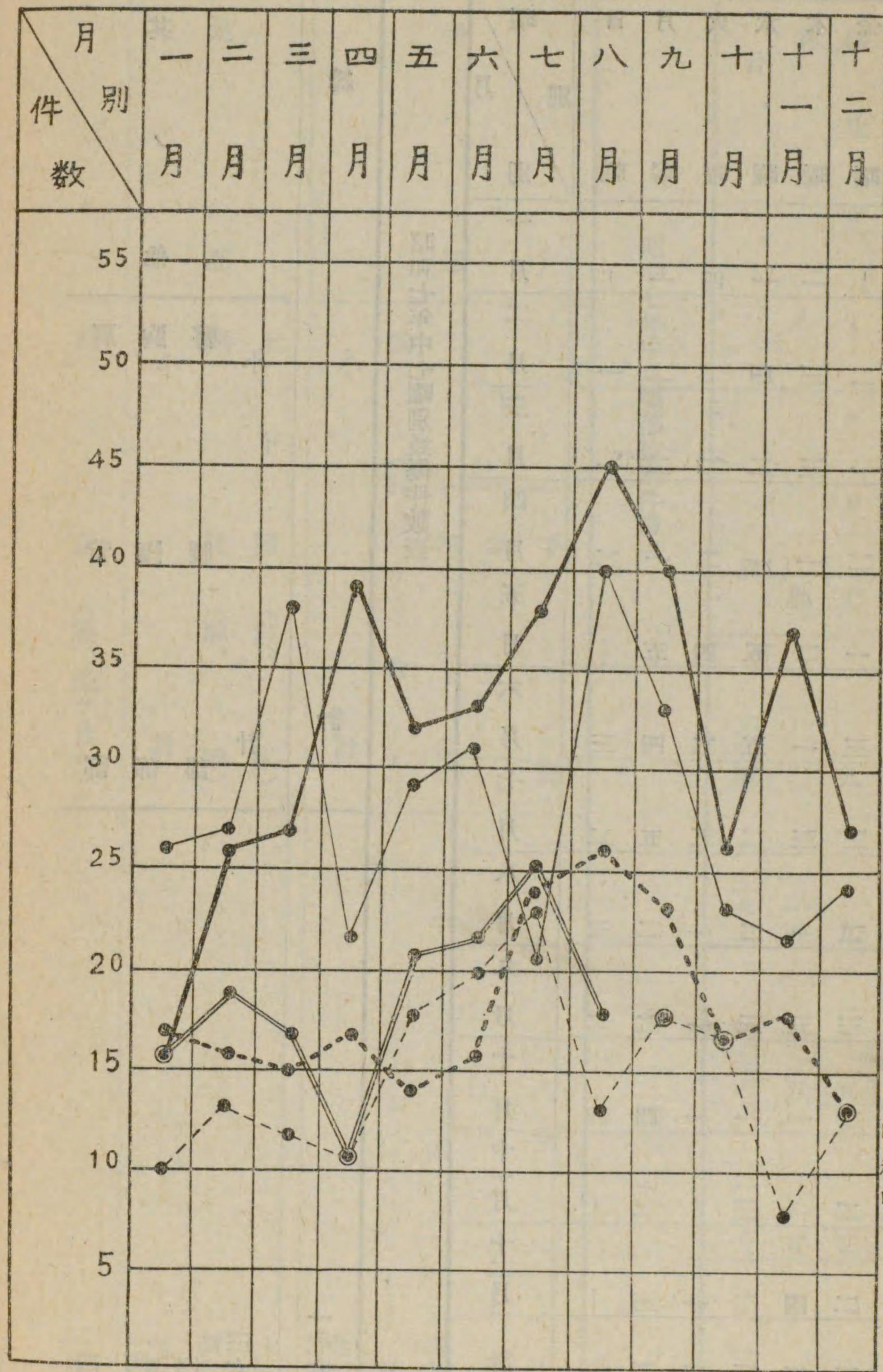
總計	一七六
其他	一四四
小計	三四
肩	四
胸	四
臀	三
背	一
腹	一
腰	一

頭部	一四
眼部、顔部	六
小計	一四
上肢	一九
腕	八
肘	七
手	三
手掌	一
手指	一
小計	七
下肢	四八
腿	一
膝	一
踵	一
趾	一
小計	四
背部	六

昭和七年中負傷部位別件數表

鐵粉ゴミ、ソノ他目ニ入ル、(紙片テ目ヲ突ク)	一六
ベルト、ポールト、セツトポールト	九
踏拔キ、	九
其他	〇
合計	三〇五
背	一四
手	六
腕	九
肘	五
手	一
手掌	一
手指	一
小計	三三
腿	一
膝	一
踵	一
趾	一
小計	三三
背部	六
合計	一七六

年次別負傷件數足取表（自昭和四年 至昭和九年）



復細太
線線線線
昭昭和昭和昭和
和和和和
四五年六年八年

昭和七年中時刻別負傷件數表

時刻別	月別											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
前〇時—前五時	一	一	一	一	三	二	一	一	一	一	一	一
前五時—前七時	一	一	一	一	五	一	一	一	一	一	一	一
前七時—前九時	四	三	四	一	三	二	一	一	五	三	三	四
前九時—前二時	三	二	一	一	三	六	一	二	二	一	一	一
前一時—後一時	一	二	一	一	三	二	八	一	一	四	一	一
後一時—後三時	一	一	一	一	二	三	一	二	一	一	一	一
後三時—後五時	二	一	一	一	二	三	六	一	二	一	一	一
後五時—後三時	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一〇	一三	一二	一一	一八	二〇	二三	一三	一八	一七	八	一三
計	一〇	一三	一二	一一	一八	二〇	二三	一三	一八	一七	八	一三
計	一〇	一三	一二	一一	一八	二〇	二三	一三	一八	一七	八	一三

(3) 危害豫防注意並に施設事項

危害豫防施設、火災爆發等の豫防及避難施設或は服裝及保護具又は衛生上の諸施設等に關しては各工場共絶えず注意を拂ひ新設し又は修理改善を加へ以つて勞働者の災害防止に努めつゝありて其成績大に見るべきものあり今二三の工場につき實際的施設並に衛生上の活動狀況を左に示さん

自第五回 全國安全週間後
至第六回 全國安全週間
第一、危害豫防施設

福山製紙株式会社(廣島縣)

施設事項	施設場所	施設前狀況	新、改、修、別、数	詳	細
一、原動機又ハ動力傳導装置ノ柵圍又ハ被覆	一〇〇HP モーター	鐵製柱ニパイプヲ二段ニ横架セル柵アリ	増設 1	紙屑ノ浸入ヲ防グタメ金鋼ヲ張り又出入口ニ金鋼張りノ扉ヲ設ク	
同 動力傳導ベル	同 機	木製ノ柵枠アリ	改造 1	床上八尺ノ處ヲ通ル十吋ベルトニ梯子型鐵製柵枠ニ改造	
同 カウンター、シャフト	同 機	ナシ	新設 2	床上十尺ノシャフトニ下半部金鋼張り被覆ヲ設ク	
蒸氣機 關	同 機	鐵製ノモノアリ	改造 2	高ク改造、金鋼張り	
四〇HP モーター	同 機	位置變更前木製ノモノアリ	改造 1	一、プーリー並ニベルトニ金鋼張り鐵製ノ被覆ヲ設ク	
同 動力傳導ベル	同 機	ナシ	新設 1	地上八尺ノ場所ヲ通ル八吋ベルトニ鐵製梯子型柵枠ヲ設ク	
三〇HP モーター	同 機	位置變更前木製ノ柵並ニ被覆アリ	改造 1	プーリー並ニベルトニ金鋼張り鐵製被覆ヲ設ク	
二〇HP モーター	同 機	木製ベルト柵アリ	改造 1	プーリー並ニベルトニ金鋼張り鐵製被覆ヲ設ク	
元シヤフト機	同 機	破損	改造 2	ループプーリーヲ設ケ安全ナルシヤフトヲ附設ス	
四、ベルトシヤフトノ安全装置	同 機	ナシ	新設 1		

施設事項	施設場所	施設前狀況	新、改、修、別、数	詳	細
五、調帶受具	元シヤフト機	ナシ	新設 6	アングク鐵竝ニ鐵板製	
六、安全給油装置又ハ安全注油道	砥石機元シヤフト	ナシ	新設 6	油差器1 注油ノタメ上ル梯子1 ヤリングニ改造 ボールベアリング入りルーズプーリーヲ設ク	
第七、原動機又ハ元軸急停止装置又ハ信號	第一號折紙機	ナシ	新設 1		
八、運轉開始又ハ停止ノ信號	第一號折紙機	電鈴アリ	修理 1	低音ニナリタル爲メ電鈴修理	
九、機械ノ動力輪又ハ齒車ノ被覆又ハ柵圍	第一號折紙機	木製柵アリ	改造 8	プーリー竝ニベルトニ金鋼張り鐵製被覆ヲナス 側面金鋼張り鐵製ノ被覆ヲナス 金鋼張り鐵製ノ被覆ニ改造ヲナス 鐵製梯子型柵枠ニ改造 半月型金鋼張り鐵製 金鋼張鐵製ニ改造	

60
21

年度別	部別	施設	事項	件数
昭和四年	漂白	真空脱水機歯車カバー取付 パッデング機歯車カバー取付 巾出機歯車カバー取付 傳導装置通路上ロープ蔽ヒ 電動機危険防止木柵及ベルト覆 引通機振動防止装置 パッデング機カウンター足場取付 キーヤ安全弁覆 五―七ウオツシング機ベルト覆 九本ボールマングルカウンター廻目間ベルト覆取付 荷造機覆取付		一 一 四 一 一 一 二 四 二 一
昭和五年	織機 整理	糊焚釜糊付機間糊輸送管取付 新九本ロール機歯車カバー取付 新九本ロール機廻目鐵柵取付		一 三 二

東京モスリン紡織株式会社沼津工場 (静岡縣)
危害豫防施設

一九、其ノ他	第二、火災及爆發等ノ豫防及避難施設	第三、服裝及保護具ノ施設	第四、衛生設備	第五、防火及消火設備
ラゲカッター 第一號 通シヤフ路	ナシ	第三、服裝及保護具ノ施設	第四、衛生設備 唾壺 便用手洗水入れ 工場内煤取り一回	第二、火災及爆發等ノ豫防及避難施設 上水道用スタンド 上水道スタンド用ホース モートル用消火器 消火器
新設 新設 修理	新設 新設 修理	再與	再設 再設 再設	改造 新設 新設 修理
1 1 4	1 1 4	4	3 6 2	1 1 2 3
ブーレー並ニベルトニ金網張り鐵製被覆ヲナス 交通禁止ナリシモ不便ナルタメ鐵製ノ渡リ橋ヲ設ケ 溝蓋修理六間 コンクリート修理	二吋ヲ三吋ニ改造 一本二〇メートルノホース五本(三吋)全長三三〇尺 四鹽化炭素式 曹達硫酸式藥品入替	修理ハ蓋破損ノモノ 破損セシ場所ヘ再設置 破損セシタメ再設置ス		

昭和七年											
前	漂	同	漂	整	同	汽	同	汽	同	汽	同
紡	白	白	理	理	理	理	理	理	理	理	理
傳導裝置ベルト掛具	毛燒室屋根鐵製梯子及足場取付	キヤー減壓取付	仕上各機押ネジ頭全部切斷	糊釜減壓取付	乾燥機廻目圍鐵製ニ變更	八イドラントホース漏洩ヶ所検査修理	傳導裝置オイルボットル取付	ボイラー内外掃除(年一回ヲ二回ニ増加ス)	エコノマイザー内外掃除(年一回ヲ二回ニ増加ス)	全工場消防規定ノ制定及實施	爆發性物容器安全弁ノ壓力計定期検査規定及實施
一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

昭和六年											
漂	同	漂	同	同	同	同	同	同	同	同	同
白	白	白	工	機	機	機	機	機	機	機	機
第八ウオツシング機ロープブリーリー覆	ヴァキユーム機振動停止裝置	ガソリンタンクコンクリート製圍設置	五本ロール機廻目鐵柵取付	毛燒機焰道入口鐵柵設置	メインベアリング鐵管製支柱取付	ガソリンポンプ分解掃除修理	ハンドポンプ分解掃除修理	糊付室電動機ベルト覆取付	第三ボールマングルベルト覆取付	ベルトストレッチャー足場取付	第二ステーターシヤフト覆及足場取付
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

織	機	10馬力電動機足場及梯子取付	二
同	理	電動機起動機變壓器覆	一
整	反	電動機足場取付	一
製	計	第二荷造機電動機足場取付	一
			二四〇

(4) 勞資の精神的協力の状況

勞資の精神的協調は數年前に比して次第に良好に向ひつゝありしが一昨年の滿洲事件突發を楔機として、澎湃として起り來れる日本主義運動に依り資本家勞働者を打つて一丸とせる祖國愛の精神は工場にまで浸潤し勞資一體となりて事業に當るに至りたるは眞に慶賀すべきことである。而して各工場に於て實行されてゐる福利施設につき左に若干の實例を擧げて置く。

松崎機業場(石川縣)

教化施設

- (イ) 圖書室ハ寄宿舎内ニ設ケ日常必須ノ知識實務衛生作法娛樂ニ關スル書籍雜誌マルサン、婦人と修養、處女、家の光、日の出、主婦之友其ノ他新聞紙等ノ閲讀ヲ爲サシメ尙各自作ノ短文短歌俳句等ヲ投稿セシメル等教養方面ニ意ヲ用フ
- (ロ) 技藝及作法毎月六回裁縫學校教師ヲ聘シ裁縫及作法家事等ノ修習ヲ爲サシム
- (ハ) 男工ハ毎月三回謠曲ノ練習ヲ爲ス
- (ニ) 其他毎月四回眞宗大谷派加藤星光師ヲ招モ勤行讀經等ノ修習等ヲ爲ス
- (ホ) 別冊心ノ鏡及歡喜の光ナル小冊子ヲ各自ニ頒與シ時々工場主並ニ名士ヨリ日常起居、作業ノ心得衛生、修養、禮義等ノ訓

話ヲナシ且ツ宗教上ノ講義講演ヲ爲ス

日東硫曹株式會社新潟工場(新潟縣)

慰安施設

- 1 俱樂部ノ設置
昭和六年中工場敷地ニ大規模ノ俱樂部ヲ新設シ活動寫眞其ノ他隨時興行ヲ無料觀覽セシムル外圖書館ヲ設ケ、又碁、將棋等ヲ備付ケアリ
 - 2 グランドノ設備
昭和七年中常設テニスコート、角力場ヲ新設シ之ヲ全員ニ利用セシム
 - 3 慰安會
毎年二回職工、家族慰安會ヲ催シ近郷ニ旅行シ又ハ興行ヲ觀覽セシムル等上下意志ノ疎通ニ努ムル所多シ
- 合資會社小此木兄弟商會工場(群馬縣)

一、經濟施設

- イ、利潤ノ分配
本制度ハ工業主ノ協力精神ニ依リ自發的ニ實施セラレタルモノニシテ大正六年以來繼續今日ニ及ヘリ其ノ間財界ノ浮沈生産率ノ多寡ニ依リ多少ノ差異アリト雖大體ニ於テ純益一割ヲ社員ト同様支給シアリ
- ロ、貯蓄金ノ獎勵
徒弟ヨリ職工ニ至ル迄衣類日用品等ヲ支給シ且寄宿舎、食料費ヲ徴セス可成的冗費ヲ消ギ多額ノ貯蓄ヲ獎勵シ毎月仕拂日ニ銀行預金トシ通帳ハ各自保管シ居レリ職工ノ月給ハ二十圓乃至三十圓ニシテ何レモ相當ノ貯蓄ヲ爲シアリ
- ハ、職工ノ株主化
利潤ノ分配ヲ實施シ且貯蓄金ノ獎勵ヲ爲シ貯蓄金一千圓以上ニ達シタルモノニ對シテハ社員トシテ出資ヲ慫慂シツツアリ大正六年以降出資社員トナリタルモノ八名ニ達セリ
然シテ事業ニ於テ缺損ヲ生シタル場合ニ於テモ職工タル社員ノ出資額ニ對シテハ損害ヲ蒙ラシメス一割ノ配當ヲ爲シツツアリ

60
21

二、住宅ノ建設

前記貯蓄金ノ獎勵ニ依リ一定ノ額ニ達シタルモノニシテ住宅ノ建設ヲ希望スルモノニ對シテハ工場主ハ建設費ノ幾分ヲ補助シ土地等ニ對シテハ特別ニ便宜ヲ與ヘ居リ現在工場附近ニ住宅ヲ建設シ永久ニ勞資協調ノ基礎ヲ築キタルモノ四名アリ

東洋紡績株式會社伏見工場(京都府)

經濟施設

1 社 宅

男子従業員ニシテ永年勤績ノ見込アリ且本人ノ希望ニ依リテ貸與スル社宅四十五戸アリ建物ノ大小其他ニ依リ之ヲ甲、乙、丙、丁、ノ四種類ニ分チタルモ之カ使用料ハ何レモ修繕料ノ程度ヲ以テス

2 社 宅 浴 場

社宅居住ノ従業員並其ノ家族又ハ社宅外通勤者ニ入浴セシムル設備ナリ

3 社 宅 農 園

工場敷地内ニ(但工場構外)社宅ニ隣接シテ畑約千坪アリ東洋紡績株式會社社宅農園ト稱シ無料ニテ貸與シ従業員並其ノ家族ノ希望ニ依リ蔬菜類ヲ作ラシム之カ爲野菜類ハ殆ント市中ヨリ購入スルヲ要セザル状態ナリ

4 賣店及日用品分配所

職員中ヨリ係員ヲ置キ日用品分配所ハ社宅居住者ニ米及其ノ他ノ日用品ヲ實費ヲ以テ分配シ賣店ハ日用品ヲ備ヘ置キ寄宿舎内ノ従業員ニ販賣ス

大日本紡績株式會社津守工場(大阪府)

保 健 施 設

一、寢具ノ日光消毒、衣類、敷布、枕、包布等ノ洗濯

(イ) 寢具ノ日光消毒、遺憾ナカラ寄宿舎(女寄)ニ於テハ日光消毒スヘキ場所及施設整ハサルタメ極メテ少數ノモノヲ除キ大部分實行シ得ス近々ノ内、機會ヲ捉ヘ勵行爲サシムル豫定ナリ

社宅ハ大部分實施セラレ居タル様見受ケタリ

(ロ) 衣類、敷布、枕、包布類ノ洗濯

各部共完全ニ勵行セラレ目的ノ達成セララルヲ認ム

二、ラヂオ體操

午前九時女寄在寮者(病人ヲ除ク)全員工場「クラウンド」ニ出場シ約二十分間一齊ニ體操實施ス

三、除 草 勵 行

午前八時ヨリ各部所屬受持場所ノ除草ニ從事

四、髮 洗 勵 行

女寄全員ノ約半数以上髮洗ヒ實行セリ

五、爪 切 リ 勵 行

一般ニ實行セリ

六、鼠、蠅ノ驅除勵行

但シ獎勵法トシテ鼠一頭或ハ蠅三〇匹ニ對シ抽籤券一枚宛ヲ交付宣傳ニ努ム

(イ) 捕 鼠 數 貳拾頭

(ロ) 捕 蠅 數 參千四百貳拾匹餘

(ハ) 抽籤券交付數 百三十四枚也

七、飲食物ノ検査(炊事竝ニ供給所扱ノモノ)何レモ状態佳良ナリ

八、健 康 診 斷(炊事夫、精米所員、供給所員、給仕、小使)

九、便所ニ石灰散布、溝浚ヘ勵行

(イ) 工場便所全部ニ石灰水散布

社宅各戸ノ便所ハ諸種ノ都合上勵行シ得サリシモ近日中施行セラルヘキ夏期衛生清潔法實施ヲ期シ一齊ニ勵行セシムルコトトシ今回ハ乍遺憾延期セリ

(ロ) 溝浚ヘ勵行

工場竝ニ寄宿舎、社宅共一齊ニ實行セシメタリ

60
21

十、痰壺、紙屑入、便所、洗面所ノ検査

概シテ一般ニ良好ナリシモ工場便所ノ掃除方法ニ就テハ尙一層ノ努力竝ニ研究ヲ要スヘシ尙洗面所、便所手洗場等ノ水栓ニ漏水ノ箇所多少アリタルヲ見受ク即時修理セシムルト共ニ他方使用者ノ取扱方ニ就テモ特ニ注意ヲ喚起セシムルコトヲ要スヘシ

十一、食堂竝ニ炊事場検査

(イ) 食堂ノ床面常時水溜リ尙水氣甚シ通風施設ヲ完全ナラシムル様至急方法ヲ講スヘシ

(ロ) 炊事場ノ清潔保持ニ尙一層ノ努力ヲ要スルト共ニ不用物品ノ取片付ケ方ニ格段ノ努力アリタキコト
尙下水掃除ノ回数及掃除方法ニ一層ノ努力ヲ要スルコト

十二、浴室 検査

浴室ノ掃除ハ佳良ナルモ脱衣場ノ掃除ハ常時其掃除度數ヲ増シ常ニ清潔ヲ保持セシムル様相互ノ注意ヲ要スルコト

日本毛絲紡績株式會社岐阜工場(岐阜縣)

保健施設

安全週間中の當工場實施榮養獻立

第一日(七月一日)

朝 味噌汁

味噌、煮干粉、油揚、大根

晝 ライスカレー

牛肉、玉葱、馬鈴薯、豌豆、小麦粉、カレー粉

夕 煮豆と酢のもの

鶏豆、胡瓜、油揚、花鰹

第二日(七月二日)

朝 味噌汁

味噌、茄子、削節素麵(少々)

晝 野菜そぼろかけ

かしわ、南瓜、人蔘、馬鈴薯、カタクリ粉

夕 北海

干鰯、昆布、大豆、甘藷、生姜

第三日(七月三日)

朝 味噌汁

玉菜、油揚、削節、味噌

第四日(七月四日)

晝 胡麻味噌和え

茄子、莢青豆、胡麻、味噌、煮干粉

夕 味飯と豆腐汁

鶏魚、油揚、干瓢、人蔘、煮干粉、豆腐、青菜、削節

第五日(七月五日)

朝 味噌汁

白菜、ワカメ、油揚、煮干粉、味噌

晝 玉菜の胡麻和え

玉菜、魚(罐) 白胡麻、酢

夕 鰯の甘露煮と瓜もみ

干鰯、生姜、胡瓜、紫蘇(少々)

第六日(七月六日)

朝 味噌汁

味噌、煮干粉、黒胡麻、茄子、葱

晝 煮付

大豆、人蔘、サツマ揚、油、ヒヂキ

夕 炒り

豆腐、干鰯、油、馬鈴薯

第七日(七月七日)

朝 味噌汁

味噌、削節、ソバ粉、葱

晝 鹽鮭と玉菜煮込

鹽鮭、玉菜、生姜、小麦粉

夕 ハヤシライス

牛肉、煮干粉、玉葱、人蔘、馬鈴薯、油、小麦粉、トマトソース、ピース(少量)

笠原組製絲所(長野縣)

扶助施設

○職工疾病見舞金

職工重傷病ニ罹リタル場合ニ見舞金又ハ見舞品ヲ給ス。

○弔慰金

六ヶ月以上勤続シタル者死亡シタルトキハ弔慰金ヲ給ス。



- 災害見舞金 六ヶ月以上勤続セル者住居火災、水災其ノ他災害ニ罹リタル爲著シキ損害ヲ蒙リ救済ノ要アリト認ムル場合ハ見舞金ヲ給ス。
- 兵役餞別金 六ヶ月以上勤続職工ニシテ兵役ニ服スル場合ニ給ス。
- 退職手當金 滿十年以上ノ勤続者ニシテ圓滿ニ退職シタル者ニ給ス。

(5) 安全委員會規程と其の活動狀況

安全規程の制定竝に安全委員會の設置は逐年其の數を増加し、各工場共今日に於て殆んど之を設けざるものなきに至つた。又この外安全週間に限りて工場協會と提携して、安全委員の囑託任命を行ひ、夫々安全週間前より工場ノ安全施設に對して實地指導を行ひ、活潑なる活動を展開した。寔に工場に於ける安全週間は一にこの安全委員會の活動如何にある。

左に工場に於ける安全委員會の實際的活動狀況を例示する。

富士瓦斯紡績株式會社(群馬縣)

安全委員會會則

- 第一條 災害疾病ヲ防止シ安全活動ノ發達ヲ期スル目的ヲ以テ本社及各工場安全委員會ヲ設ク
- 第二條 各安全委員會ハ委員長一名委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第三條 本社安全委員會委員長ハ事務取締役ノ指名スル常務取締役之ニ當リ委員長之ヲ指名ス
- 第四條 工場安全委員會委員長ハ工場長之ニ當リ委員ハ職員職工ノ中ヨリ委員長之ヲ指名ス
- 第五條 工場安全委員會ニ左記三條ヲ設ケ各係ニ主査ヲ置ク
 - 一、宣傳教育係
 - 一、設備檢査係
 - 一、原因調査係

第六條 安全委員ハ災害疾病防止ニ關シ左記事項ヲ處理スルモノトス

- 一、災害事故ノ調査
- 二、安全設備ノ保全及改善計畫
- 三、安全施設カ適當ニ使用セラレ居ルヤ否ヤノ實際調査
- 四、安全施設ノ必要ト其施設程度ノ研究
- 五、安全教育宣傳並ニ標示ニ關スル實施形式ノ選定
- 六、疾病誘因ニ關スル衛生保健事項ノ研究
- 第七條 前條各項ノ事務分擔及委員會ノ職員ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム
- 第八條 委員ノ任期ハ二年トス
- 第九條 委員會ハ毎月一回開催シ諸般ノ事項ヲ協議ス但シ臨時必要ナル場合ハ委員長之ヲ召集ス
- 第十條 會則ノ改廢ハ本社又ハ工場委員會ノ決議ニ依リ本社委員長ノ承認ヲ經ルモノトス

安全委員事務細則

第一、本社安全委員會

- 一、各工場委員會間ノ聯絡統一及ビ實施基準ノ指示
 - A、安全週間ノ施行ニ關スル事項
 - B、災害疾病報告ノ徵集配布並ニ統括資料ノ配布
 - C、調査報告ノ徵收及配布
 - D、施設報告ノ徵集配布及ビ實施基準ノ指示
 - E、教育指導宣傳ニ關スル報告ノ徵集配布及ビ實施基準ノ指示
 - F、各種統計表ノ作製及ビ配布
- 二、工場安全委員會ニ於ケル審議事項ニ關スル報告ノ徵收並ニ參考事項ノ配布
- 三、工場衛生並ニ保健ニ關スル研究指示
- 四、社外安全運動ノ狀況及參考資料ノ通報

第二、工場安全委員會

- 一、委員長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス
- 二、委員長ハ本社委員會トノ連絡ニ留意シ毎月一回所屬各係ノ事務ニ關シ本社委員長ニ報告スルモノトス
- 三、委員會ハ安全ニ關スル従業員ノ献策考案ヲ受理審議シ必要ニ應ジ之ヲ賞罰委員會ニ廻附スルモノトス
- 四、宣傳教育係所管事務

A、標語ポスターノ募集並ニ考案及揭示

B、安全徽章ノ制定配布佩用

C、災害疾病ニ關スル統計表其他安全訓育ニ參考トナルヘキ資料ノ指示又ハ供覽

D、講演會活動寫眞等安全訓育ニ關スル集會ノ開催

E、安全訓育

F、印刷物ノ配布

五、設備検査係所管事務

1. A、毎月一回以上安全検査ヲ行フ

(イ) 諸機械ノ危険ナル個所

(ロ) 建物ノ危険ナル個所(屋根、梁、柱、床)

(ハ) 建物ノ材料及貯藏

(ニ) 構内設備ノ危険状態

(ホ) 蒸汽使用個所

B、採光、照明、換氣、温湿度調節及除塵装置ニ關スル調査研究

C、安全装置又ハ設備ノ必要アリヤ否ヤノ調査

D、安全装置カ適當ニ維持サレ居ルヤ否ヤノ検査

E、安全装置カ適當ニ使用セラレ居ルヤ否ヤノ検査

F、道具類ノ検査

G、服装、履物、結髪ノ検査
H、衛生設備ノ検査

2. 安全装置又ハ設備ノ改善考案

3. 機械又ハ設備使用ニ伴フテ起ル災害ノ研究

4. 安全動作ノ研究

5. 附常時ニ對スル準備

6. 法令禁止事項ノ嚴守

六、原因調査係所管事務

A、災害疾病ノ原因調査(別紙様式ニ依ル)

B、災害疾病統計表作製

C、採用時ノ従業員ノ適性、性能身體検査

D、勤務又ハ餘暇利用ノ及ボス疲勞ノ調査並ニ輕減法ノ研究

E、急救處置法ノ教導

F、急救處置施設ノ考案

G、工場食ノ調査研究

H、工場衛生、保健運動ノ調査

I、衛生並ニ保健訓育方針ノ指示衛生講話資料ノ提供

(以上)

三光紡績株式會社靜岡工場(靜岡縣)

安全運動ニツキ勞資協力ノ事實並ニ安全教育ノ施設

(一) 勞資協力ノ事實

安全運動ニ付テハ上下協力一致目的遂行ニ努ム、事業主ハ従業員ノ幸福ノ爲幾多ノ災害豫防施設ヲ爲シ、従業員ハ操業

60
21

中眞心ヲ打込シテ少シノ無駄ナ事ナク、眞ニ人ト物トガ一體ニナツテ上下協力秩序整然、一絲亂レヌ歩調デ努力ノ結果災害者ハ漸次減少シ優秀ナル成績ヲ收メツツアリ。

(二) 安全教育ノ施設

- (イ) 當工場ハ原則トシテ熟練工ノ採用ヲナス、養成ヲナス場合作業ト同様ニ危害豫防ニ關スル訓練ヲナス。
- (ロ) 全般的ニ又ハ各作業場別ニ危害豫防ニ關スル注意ヲ爲ス。
- (ハ) 其他ノ災害豫防ニ關スル事項ハ時々講堂ニ集合セシメ、係員ヨリ注意又ハ訓示ヲナス。

工場災害豫防委員會規則

- 第一條 本會ハ三光紡績株式會社靜岡工場災害豫防委員會ト稱ス
- 第二條 本會ノ目的ハ工場内ニ於ケル火災竝ニ諸機械及諸設備ノ故障又ハ之ニヨル傷疾或ハ各種傳染性諸病ノ發生豫防ト既發ノ災害ニ對シ適當ノ措置ヲ施スヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ三光紡績株式會社従業員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第四條 本會ハ諸機關ヲ設ケ工場長ヲ以テ災害豫防委員會長トシ各部ヲ統轄ス

災害豫防委員會

- 一、災害豫防部
- 二、保健衛生部
- 三、火災豫防部

第五條 本會ハ左ノ役員ヲ置ク

災害豫防委員會長	一名
危害豫防部長	一名
同 委員	八名
保健衛生部長	一名
同 委員	拾名
火災豫防部長	一名
同 委員	九名

第六條

前條各豫防部長及委員ノ任期ハ一ヶ年トシ災害豫防委員會長之ヲ選任シ左記職務ヲ行フモノトス
各部豫防部長ハ災害豫防委員會長ノ命ヲ受ケ委員會ヲ掌理シ及委員會ノ意見又ハ協議事項ヲ災害豫防委員會長ニ報告シ及承認事項ノ裁許ヲ得テ之ガ措置計畫ヲ圖ルモノトス、各部委員ハ部長ノ指揮ニ從ヒ會務ヲ處理シ及左記事項ノ任務ニ服スルコト

一、危害豫防部ノ任務

- (イ) 工場内外ニ亘リ諸般ノ設備上常ニ危害豫防ノ注意研究ニ務メ之ガ措置ニ關シ意見ヲ述ヘ企畫ノ施設ニ從事スルコト
- (ロ) 自己ノ擔任事務ヲ特ニ注意シ之ニ關スル施設ノ完備ヲ期スルコト
- (ハ) 男女工員ヲシテ能ク會社所定ノ就業規定ヲ遵守セシメ危險又ハ有害ナル作業方法及動作ヲナスモノアレバ之ガ補導ヲナスコト

(ニ) 危害發生シタル際ハ遲滯ナクソノ應急ノ措置ヲナシ且ツ原因ヲ調査シ再發防止ノ方法ヲ講究シ將來ニ對スル適切ナル措置ヲナスコト

二、保健衛生部ノ任務

- (イ) 工場又ハ工場關係者若シクハ其ノ附近ニ急性ノ傳染病發生シタルトキハ適當ナル措置ヲナシ疾病蔓延防止ニ努ムルコト
- (ロ) 前項ニヨリ交通遮斷又ハ出勤停止等ノ爲生活困難ノ者アルトキハ當該係員ト協力シ救済ニ努ムルコト
- (ハ) トラホーム結核性諸病等ノ慢性患者ノ豫防ニ就テハ一般衛生ノ目的ノ下ニ必要ナル措置ヲナスコト
- (ニ) 衛生上有害ナル行爲物件場所ヲ發見シタル場合ハ適當ナル措置ヲナスコト
- (ホ) 一般保健衛生ニ關シテ常ニ研究注意ヲ拂ヒ之ガ思想ノ進歩ヲ圖ルコト

三、火災豫防部ノ任務

- (イ) 工場内外ニ亘リ火災防止設備ノ検査竝ニ改善ニ努ムルコト
- (ロ) 火災發生シタル場合ハ遲滯ナク會長ニ報告シ命ニヨリ適當ノ措置ヲ講スル事、之ガ爲別ニ組織セラレタル消防組ヲ召集シ消防竝ニ救護ノ任ニ當ラシム

第七條 各部共六ヶ月ニ一回委員會ヲ開催スベシ必要ニ應ジ臨時委員會ヲ開クコトアルヘシ

第八條 本會ハ各部ニ會議録ヲ備ヘ會議事項ヲ記録ス

第九條 本會ハ隨時災害豫防宣傳又ハ演習ヲ行フベシ

60
21

(6) 警備規定及び消防規定と其の活動狀況

警備規定及び消防規定は其の性質を同じうするもので、消防規定が火災の際に於ける防火措置であると共に、警備規定は消防規定よりも廣範圍に亘り、即ち火災の場合のみならず地震其他の不慮の天災地變、或は突發的事變の場合に於ける工場又は寄宿舎等の警備をも包含するものであつて、各工場共夫々委員を設けて警備區域を分擔せしめ、萬遺漏なきを期するものである。而して斯の如きは單に規定のみにてには何等の意味をなさざるものにして、安全週間中に限らず日頃絶えず一定の規定の下に演習を實施してこそ非常の場合に役立つものである。安全週間中各工場共之を實施したるが其の中より一例を擧げてみる。

株式會社藤澤友吉商店化學工場(大阪府)

消防演習要領

昭和八年七月五日

今次安全週間中に於て施行スル消防演習ハ本要領ニ依リ實施スルモノトス

一、演習開始日時：昭和八年七月五日

一、演習開始：電氣サイレン短長ノ電鳴ニ依リ信號ス

一、標識：總司令旗ヲ以テ總司令所在ヲ示ス

一、演習開始信號ニ依リ迅速ニ各部署ニ基キ直ニ行動ニ移ルモノトス

一、通報係ハ消防署其他所定ノ通報先ニ通報ノ手續ヲ執ルコト

一、消火器係ハ擔當消火器ヲ携帶現場ニ急行スヘシ

一、但シ特令ナキ限り直チニ第二次ノ行動ニ移ルモノトス

一、ホース係ハ適宜消火栓ニ就キ(ホース)ヲ引出シ必要ノ長サニ連結シタル後放水準備全ク成リタル合圖ヲナスコト

ニ、筒先係ハ(ホース)ノ先端ニ筒先ヲ箆合シ之ヲ支持シ消火栓係ニ合圖シテ放水スルコト
但シ特令ナキ限り極少量ノ放水ヲ爲シ直チニ停水スルモノトス
ホ、防火砂係ハ總司令ノ命スル適當量ノ防火砂ヲ指定ノ場所ニ運搬消火スルモノトス
ヘ、梯子葦口係ハ用具携行現場ニ在リテ指揮ヲ待ツベシ
ト、電氣係ハ切斷要所ニ馳付ケ機宜ノ所置ヲ爲スモノトス
チ、消火器、四鹽化炭素ハ總司令ノ指揮ニヨリ指定ノ場所ニ運搬消火スルモノトス
リ、二以上ノ受持ヲ有スル者ハ總司令ノ命ニ依リ敏速ニ第二ノ動作ニ移ルモノトス
一、演習終了信號ハ(サイレン)長短ノ電鳴ニ依ルモノトス
一、各部署擔當者ハ演習終了信號ト同時ニ速カニ防火用具ヲ原狀ニ復スヘシ
但シ(ホース)ノ跡始末ハ保全係ニ於テ處理スルモノトス
一、講評(サイレン)短長二回ニテ第五倉庫西側ニ總員集合スルモノトス

- 非常時警備規程
- 第一條 工場内ニ火災等非常事發生シタルトキハ非常警備信號ス信號ハ電氣汽笛(サイレン)ヲ吹鳴ス
電氣ニ故障アルトキ又ハ夜間ハ電鈴ヲ以テ急ヲ報ス
信號係ハ仕事中ハ庶務係其ノ他ノ場合ハ舍監之ニ當ルモノトス
 - 第二條 工場附近ニ火災アリ類焼ノ虞アルトキハ前條ニ準ス
 - 第三條 工場出火ノ場合ニ於ケル信號ハ警笛ヲ連續シテ吹鳴シ類焼ノ虞アル近火ノ場合ハ斷續的ニ吹鳴ス
 - 第四條 工場ノ出火近火其他非常ノ場合ニハ通勤及外出中ノ工場員ハ急速工場ニ駆付クヘシ
 - 第五條 非常時ニ遭遇シタルトキハ工場員ハ沈着ニシテ且ツ機敏ニ各自ノ部署ニ就キ決シテ周章狼狽シ又ハ徒ニ喧騒スヘカラス
部署ハ別ニ之ヲ定ム
 - 第六條 作業中ニ火災起リタルトキハ其ノ作業場ニ於テ就業スルモノ又ハ之ヲ發見シタルモノニ就テ最先ニ消火ニ努ムヘシ
 - 第七條 火災時ニ於テ最モ力ヲ注クヘキハ人命救助、消火、防火及ヒ物品ノ搬出ナリ比ノ主要ノ目的ヲ達スル爲メニハ固ヨリ臨機應變ノ處置ヲ要スト雖モ出來得ル限り各自ノ分擔ヲ嚴守シ又能ク指揮者ノ命ニ從ヒ濫リニ專斷ノ行爲アルヘカラス

60
21

第八條 燃焼セル物件水ニテ消火シ得ルモノハ先ツ消火液ヲ用ヒ一面「ホース」ヲ以テ消火スヘシ
水ヲ以テ消シ止メ得サルモノハ各所備付ノ防火砂ヲ用ヒ消火スヘシ

第九條 火災ニ當リ水又ハ砂ノ何レヲ消火用トスヘキカハ別表ノ熟讀會得シ遺憾ナキヲ期スヘシ

第十條 火災ニ當リ物品ヲ工場ノ外ニ搬出スルヲ可トスル場合ト其儘在庫セシムルヲ可トスル場合トアリ能ク監督者ノ指揮ニ從ヒ行動ヲ誤ラサル様注意スヘシ

其儘在庫セシムルヲ可トスル場合ニハ水ヲ滿シタル「バケツ」一個ヲ入レ而シテ倉庫ノ扉ヲ密閉スヘシ

第十一條 物品ヲ工場外ニ搬出スルヲ可トスル場合ニハ火勢風位等ヲ考ヘ適當ノ場所ヲ指定搬出セシムヘシ
搬出商品、簿册等ノ散逸及盜難ニ罹ラサル様監視スヘシ

第十二條 工場員ハ非常警報ノ即刻指定セラレアル各部署ニ就キ各監督者ノ指揮ノ下ニ敏速左記ノ行動ヲ執ルヘシ

イ、通報係ハ各擔當ニ依リ消防署出張所、工場横舎宅本社、工場長宅、堀川倉庫、打出別荘等ニ急報シ時宜ニ依リ瓦斯電燈會社運送業者、醫者ヲ召集スヘシ本係ハ關係者及其住所又ハ電話番號ヲ平素ヨリ能ク知悉シ置クヘシ

ロ、消火栓係ハ擔當消火栓ニ「ホース」係カ「ホース」ヲ接續スル等準備ノ全ク終リタル合圖ヲ待テ開放スヘシ（此際消火栓ノ開放早キニ過クルトキハ「ホース」ヲ自由ニ運搬スルコトヲ得ス餘程注意ヲ要ス

ハ、「ホース」係ハ擔當「ホース」ヲ消火栓ニ接續シ必要ノ長サニ連接スヘシ

二、筒先係ハ「ホース」ノ先端ニ筒先ヲ連結シ之ヲ支持シテ放水スヘシ本係ハ目的物ヲ考ヘテ消火ヲ前後ニスルコト及水ヲ以テ消火シ得ルモノト否ラサルモノトヲ能ク辨ヘ遺漏アルヘカラス

ホ、防火砂運搬係ハ燃焼物件水ニテ消火シ得ヘカラサルトキ各所備付ノ防火砂ヲ運搬消火スヘシ

ヘ、書類貴重物ハ帳簿庫ニ格納シ水ヲ充シタル「バケツ」一個ヲ必ス入レ窓扉ヲ閉鎖スヘシ

ト、非常口閉閉係ハ貨物ヲ工場外ニ搬出スルノ要アリ又ハ女子患者等ヲ避難セシムル必要アルトキハ開扉シ其終了スル迄ハ群衆ノ亂入ヲ抑止スベシ

チ、貨物搬出係ハ火災ノ狀況砂ヲ以テ消火スルコトヲ最モ急務トスル場合ニ於テハ先ツ防火砂ヲ以テ消火ニ努メ然ル後運搬ニ從フヘシ

リ、電線保護係ハ電燈及動力線カ火災上危險ト認ムルトキハ電燈會社（宇治川電氣）ヨリ保滿ノ出張スル迄之ヲ切斷スル等危害

防止ノ措置ヲ爲スヘシ

ヌ、汽罐保護係ハ汽罐カ火災ノ爲メ危險ニ類スルニ先チ蒸氣ヲ放出シ冷水ヲ送ル等之カ保護及危害防止ノ措置ヲ爲スヘシ
ル、傳令係ハ工場長（夜間ハ宿直職員ノ上級者）ニ追隨シ指揮命令ヲ各員ニ誤リナク傳達スルモノトス

ヲ、避難指導及救療係ハ女子患者等ヲ指導シテ安全ニ避難セシメ負傷者アルトキハ急救手當ヲ施スヘシ

第十三條 各係員ハ非常時ニ於ケル自己ノ任務上必要ナル鍵ヲ事務所ノ鍵箱ヨリ携帯スルコトヲ忘ルヘカラス

第十四條 各係員ニシテ非常時ニ際シ指定ノ任務ヲ盡スコト能ハサル事情アル場合又ハ其ノ任務ヲ終リタルトキハ速ニ監督者ニ其旨ヲ申告シ命ヲ受ケテ次ノ行動ニ移ルヘシ

第十五條 作業中非常警報アリタルトキ又ハ強震ヲ感覺シタルトキハ必ス直ニ使用セル火氣ヲ消滅シ電熱「スキッチ」ヲ切斷シ及

瓦斯ノ主管辨ヲ堅ク締ムヘシ

第十六條 夜間火災發生シタルトキハ消防ニ便ナラシムル爲メ右作業場及廊下ノ電燈ヲ點シ及各室ノ施錠ヲ解クヘシ

但シ漏電等危険ノ虞アル點燈ヲ不可トスル場合ハ此限ニアラス

第十七條 類焼ノ虞ナキ近火ト雖モ全ク之ヲ消火スル迄ハ各自ノ部署ヲ嚴ニ警戒スヘシ

第十八條 各係員ハ自己擔當ノ消防設備器具ノ所在及其ノ用法等ヲ熟知シ又左記鍵ノ所在ニ共通ノモノヲ能ク記憶シ事ニ當テ遺漏アルヘカラス

（左記省略）

（7）安全祈願祭及慰靈祭

安全週間實施に當リ神社佛閣其他適當なる箇所に集合し従業員の安全を祈願し、及び災害疾病の犠牲となつて世を去りたる従業員の慰靈祭を行ふことは工業従業員の精神を緊張せしめて、災害豫防の念慮を培養する上に崇高適切な計畫にして、本協會では本年より安全週間實施方法の第一に掲げて廣く工場に呼びかけた。

左に全國の工場で行はれたものの中二三の實例を示してみる。

日清製粉株式會社鶴見工場（神奈川県）では次の如き順序で安全祈願祭を行った。

- (1) 鶴守稻荷參拜安全祈願
- (2) 工場長訓示
- (3) ラヂオ體操
- (4) 講 演
- (5) 衛生講話

又同工場では縣工場協會主催の安全祈願のため代表工場に選ばれ従業員春山林次をして明治神宮に參拜せしめた。大日本人造肥料株式會社富山工場（富山縣）では安全祈願祭として、工場敷地内に設置しある稻荷神社に神饌を供へて工場の安全、従業員の福祉を祈願した。

(8) 工場體操、ラヂオ體操

近時、體育民踊或はラヂオ體操を従業員に行はしめる工場の著しく増加したるは保健の上に又情操教育の上に喜ぶべき現象である。

左に實例を擧げてみる。

日清製粉株式會社鶴見工場（神奈川県）

敬神慰靈日當日、東京中央放送局ノ江木「アナウンサー」出張指導ノ下ニ「ラヂオ」體操ヲ行ツタ。

吉田絹織粟津工場（石川縣）

就業前全員整列シ朝ノ禮東方遙拜終ツテ「ラヂオ」體操ヲ年中實施ス。

吉孫織物工場（栃木縣）

終業後、蓄音器ノ音律ニ合セテ伊勢津小唄、足利小唄、佐渡おけさ、木曾節等ノ民謡ヲ選ビテ行ヒ従業員ノ情操教育ニ努メツ、アリ。

(9) 安全手帖（作業操典）

工場によりては安全手帖を編纂し印刷の上各個人に配布して災害防止に努めた。

(10) 安全心得

各工場共其の工場に必要な安全心得を印刷し、掲示板或は適當なる箇所に貼布し、又は従業員に配布して注意を喚起した。

(11) 安全ニュース

平易なる文章を以て寓話的に或は興味本位に安全週間の記事を印刷したる安全ニュースは安全宣傳の上に最も効果的のものである。

本年は安全ニュースを發行した従業員の注意を喚起する工場が著しく増加した。左に實例を示してみる。

横濱護謄製造株式會社（神奈川県）

安週第一日

七月一日（土） 敬神日

本日ハ安週ノ第一日敬神日デアリマス

先ヅ朝皆サンノ家ヲ出ル前各自ノ信仰スル神様カ佛様ヲ拜ンデ一身ノ安全ハ勿論一家ノ安全引イテハ工場ノ安全ヲ御祈シテ下サイソシテ今年中ハ絶體ニ災害ニカ、ラヌト云フ自信ヲ付ケテ出勤シヨウデハアリマセンカ



神佛ニ祈ル清イ明ルイ心ヲ以テ何事ニモ當レハ萬事愉快ニ平和ニ暮スコトガ出來ルノデアリマス
本日ノ朝ニハ工場ノ代表者ガ市場熊野神社ニ參拜シテ皆サン御一同ノ安全ヲ祈願シ御札ヲ頂イテ食堂ニ週中安置シマスカラ皆
サンモ御札ヲ拜ンデ一生ノ安全ヲ期シテ下サイ

○今日の安全心に祈り、つとめて差出す辨當箱

○昨日と似た郷から便り油断するなよ怪我するな(木村道)

○朝日に輝く横濱ゴムは工場の平和世に誇る(木村道)

○君よ怪我するな僕もまた

○安全を心に締めて身も人も

○締める心に働く誠

本日ハ午後五時カラ工員食堂デ安週ノ講演會及活動寫眞會ヲ開催シマスカラ必ズ御出席ノコト、缺席者ハ現場ノ許可ヲ得ル様ニ
シテ下サイ

安週第二日

七月二日(日) 家庭日

家庭ノ皆様へ段々蒸シ暑クナリマシタ

先日ノ共濟會ノ慰安會デ皆サマノ御健康ナ御顔ヲ拜見シテ非常ニ嬉シク感ジマシタガ其後御變リモアリマセンカ御伺ヒ致シマス
コレカラ益々暑クナリマスカラ病氣ニカ、ラヌ様御願シテ置キマス

サテ御主人カラ御聞キ及ビモアリマセウガ會社トシテハ御主人ガ病氣ニナツタリ怪我ヲサレタリスルコトハ非常ニ心配シテ居ル
ノデアリマス

病氣ヤ怪我サレルト本人ノ苦痛ヤ損害ハ勿論皆サマノ御家族達モ非常ニ御困リダロウト思ヒマスガ會社トシテモ心配ヤ損失ヤ
ラデ非常ニ當惑スルノデアリマス

其ノ原因ヲ調べて見マスト家庭ノ方面カラ來テ居ルモノガ随分アルノデアリマス。ソレニハ皆サマノ家庭ガ圓滿デアリ平和デナ
ケレバナラナイト思セマス、一家ノ働キ手ガ生計ヲ支エルタメ元氣ヨク出勤スル時又ハ歸宅ノ時ニ氣持良ク「行ッテイラッシャイ、
御歸リナサイ」ト呼ビカケナサルコトハ誠ニ氣持良イモノデアリマス、之ト反對ニ不氣嫌デ送り出ス時ハ其不愉快ナ氣持ガ一日頭

ニコピリツイテ仕事ノ上ニモ惡イ影響ヲ與へ結局災害ヲ起ス原因トナルコトガ非常ニ多イノハ事實デアリマス。サテ笑顔デ送り出
スニハドウシテモ夫婦ノ間ヤ親子ノ間ガ平和デナケレバナリマセヌ、ドウモ家庭ガゴタノシテ居テハ御互ニ笑顔ト云フ譯ニモ行
キマスマイ、是レヲ要スルニ工場デバカリ安全ノト騒イデ居テモ皆様ノ家庭ガ圓滿デアリ平和デナケレバ少シモキ、メガナイノ
デアリマス、ドウゾ皆サンノ御家族ガ一致和合シテ家庭ヲ明ルク朗ラカニシテ下サイ、一家ノ平和ハ安全ノ基デアリ繁榮ノ礎デア
リマス、從ツテ會社モ其御蔭デ益々繁昌スルコト請合ヒデアリマス、暑中御見舞旁々御願ヒラ致シマスカラドウゾロシク御願致
シマス

○怪我なく歸る笑顔に待つ笑顔

○朗らかに働く家庭に花が咲く

○怪我して泣くな泣かせるな

○早寝早起き愉快な門出先づ安全の第一歩

○そなた一人の體でないよ家には妻子が歸りまつ

○主は皆勤私は貯金いつも明るい我が家庭(田邊平)

○何時も心は明るく清く不平昂じれや身の破滅(佐藤利)

○明るい工場の氣笛が鳴れば無事で歸りを待つ私(田邊三)

安週第三日

七月三日(月) 検査日

今日ハ仕事ニカ、レル前ニ各自ノ機械、器具其ノ他危ナイト思フ點ヲ限ナク検査ヲシテカラ仕事ニカ、ツテ下サイ
コノ習慣ハ安週中バカリデナク常ニヤツテ頂ケバ災害ヲ起ス様ナコトハナイト信ジマス

○一に點檢、二に注意、三に作業の最後まで心配れよ、前うしろ

○一人ノが注意をすれば
如何なる仕事も事故皆無

○一に連絡、二に注意、三に作業に

○作業大膽、注意細心



○氣を付けよ、なれぬ内よりなれてから(關)
○怪我は瞬間、傷は一生(佐藤照)
○悪魔は油断の蔭に立つ(木村道)

安週第四日

七月四日(火) 整頓日

(一) 服装ニ注意

(イ) 服装ハキチント規定ノモノヲ着用スルコト

(ロ) 帽子ヲ冠ルコト

(ハ) 靴ヲハクコト

服装ガダラシナイト其ノ人ノ心迄ガ判ルノデアリマス、ソシテ衣服ノ綻ビヤ袖口、裾ダブノ服ガ思ハヌ災害ノ原因トナルコトガアリマスカラ御注意願ヒマス、女工員サンノ服装モ近ク制服ヲ定メマスガ華美ニワタラヌ様御願ヒ致シマス

(二) 機械、器具類ノ整頓

皆サンガ自分ノ家ヲ綺麗ニスル様ニ工場モ綺麗ニ整頓シテ頂キマス即チ自分ノ毎日使用スル機械、器具ハ丁寧ニ取扱ヒ順序良ク整頓シテ置カナケレバナリマセン亂雑ニナツテ居テハ仕事ガハカドラナイバカリデナク無駄ガ出来且ツ災害ノ原因トナル事ガアリマス

(三) 其他工場ヲ綺麗ニスル事

皆サンガ共同デ使用スル便所、食堂、風呂場、喫壺等ハ御互ニ汚サナイヨウニシマセウ
便所落書ハ段々ナクナツテ來マシタガ子供ノ様ナクドライイタツラ書キハ御互ニヨシマセウ
○整理、整頓、安全ノ母

安週第五日

七月五日(水) 衛生

働クモノニハ健康ガ第一ノ資本デアアルコトハ皆サン良ク御存ジデセウガ此ノ唯一ノ資本ヲオロソカニシテ病人トナリ或ハ怪我人トナルコトハ取りモ直サズ自分ノ資本ヲ棄テル様ナモノデ結局ハ貧乏ガツキマツフ外早死スル様ナコトニナリマセウ

ソレニハ先ヅ次ノコトヲ實行シマセウ

(一) 規則正しく生活すること

(二) 夜更し朝寝をやらぬこと

(三) 熟睡すること寝冷えぬこと

(四) 喰過ぎ飲み過ぎぬこと

此ノ上清潔ト云フコトハ保健ノ第一デアリマス各自ノ家ノ内外ノ掃除、食器ノ清洗、衣服ノ洗濯、夜具ノ日光消毒ハ是非實行シテ下サイ

工場デモ常ニ之ヲ心掛ケ食堂洗面所便所等デ不快ノ念ノ起ラヌ様共同道徳ヲ守ラウデハアリマセンカ

○健かなれと祈らふよりも早寝早起腹八分(田邊平)

○怪我も病氣もない主ながら後姿に手を合はす(佐藤勝)

○昨夜も遅寝今日の怪我(大竹)

安週第六日

七月六日(木) 防火日

火災ニ遭ツテハ吾工場モ元モ子モナクナリマス殊ニ御承知ノ様ニ「ゴム」ヤ油ヤ綿布類バカリデアリマスカラ發火シ易ク一度ニペラノト一ナメニサレルコトヲ覺悟シテ置イテ頂キマセウ

工場ニモ消防隊モアリ又外部ニモ消防署ガアリマスガ事故ガアツテカラデハ駄目デアリマスカラ之ヲ未然ニ防グ外ハナイノデアリマス要スルニ皆サントノ協力一致デ注意シ合ツテ之ヲ防グ様ニ心掛ケテ下サイ

○人に吸はれる煙草でさへも

注意一つで人を吸ふ(武内)

大災害ノ起ツタ場合ハ非常避難場ヲ「タイヤ」工場東側空地ト指定シテ置キマスカラ非常事變ガアツタラアハテヅニ前記ノ避難場ニ集合シテ係員ノ指揮ヲ待ツテ下サイ、尙避難スル場合各自ノ持場機械ヲ大丈夫ナ様ニ完全ナ處置シテ退場シテ下サイ、今日ハ四時半頃ニ非常サイレンヲ吹奏スルカラ其ノ時ハ各持場ノ危険ガナイ様ニ善處シテカラ集合シテ下サイ 直グ人員點呼ヲシテカラ安全委員長ノ講評及訓辭ガアリマス

○更ニ便所ヲ見マスト内デ喫煙スル人ガアリマス之レハ甚危険デアリマスカラ絶対ニ止メテ下サイ
安週第七日

七月七日(金) 批判反省日

愈々第六回安全週間モ本日ヲ以テ終了シマス週間中非常ナ努力ヲシテ頂イテ委員一同カラ深ク御禮申上マス安週ハ終リマスガ常
ニ此ノ氣持ヲ忘レズニ災害ヲ防ギ協力シテ頂キマス

今日ハ一週間ノコトヲ心ノ内デ反省シテ災害ノ如何ニ恐シイモノデアルカ、又一寸トシタ注意デ之ヲ追拂フコトガ出來ルモノデ
アル。ト云フコトヲ靜カニ考ヘテコレカラノ安全運動ニ協力サレンコトヲ切ニ皆様ニ御願申上マス
今後益々暑熱ガ烈シクナリマスカラドウゾ病氣ニナラヌ様御自愛ヲ祈リマス

○朝は希望に晝間は歡喜、夜は反省に床に入る(田邊平安)

安全週間家庭日用紙

摘	要	此ノ欄ニ御記入下サイ
現住所		
同居家族ノ數、妻父母兄弟子女及其ノ他ニ別ケ年齡モ書イテ下サイ		
夜ハ何時ニ寢テ朝ハ何時ニ起キマスカ		
趣味ト娛樂ハドンナコトデスカ		
散歩ハ何處ヘ行キマスカ		
誰ヲツレテ行キマスカ		
家デハドンナモノヲオ讀ミデスカ	雜誌ノ名	新聞名
食物ハドンナノガオ好キデスカ		書籍名
會社ニ來ルニハ何分カ、リマスカ		
又乗物ハ何ヲ利用サレマスカ		

家ノ家賃ハイクラデスカ	
又疊數ハイクラアリマスカ	
家庭ニハオ病人ハアリマセンカ	
尤モ親シク付キ合ツテル人ノ名	
崇拜スル人ノ名	
信仰 <small>(佛敎ナラ何宗其ノ他神ノ名キリスト敎等)</small>	

右ノ空欄ニ書込シテ七月三日(月)午前中ニ各現場ノ見張ニ御届下サイ

係 番號 氏名

追番號

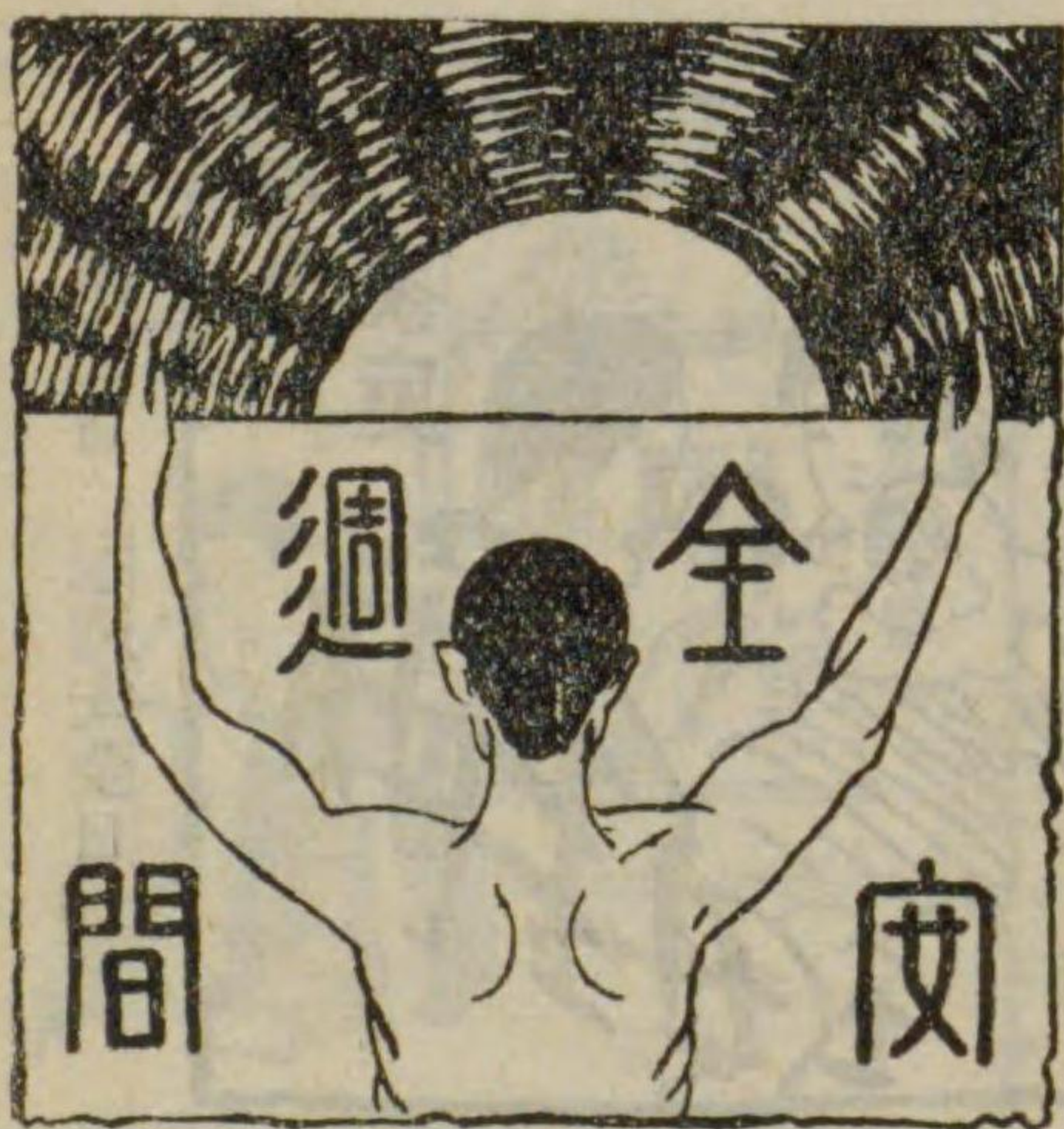
東京モスリン紡織株式會社沼津工場(靜岡縣)

今日七月一日カラ向フ一週間安全週間デアリマス「安全第一」ヲ目標ニ邁進致シマセウ。
我等ノ沼津工場ガ一體トナツテ無事故無災害ノ理想境ニ到リ愉快ニ面白ク働クコトガ出來
レバソレハ譬ヘ様ノナイ喜バシサデアリマセウ。

七月一日(第一日)安全祈願日

- 一、就業前各自神佛遙拜安全祈願ノコト
- 二、安全マークヲ左胸部ニ一齊佩用ノコト
- 三、各自受持場所ニテ機械器具及災害豫防器ヲ點檢スルコト
- 四、不完全ノモノヲ發見シタトキハ安全週間委員ニ申出テ下サイ
- 五、懸賞當選發表

(明日ハ家庭安全日)



第一日 安全祈願日

60
21

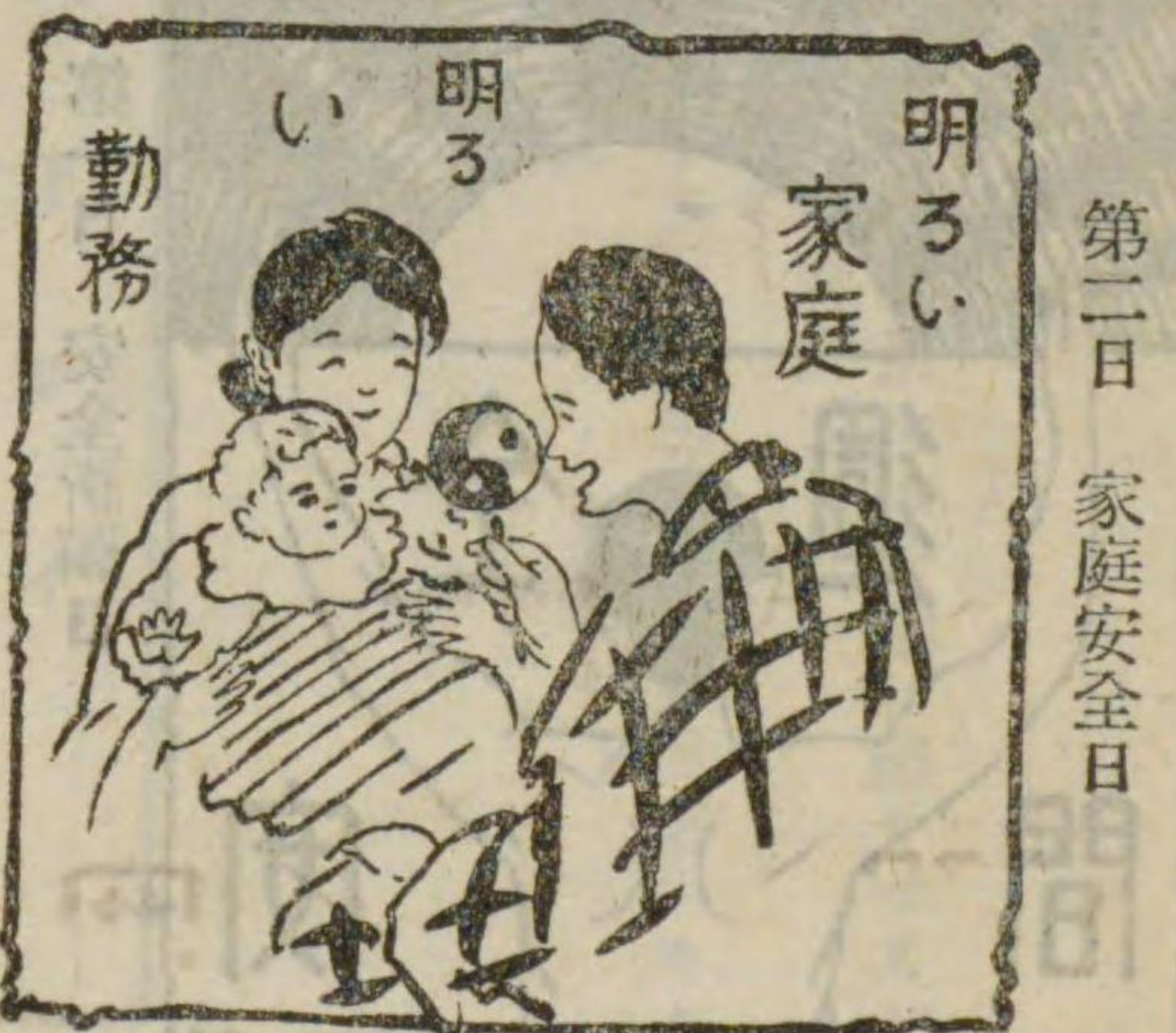
七月二日(第二日) 家庭安全日

- 一、早起主義ヲ勵行スルコト
- 二、家庭ノ内外ヲ清掃シ整頓スルコト
- 三、神佛ヲ禮拜シ家庭安全ヲ祈願スルコト
- 四、家庭團欒ノ方法ヲ採ルコト
- 五、戸締火ノ元ヲ用心スルコト
- 六、病氣ニ罹ラヌ様注意スルコト
- 七、皆デ一日ヲ感謝シ就寢スルコト

(明日ハ危害防止日)

七月三日(第三日) 危害防止日

- 一、原動機機械及動力傳導裝置ハ指定者以外ノ者決シテ取扱ハヌコト
- 二、調帶ノ衰弱セルモノヲ取換ヘルコト
- 三、調帶ノ掛ケ外シハ回轉ヲ遅クシ又ハ停止ノ上行フコト
- 四、機械ノ危険部分ノ掃除注油修理ハ運轉ヲ停止シテ行フコト
- 五、調帶ノ掛ケ外シ又ハ機械危険部ノ掃除注油修理ノ場合不得止運轉中行フモノハ襤褸等ヲ持タヌコト
- 六、車軸、調帶、調索其他回轉部分ニ卷キ付キタルモノハ必ず運轉ヲ止メテ後取り去ルコト
- 七、運轉開始ノ場合ハ必ず合圖信號スルコト
- 八、仕事ニカ、ル前ニ機械器具工具ヲ検査スルコト
- 九、電氣ノ設備ノ取扱ヒニ注意スルコト
- 一〇、服装頭髮ヲ噛マレヌ様注意スルコト

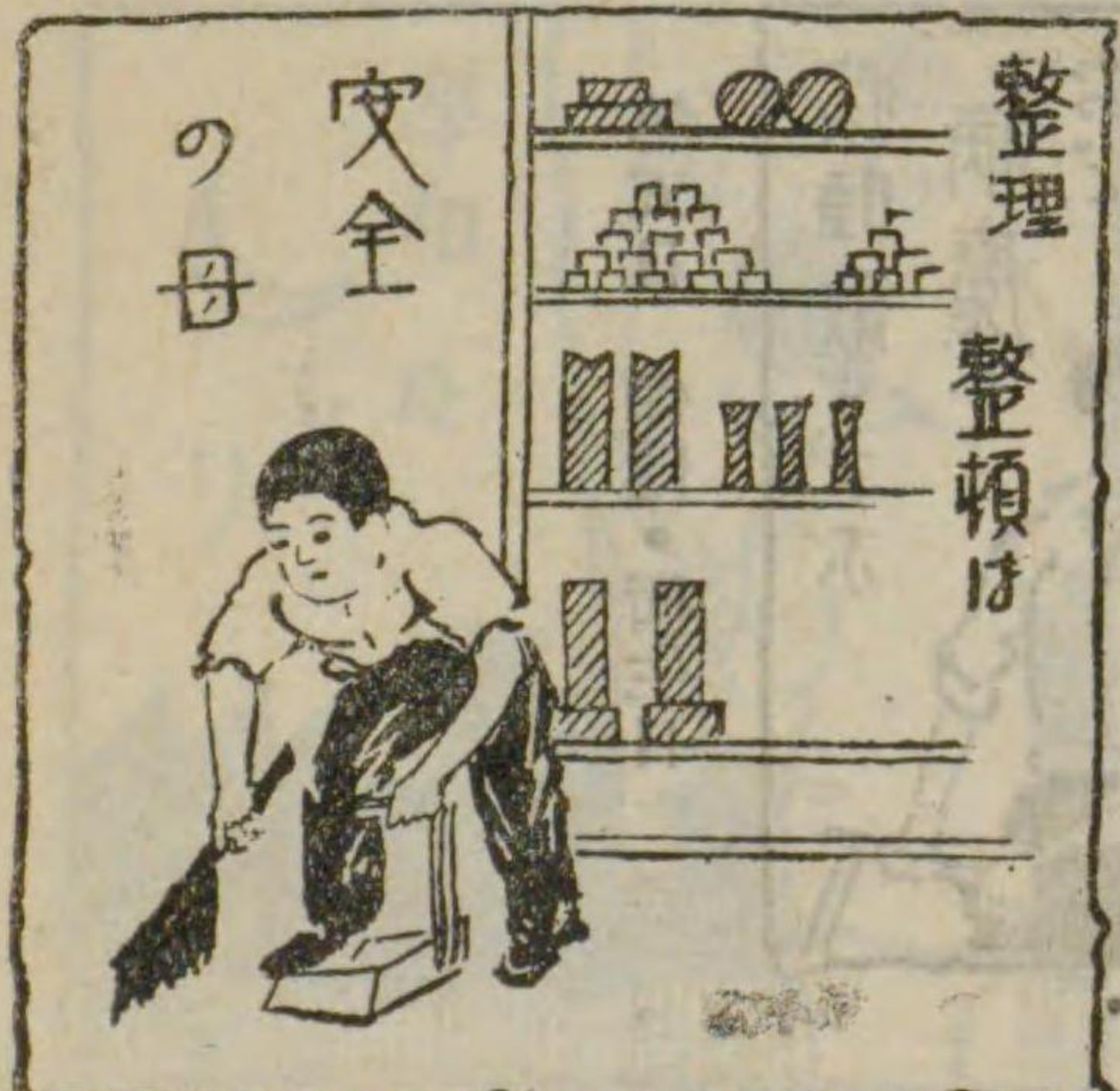


- 一一、足元ニ注意シ迂リ轉バヌ様ニ留意スルコト
- 一二、物體ハ落下又ハ顛倒セザル様ニ注意シオクコト
- 一三、工場内ヲ濫ニ走ラヌコト
- 一四、重イ物ヲ吊上ゲ運ビ又ハ荷フ時ハロープ類荷棒ヲ十分調ベルコト
- 一五、帽子ヲ必ず着用スルコト
- 一六、共同作業ノモノハ互ニ合圖シテ運轉開始スルコト
- 一七、視力ノ屈カヌトコロニハ手足ヲ入レヌコト
- 一八、引火物、發火性物又ハ爆發性品ノ容器ヲ完全ニシ取扱ヲ注意シ火氣ヲ一切近ケヌ様注意スルコト
- 一九、工場内ノ塵埃、有害瓦斯ノ排除ニ努メルコト
- 二〇、安全辨及壓力計ヲ吟味シ取扱ニ注意スルコト

(明日ハ整理整頓日)

七月四日(第四日) 整理整頓日

- 一、採光照明通風換氣溫濕度ニ留意スルコト
- 二、材料原料製品ヲ整頓スルコト
- 三、機械器具其ノ他作業用具ヲ整頓スルコト
- 四、各自ノ携持品ヲ整理スルコト
- 五、作業ニ必要ナキ品物ヲ一切作業場ニ持込マサルコト
- 六、出入口、通路ヲ整頓スルコト
- 七、不用品及廢物ハ作業場外所定ノ場所ニ整理スルコト
- 八、各自ノ所持品ニ記名スルコト
- 九、作業帽作業衣ヲ正シク着用スルコト
- 一〇、作業場内外ノ清潔整頓ヲナスコト
- 一一、作業場備品ヲ整理整頓スルコト



一二、作業場備付痰壺ヲ整理スルコト
(明日ハ保健衛生日)

七月五日(第五日) 保健衛生日

- 一、早寝早起主義ノ勵行ニ心ガケルコト
 - 二、各自唱歌體操ノ實行ニ心ガケ平均運動ヲナスコト
 - 三、工場、寄宿舎、家庭、食堂ヲ清掃清潔ニ留意スルコト
 - 四、各自ノ體温ニ留意シ早期受診ニ心懸ケルコト
 - 五、衣類夜具ノ洗濯日光消毒ヲスルコト
 - 六、痰唾ハ必ず痰壺ニスルコト
 - 七、排水路ノ清潔ニ心懸ケルコト
 - 八、暴飲暴食ヲ慎ムコト 飲酒喫煙ノ度ヲ守ルコト
 - 九、間食ヲ廢スルコト
 - 一〇、就寝前、起床後ニ齒ヲ磨クコト
 - 一一、食前ニ必ず手ヲ洗フコト
 - 一二、食物ハ充分ニ咀嚼スルコト
 - 一三、寢冷ニ風邪ヒキヲ豫防スルコト
 - 一四、疾病豫防注射ノ勵行ヲ心懸ケルコト
 - 一五、頭髮ヲ清潔ニスルコト
 - 一六、餘分ノ爪ヲ缺ミトルコト
 - 一七、入浴ニヨリ身體ノ清潔ト疲勞ノ回復ヲハカルコト
 - 一八、日光浴ノ機會ヲ多クスルコト
 - 一九、冷水又ハ乾燥摩擦ノ習慣ヲツケルコト
- (明日ハ火災豫防)

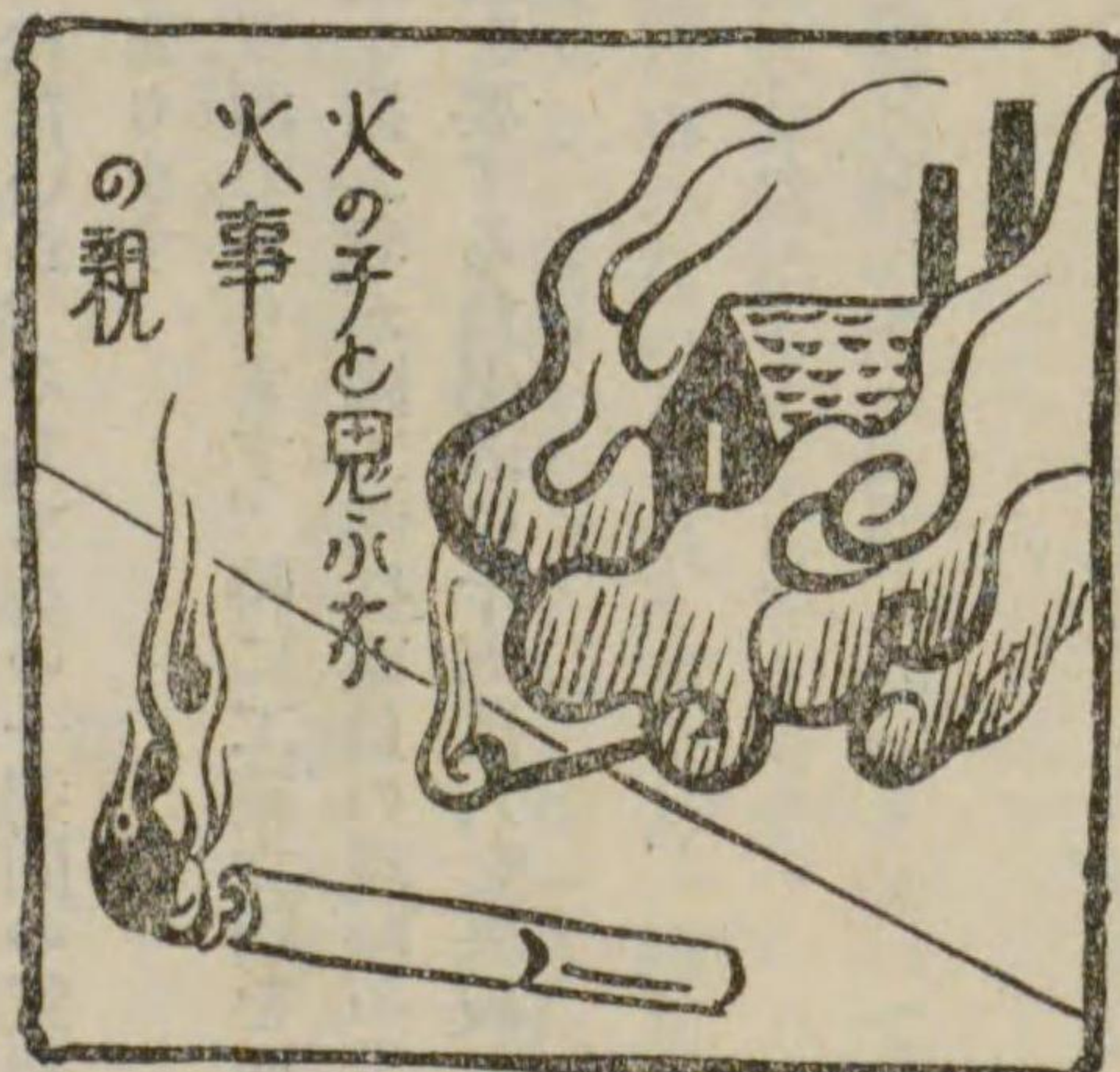


第五日 保健・衛生日

七月六日(第六日) 火災豫防日

- 一、防火器具ノ検査ヲ行ヒ非常時ノ用意ヲ完全ニナシ置クコト
- 二、非常口、其他避難裝置ヲヨク知リオクコト
- 三、發火ノ虞アル場所トソノ原因トナル事柄ヲヨク知リオクコト
- 四、喫煙所以外ニテ決シテ煙草ヲ喫マザルコト
- 五、爆發性、引火性、發火性品ノ取扱貯藏ノ場所ニハ直接必要ナル火氣ノ以外ヲ決シテ近ツケヌコト
- 六、火氣及熱氣ヲ使用スル室ヲ清掃シ引火ノ危険ナキ様注意スルコト
- 七、傳動機閉閉機抵抗器ヲ掃除シ附近ノ可燃物ヲ取除クコト
- 八、煙突ノ掃除ニ留意スルコト
- 九、汽罐上ニ可燃物ヲ置カザルコト
- 一〇、蒸氣管ト可燃物ハ相當間隔ヲ保タシムルコト
- 一一、軸受ノ油ノ缺乏シオラサルヤヲ點檢スルコト
- 一二、油襪、紙屑、屑毛ハ所定ノ不燃燒容器ニ必ず收容シオクコト

第六日 豫防火災日



第七日 無駄なし日

(明日ハ無駄なし日)

七月七日(第七日) 無駄なし日

- 一、オ互ニ業務ヲ理解尊重シテ就業スルコト
- 二、オ互ニ缺勤セザル様努メ萬一缺勤ノヤムナキ時ハ就業前ニ届出ルコト
- 三、安全週間有終ノ美ヲオサムル様努力スルコト
- 四、時間ヲ正確ニ守ルコト
- 五、仕事ノ順序段取ヲ正確ニスルコト
- 六、原料材料ヲ無駄ニ使用セザルコト
- 七、機械器具並ニ工具ヲ愛護スルコト



一一三

- 八、作業中無駄話ヲナシ濫リニ持場ヲ離ルル様ノコトヲナサマルコト
- 九、不用ノ電燈ハ消スコト
- 一〇、不用ノ機械ノ運轉ハ休止スルコト
- 一一、運轉速度ノ調ハヌ箇所ヲ調ベナホスコト
- 一二、蒸氣ヤ水ノ濫費ヲ防止スルコト
- 一三、努力ノ無駄ニ注意スルコト
- 一四、一寸ノ時間ヲモ最モ有効ニ使フ様心懸ケルコト

日本合成化学工業株式会社大垣工場（岐阜縣）

第六回工場安全週間 第一日（開始日）

今回第六回安全週間が全國一齊に舉行せらるゝに當り一言申述べます。

本日から向ふ一週間我々工場従業員が事故を起さず、健康で作業能率よく幸福で働かうではないか、そしてこの一週間の氣持を來週も尙一ヶ月を通じて、この精神で働こうではないかと云ふのが、この安全週間の意義であります。

皆様も御承知の通り。一國産業の盛衰は其の國勢を左右するものであり、且又文明精華の資源であります。特に工業立國を國是とする日本に於て我々工場従業員の使命も亦重大であります。この産業部門の重要な役割を擔ふ我が國工業従業員の現時の災害統計を見まするに毎年工場災害に依つて失はれる生命は一千を越え、又尠くとも三日の休養を要する負傷者は十五萬人を突破してゐます。

言ひ換へますれば

死亡	一ヶ月	九十名（一日 三名）
負傷	一ヶ月	一萬三千人（一日四百二十名）
死亡	五名	負傷 四百七十三名
死亡	二十名（作業場に於て）	負傷 二百四十九名（二週間以上休業の重傷）

當岐阜縣に於ては（昭和七年度調査）

負傷 百十三名（三日以上休業の重傷）

斯の如く工場従業者の傷害が如何に本人並に其の家族に苦惱と損害を與へるか皆様が見聞してゐられる通りです。又事故による作業の中止其の他の工場の損害は云ふまでもありません。

災害の原因につきリッチマンと云ふ人の調べによりますと設備の缺陷より生ずる災害は災害全體の僅か四分の一だと云つてゐます。縣工場課の調査によれば少し注意したならばこんな怪我は無かつただろうと云ふものが非常に多くあるそうです。

吾が工場は特に危険物の取扱が少くありません。一人の不注意から多數の怪我人を出す様な事がないとも限りません。相互の爲めに注意すべきです。然し危険豫防施設の必要は第一です。其の危険豫防施設を我々従業員がよく利用する、そして禁止された事項を良く守る、此の兩者相俟つて初めて完全なる災害防止は期し得られるものであります。

斯く述べました安全運動は實は不斷に行はなければなりません。國家非常時に際し前記の如く産業軍の一員たる吾々は個人の災害が一人のみに止らず、會社延いては國家の損害不幸なるを自覺してよろしく善處すべきであります。

「國の守りぞ 身を守れ」これが本年の安全週間の全國的の標語であります。

以上

本日監督 青木 技師長
委員 中西、安井、佐瀬、西村

七月二日 清整日（第二日）

本日を清整日と定めました

毎日暑氣と戦ひ汗みどろになつて働いた後、久方ぶりの休みは楽しみなものです。扱て休みが來て一日を過した後、顧ると何時も／＼何等なす處なく過す事が多いのを痛感せずには居られません、で今日の休みを一つ皆様と共に愉快に、そして意義のある一日として過したいと存じます。

本日のプログラム

- 一、休みだからとて怠けてはなりません。朝は必ず六時半より前に起きませう、そして深呼吸を（家族一同と共に）五分間實行しませう。
- 二、作業服の汚れたのを自宅に持ち歸り、之を洗濯しませう、（破れた處は修理し鈕の取れてる所があつたら附けて下さい）

60
21

三、寝具を午前中だけでよろしいから日光消毒いたませう。そして寝巻、上敷きの洗濯もいたませう。
 四、室の内外の掃除をし押入れや棚の上の整理をさせよう。
 五、家の周囲の草を取り、便所の掃除、蠅取り、下水の掃除などを實行させよう。
 六、家族一同の延びた爪を切りませう。髭剃り、散髪髪洗ひなどを實行させよう。
 以上家族一同一致協力して實行させよう。
 室の内外から家の周囲迄がすかすかしくなつた時の氣分に浸り乍ら、自分の身も心も小さつぱりとさわやかにおなりなさい。
 一家團樂の楽しい夕食後は一時間程軽い散歩をさせよう。そして家族の喜ぶ満足な顔を見ることは、言ひ知れぬ快味を感じるこ
 とでせう。

かく一日爲すべきプログラムを實行したら、なるべく早く就寢し、明日に備ふる休養をいたませう。
 休みのたび毎に各々適當なプログラムを作り、本日の清整デーをして今後一ヶ年間繼續延長することが出来ましたならば非常に
 結構であり、且つかくある事を望んで已まぬ次第であります。

都々逸

◎心ゆく迄綺麗に掃除何時も近所の賞めことば

◎髪をサラッと洗つた妻の笑顔にホ、笑む主の顔

◎平和な家庭に咲いたる花は丈夫な子供の實を結ぶ

◎あせればあせる程お金はだめよ家庭圓滿富のもと

◎落ちついて仕事出来るよな主持つ家は必ず榮へて幸福よ

安全週間第三日 検査日

本日ハ安全週間第三日検査日デアリマズ。

此ノ日ハ特ニ諸君ノ受持ノ作業場、機械設備等ニ就キ嚴密ナル検査ヲシテ下サイ。例ヘバ左記ノ諸點ニ就キ注意シテ検査サレタ
 シ。

一、原動機ヲ點檢シ破損、修覆ノ個所ナキヤ

- 1、電氣動力引込線ニ故障ナキヤ
 - 2、動力傳導ベルトノ柵又ハ覆蓋ニ破損又ハ接觸シテ災害ヲ起ス個所ナキヤ
 - 3、通路沿ニ露出シ接觸ノ虞アル個所ノベルトノ繼目ノ金具突出シ居ラザルヤ
 - 4、楔類又ハ押捻子頭部突出シ之ニ接觸スル虞ナキヤ
 - 5、スイツチ、又ハ導線ノ繼目ニ異狀ナキヤ
- 二、汽罐ヲ點檢シ危險個所修理ス可キ所ナキヤ
- 1、火床面ニ注意シ凹凸ナキヤ
 - 2、石炭ハ少量宛幾回ニモ投入シ火格子上ニ於ケル火ノ厚サハ成ルベク薄ク全面平坦ナリヤ
 - 3、「ダンパー」ノ調整正シキヤ否ヤ
 - 4、煙道煉瓦ニ龜裂ヲ生ジ居ラザルヤ
- 三、受持ノ機械ニ故障ナキヤ
- 1、工場内床面ニ足ヲ踏ミハズシ、又ハ墜落スル虞アル個所ナキヤ
 - 2、研磨機ノ露蓋完全ナルヤ
 - 3、アセチレン瓦斯タンク安全裝置完全ナルヤ
 - 4、酸素タンクハ安全ナリヤ
 - 5、酸素熔接器及其ノ眼鏡ハ完全ナリヤ
 - 6、機械類ノメタルハ過熱セザルヤ
 - 7、「バルブ」「コック」熔接器、切斷器等ハ完全ナリヤ否ヤ
 - 8、詰機械ノ給油ハ適當ナリヤ否ヤ
 - 9、運轉音ニ異狀ナキヤ
 - 10、瓦期及液體等生産品漏洩ナキヤ
 - 11、給水、給氣ハ正確ナルヤ
 - 12、溫度計、壓力計、記録計、度量衡器ハ正確ナルヤ否ヤ



四、建築物、作業臺ニ不備ノ個所ナキヤ

- 1、建物ノ基礎ボルトハ如何
- 2、足場ニ危険個所ナキヤ
- 3、雨漏リノ個所ナキヤ
- 4、過重ノタメ不安ノ個所ナキヤ
- 5、手摺ノ不完全ナル個所ナキヤ
- 6、梯子ニ故障ナキヤ

右入念検査ノ上御氣付ノ點アレバ直チニ委員迄申出デ下サイ。

本日午後四時ヨリ各工場ノ機械工具及衡器ノ検査ヲ執行致シマスカラ其ノ用意ヲ豫メ御願ヒシテオキマス。

申ス迄モナク以上ハ安全週間中ノ本日ノミニ限ラズ日常注意シ我等ノ工場ヲシテ常ニ安全境タラシムルタメノ諸注意デアリマスカラ今後此ノ習慣ヲ涵養シ萬遺憾ナキヲ期セラレ度切望シテ已マヌ次第デアリマス。

委員 齊藤、潮、濱治、田邊、井上、上山

以上

安全週間(第四日) 火曜日 工場清整日

安全週間の要訣は緊張にあり、且つ安全作業の遂行は日頃の緊張によつて完きを得るので御座ります。さすれば安全週間の嚆矢をなすものは緊張した氣持であつて、此の緊張した結果が整頓と言ふ一つの形で現はれるので御座ります。言ひかへれば安全作業は熟練と相まつて、精神的、物質的に整頓された状態から生ずる必然の結果で御座ります、ところが誰しも熟練すると往々にして緊張を缺き、或はだらしなくなり易いもので御座ります。それで整頓日の目的として、服装、工具、作業場等を整備整頓して、どんな火急な場合にも適時適切な操作が正確、且つ迅速に實施しうる様にたへず準備することの必要を強調したいと思ひます。大體の範圍を下記の如く定めましたが、勿論本日のみの整頓を以て満足するものでは御座りません。是を機會にたへず整頓の習慣をおつけ下さる様に御願申上げます。

實 施 事 項

- 一、心の準備
- 二、服装の整備(半裸、裸體の從業を禁じます)

1、作業服(輕快にして身體の保度全きを期し常に清潔に破綻個所を修理すること)

2、作業帽(頭髮を完全に掩ふ事)

3、履物(靴、ハツ折の外用ゆべからず。破損したるものを用ゆべからず)

△本日随時服装の検査を行います。

三、作業場の整理

1、通路の障礙物を除去すること

2、器具、工具を整頓すること

3、倉庫及材料製品置場を整頓すること

4、不要品は速かに除去すること

5、危険物(ガラス、陶器の破片、釘鐵屑)等の投入箱を完備すること

四、コック、バルヴ等にはハンドルを整備し工具の使用區分を明らかにすること

五、急救箱の整備をなす事

六、風呂場、食堂、更衣室、脱衣箱、下駄箱等の整頓掃除をする事

七、各自持物の整理及び名札添附鍵設置を實行すること

八、廢水路下水の掃除を實行し瓦斯蒸氣の漏洩を防止する事

九、便所に除蠅薬を散布、掃除を實行すること

十、唾壺の検査、設備、薬液の取替へを實行すること

本日の係員 原田、綿谷、伊黒、中森、中山

以上

七月五日 健康増進日(第五日)

本日は安全週間第五日健康増進日であります。

時恰も國家非常時であります。私達工場に働く者は共同的精神を以て此の日を有意義に活用し、之を機會に衛生に注意し、攝生を守り各自健康の増進を計る事は、各自の幸福の増進、工場作業の安全、能率の増大を招來するのみならず延いては國難を打破する基となることと信じます。故に本日は次の項目に御留意下され必ず實行されん事を切望いたします。

60
21

守つて頂きたき事項

- 一、早起、早寝の實行
 - 二、毎朝必ず深呼吸を實行し、出来るなればラヂオ体操又は國民体操の勵行をお勧めします
 - 三、乾布摩擦又は冷水摩擦を實行して下さい（冷水摩擦の開始は今が最好期であります）
 - 四、仕事によつては毎日自然的に日光浴をして居りますが室内従業の者も、休憩時には必ず日光浴を忘れてはなりません
 - 五、食前には必ず手を洗つて下さい
 - 六、食時の時に完全に咀嚼して下さい（標語＝美食より咀嚼）
 - 七、暴飲、暴食を嚴禁して下さい
 - 八、間食を慎み、攝酒、攝煙から、禁酒、禁煙に迄進む様心懸けて下さい
 - 九、就寝の時は、寢巻、胴巻きを必ず用ひ寝冷えぬ様注意の事
 - 一〇、就寝前の食事を禁じ齒を磨いて下さい
 - 一一、毎月必ず一回は、蛔蟲驅除薬を服用して下さい
 - 一二、工場内便所は掃除し、防臭殺菌劑を撒布いたしますが、各自に於ても相互の爲め落書及不潔の行爲を慎むこと
 - 十三、工場の風呂に入浴の際は浴場の注意書を嚴守し、殊に傳染性疾患に罹りたる場合は、完全に治癒する迄入浴を遠慮して下さい
 - 十四、塵埃、悪臭瓦斯發生の虞ある場所にて作業に従事する場合には係員の注意を良く守ること
 - 十五、作業中負傷或は發病せる場合は速に分柙室迄申出應急手當を受けること但し無斷にて手當をなさざること
- 此の外各人の保健衛生に關しては實際に鑑み、工場は勿論各家庭に於ても充分注意し、醫師に相談するとか、衛生に關する書籍を熟讀するとか適切な方法を實施し、本日より習慣的に、將來其の實を擧げ、諸君と共に輝やかき健康を贏ち得る事に努めたいと切望する次第であります
- 尙七月四日より一週間近縣共同して一般民衆のために健康週間を實施中で、當大垣市内に於ても、醫師の健康相談、水質白粉、尿の検査及講演、活動寫眞等左記日割により實施せらるる事となつて居りますから、此の好期を精々利用し、健康週間の主題にも副へ本日の催しをして一層意義あらしめんことを重ねて切望いたします

- △七月七日 活動寫眞大會、午後七時より大垣公園
 - △七月九日 醫學講演會 商工會講所三階 名古屋醫大の教授數名出場（希望者は本係迄直ちに申込み乞ふ）
 - △週間中 各醫師が無料にて健康相談に應じます
 - △同 同 乳幼兒の健康相談に應じます
 - △同 各藥劑師宅に於て、水質、白粉及尿の無料検査に應じます
- 以上
- 七月六日 警戒日（第六日）
- 係 近藤、大須賀、鈴木、保住

本日は安全週間中の警戒日です。日常の作業の上に事故を起さない様、災害を發生せしめぬ様、萬全の注意をいたしませう。災害は思ひ掛けぬ不注意から發生して、實に恐るべき結果となります。過去の災害を考へて見ましても、設備や、機械の不完全から起つたものは殆んどなく、皆さんの一寸した不注意や、禁止した事項を守らなかつた事によるものです。本月警戒日を擧行するに當り、深く反省し、以後工場から災害を絶無ならしめませう。

災害絶無!! は今日全國工場従業員の一齊の叫びであります。向ふ一ヶ年この災害を完全に除去して、吾が工場をして絶対安全郷とする様一同の申合せといたしませう。

- 一、火氣、危険物の取扱注意
 - (イ) 規定された以外の場所で火氣を使用する場合は技師長の許可が必要です。
 - (ロ) 引火性、易燃性の薬品は危険物倉庫（五號工場北）に貯藏し現場には必要の最少限度に止めて下さい。
 - (ハ) 煙草は度々申上げた様に、事務所、休憩室以外は絶対禁止です。工場内の室外でも勿論吸つてはなりません
 - (ニ) 危険な薬品の取扱を注意いたしませう。うつかりすると大怪我をします。主任によく取扱を聞いてその通り注意して下さい。
 - (ホ) 有害瓦斯や薬品が漏洩しない様注意いたしませう。
- 工場の損失を招くばかりでなく多人數の健康を害し、時には農作物を傷ける場合があります。充分取扱に注意して下さい。
- 二、加壓機械、運轉機械、重量物の運搬注意
 - (イ) 壓縮機、真空唧筒、汽罐、其他の機械の壓力を注意して下さい。安全弁の良否も一度検査して下さい。

60
213

壓力計には誤差はないでせうか。これらの機械は一寸と間違をと恐ろしい結果になります。

(ロ) 運轉中の機械の取扱に注意して下さい。給油や検査の場合充分気をつけぬと負傷します。運轉音の變化は故障の前兆です。

(ハ) ウィンチ、起重機其他で重量物を移動する場合一應機械を點検してから、その取扱を完全にしないと、ロープが切斷したり、滑つたりして、大怪我をする事がありますから入念に注意して下さい。

三、防火器具の整備

(イ) 消火用のホース、ノZZルは他の用に使用してはなりません。

(ロ) 消火栓のハンドルを取外したり、水を出し放しにしない様にして下さい。消火栓のバルブは時々點檢し、故障が出来たらすぐ知らせして下さい。

四、災害の發生した場合の注意

(イ) 災害の發生した場合、その所や程度によつて異なりますが、大體自分勝手に處置しようとして災害を大きくする場合がありますから、すぐ助力を求め、應急の處置をおこたつてはなりません。

(ロ) 災害の場合その處置をあやまつてはなりません。たとへば、水を掛けてならぬものに水をかけたり、バルブの開閉をあやまつたり、其他の取扱をあやまつた爲めに災害を一層擴大する事がありますから、充分注意して下さい。

(ハ) いずれにしても、災害の場合、沈着、敏活、勇敢にして正確なる判断のもとに行動しなくてはなりません。

(ニ) 各自所持の作業場について災害の起つた場合を想定し、平素から、如何にしたら災害を未前に防止せられるか、災害を最少に止め得られるかを充分研究して下さい。

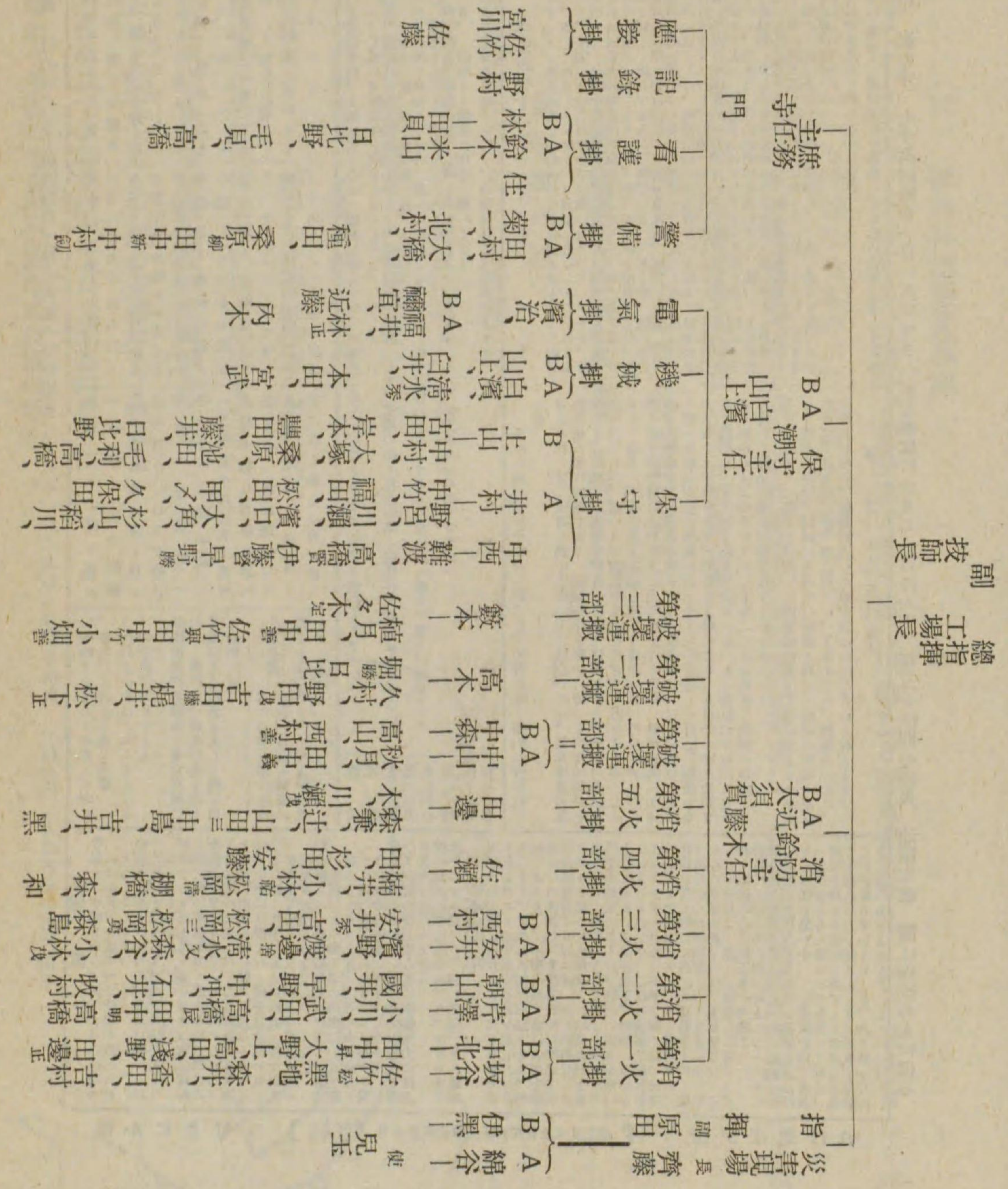
本日の行事

- (一) 消火設備の検査
- (二) 消防演習

災害絶無なくして、工場の平和なく、個人の幸福はありません。協力して人類の敵たる災害を撲滅し、我等産業に従事する者の理想國を建設する事に努力いたしませう。

係員 鈴木、柳、芹澤、白濱、阪谷、篠本、朝山、中北

日本合成化学工業株式会社大垣工場消防組織



一、火災ヲ發見セシモノハ汽機部ニ行キ非常汽笛……ヲ吹カシム

二、非常汽笛ヲ吹キタルトキハ各員ハ電解室前ニ集合各長ノ指揮ヲ待ツベシ

三、災害時及演習中功勞アリタルモノハ表賞シ命令不實行又怠惰ノモノハ罰ス

四、石田組人夫ハ消火及運搬ヲ適當ニ手傳フモノトス

力と時間を活かし一使一健康は富強の母なり
奮へ鋭腕 卑け一能事 信用は最大の資本なり
忍耐は最上の勝利 一役を笑ふ者は一鞭に泣く
稼ぐに貧乏道付かず 万事万端廢物を利用せよ
節約は大なる歳入なり 務事怠惰得ず死時を憂ふ
艱難に勝る教育なり 威厳なき財布も穢む
廉潔は山とせしむる 心腹なき財布も穢む
節約は満足之母なり 己先づ己れを欺く勿れ
自分の物して製作に従事せよ 事業を怠れば事業を去る
理解ある服従を忘れぬ 天は自ら助くる者を助く
粗雑 汝を五にす

△感謝デーに際して
一、工場員全部、工場に對し心から感謝の念より生ずる奉仕の心を一層深からし左の事項を實行して下さい。
二、消耗品を極力節約し守りませう。此類の品でも無駄にせず、工場の品も自己の品と同様に大切に使用して下さい。
三、廢物を利用しませう。他、なにか品でも考へ方によつて一定の所へ集めて置き、利用して下さい。
四、改善、改良を要する所を考へ下され、考案はとし、係主任にお申出下さい。
五、一同仲よく愉快に仕事を考へ下され、考案はとし、係主任にお申出下さい。
以上を唯々本日計りて、今後毎日心掛けませう。

日本は七月七日感謝デーであります

△感謝デーに際して
一、工場員全部、工場に對し心から感謝の念より生ずる奉仕の心を一層深からし左の事項を實行して下さい。
二、消耗品を極力節約し守りませう。此類の品でも無駄にせず、工場の品も自己の品と同様に大切に使用して下さい。
三、廢物を利用しませう。他、なにか品でも考へ方によつて一定の所へ集めて置き、利用して下さい。
四、改善、改良を要する所を考へ下され、考案はとし、係主任にお申出下さい。
五、一同仲よく愉快に仕事を考へ下され、考案はとし、係主任にお申出下さい。
以上を唯々本日計りて、今後毎日心掛けませう。

これは廻りが急 【場工恒大社會式株業工華化成合本日 聖北市都大 八七三三三】 げ急にか徐

(12) 標語其他懸賞募集

安全思想を鼓吹するためのポスター、標語、安全歌、數へ歌、川柳など懸賞募集する工場が最近著しく増加し之に
應募する従業員の商品にも優秀なるものが見られるに至つた。
特に大阪工業協會では蘆原警察署管内の小學生より産業安全標語を募集し、將來産業戦線に活躍すべき第二國民に
産業安全思想の普及を計畫したのは我國最初の試みであつた。

次に若干の標語及び數へ歌を掲げて産業安全標語の資料とする。

株式会社藤澤友吉商店化学工場(大阪府)

衛生數へ歌

- 一ツとや 人の壽命はその人の心掛け様で長くなる
二ツとや 不斷に衛生重んじて病氣にかゝらぬ心せよ
三ツとや 皆な揃つて早起きしラヂオ体操一二三
四ツとや 夜の睡眠充分に足腰のぼして休むべし
五ツとや 何時もニコノ晴やかに清い空氣で深呼吸
六ツとや 無理な仕事は禁物時には身心休ませよ
七ツとや 夏は水泳冬薄着皮膚を鍛へて風邪ひくな
八ツとや 止めよ間食大食を三度の食事はよく噛めよ
九ツとや 戸外に出でよ陽を浴びよ日光消毒時折りに
十とや 年老子供に至る迄健康なれば國は富む



60
213

日清製粉株式会社鶴見工場 (神奈川県)

- 一等賞 時間は正確作業は眞剣
- 二等賞 小麦はやすな粉にせよ
- 三等賞 齒車もベルトも人を好かわども隙ある時は人を好くなり

選外佳作

最初の注意最後迄

油で業衣は汚れて居ても何時も心は光つて居る
なれたとて軽く思ふなベルト掛け
心浮き立ちや機械がおどる飛んだ所で怪我をする
大丈夫だらうだらうか怪我のもと
一粒の麥でも粗末にしたではすまぬ みんな農夫の汗の玉
職場は整頓 氣は晴々 何時も笑顔で先づ安全
無駄が肥ゆれば國家がやせる
散らすな心 あせるな仕事
油断と自慢が怪我をなす

東京電氣株式会社 (神奈川県)

- 標語
- 一等 無理なく無駄なく油断なく
 - 二等 油断すな怪我は心の弛みから
 - 三等 先ず用心常に安心
 - 三等 健康第一非常時日本
 - 三等 怪我は瞬間注意は習慣
 - 一等 わき見して指一本がふいになり
- 川柳

美濃口芳雄 濱名助一清 島田清
菅野傳吉 片山丑五郎 北村正郎
大森安次郎 飯島正吉 戸澤富吉
根岸丈吉 大友三保 佐藤三保
福井

機械工場 齋田繁次郎
大井硝子 清水政雄
第一ガス 高山岩吉
伸線科 篠原敦雄
器具第一 門田豊子
研究所 鈴木久王

- 二等 吸殻を見る度強く踏んで行き
- 一等 降り出した入梅にかけて 不衛生に注意する人にとく
- 二等 心は ナカナカ病(止)まない
- 二等 災害防止とかけて 小隊行進ととく
- 二等 心は 中尉(注意)が先頭
- 三等 安全週間とかけて 光頭大會ととく
- 三等 心は 毛が(怪我)ないのが上々
- 三等 災害防止とかけて 燈火管制ととく
- 三等 心は 街(マッチ)の燈(火)は必らず消す

横濱護謄株式会社 (神奈川県)

第六回安週應賞募集入選作品

- 1、家で安眠 工場で注意
 - 2、些細な所に大きな注意
 - 3、何時も愉快に明るく清く 努め勵めよ國のため
 - 4、忘るな注意 亂すな工具
 - 5、親の譲りの千金よりも 汗で戴く記念盃
- 選外佳作
- 一、言ふ注意よりする注意(改作)
 - 二、小事を笑ふものは大事に泣く
 - 三、暗黒の世界を突破して(以下略)
 - 四、健康の一家揃ふて涼みけり(添削)
 - 五、薫風やなびく工場の安全旗(同)

伸線科 日下清
器具第一 平野道太郎
電球技術 飯田勇造
X線試作室 高橋菊藏
器具技術 酒井修吾

研 究 福岡誠治
ホ イ ヤ 佐藤武義
ホ イ ヤ 大阿久富治
研 イ ヤ 福岡誠治
研 イ ヤ 星野兼藏
工 作 武内房則
ベ ル ト 村田虎雄
タ イ ヤ 松月宿作
タ イ ヤ 松風

60
213

一、安全標語

一等 (一名 賞金參圓)

緊張味あふるゝところに怪我はない

二等 (二名 賞金貳圓宛)

小さな不注意大なる過失

安全で働く身には憂なし

三等 (三名 賞金壹圓宛)

廻はる機械に注意の油

口なき齒車人を噛む

亂すな服装散らすな心

佳作 (手拭)

一寸の油断は一生を誤る

心の安全は身の安全

安全第一此の世のごくらく

健康で働く身には憂なし

火を消して大丈夫でも今一度

心ゆるめば危険が多い

(13) 『安全週間』に關する従業員感想

安全週間に際して従業員より感想又は意見を求めたる工場の甚だ僅少なりしは遺憾であつた。この種の募集は耳又

濱崎	村川	深野	三ツ	和崎	市場	東	土肥	佐々木	高城	田中	永谷
一孝	太一	スマ	笹	之助	ヒフミ	龜吉	アイ	キノ	啓治	ワイ	ヤス代

以上

は眼より宣傳を受けたる安全思想を自己の脳裡に整頓し完全に自己の思想たらしむに最も効果的なるものである。

第八 結 語

第六回全國安全週間は以上の如き準備活動に依りて、頗る良好なる成績を擧げた。時恰も梅雨後にして將に盛夏に向はんとするの候に當り、人心頗に弛緩し肉體徒らに倦怠を覺え、稍々もすれば怠惰に陥り、従つて工場鑛山に於ける労働災害率最も多き時期にありながら、斯る豫想外の良成績を擧げ得たるは、一に官民勞資一致協力して事業に當りたる結果に外ならない。

今茲に本年度全國安全週間を通觀するに、過去五回の經驗に依り、漸次其の趣旨の一般従業員に徹底普及し、殊に關係廳府縣の努力と事業主の自覺とにより確固たる良成績を擧げつゝあるは寔に國家繁榮上、全産業の進歩のため欣快とするところである。

最後に労働者災害扶助法並同責任保險法適用事業場に於ける安全週間成績報告に關しては、便宜上第二編として纏めて後述し、本報告を終らんとするものである。

60
213

第二編 労働者災害扶助法同責任保険法適用 事業場に於ける安全週間大要

第一緒言

従来我國に於ける安全週間は工場鑛山に限られてゐたが、昭和七年一月一日より労働者災害扶助法及労働者災害扶助責任保険法の施行せらるゝに至り前回より一般屋外労働者も之に参加することになつた。

本年は一般屋外労働者参加以來第二回目の安全週間のこととて工場のそれに比較して充分の成績を挙げ得ざりしは遺憾であるが、前年度に比し安全週間に参加せる事業場は百三十九増加の九百六十四、人員は三萬四千四百五十一人増加の十三萬六千八百五十八人を示してゐる。

事業場に於ける安全週間は其の趣旨の徹底と運動に於て或は其の施行方法に於て工場よりも統制計畫上困難なるものありし爲に、全ゆる點に遺憾の點多かりしは已むを得ざるところであつて其の成績は將來に待つべきである。

第二 参加事業場

安全週間施行状況並に災害率及び施設事項を報告し來れる各府縣の事業場数は左の通りである。
参加事業場

府	縣	別	事業場數	参加人員數	備	考
大	神	川	三二八	一一六、〇〇〇		
神	奈	阪	七八	一一、九九三		
富	山	玉	六三	五八五		
香	川	媛	四	一、二六二		
愛	九	媛	三九九	二、八七五		
	二		九二	四、一四三		
	九		九六四	一三六、八五八		
計						

第三 優良表彰事業場

本年始めて優秀なる成績を挙げたる事業場の表彰を行つた。次に其の事業場名を列記すれば左の通りである。
優良表彰事業場名

府	縣	名	事業場數	事業場名
京	都	三	三	合資會社清水組京都支店 竹中工務店京都出張所 白波瀬藤三郎事業場
大	阪	二	二	株式會社錢高組建築事業場 株式會社鴻池運輸事業場

60
213

神奈川	二	横濱港沿岸人夫請負業組合
岡崎	一	横濱港人夫請負業組合
計	九	秩父セメント株式会社三ノ輪原石採掘場 太平鑛山株式会社土石採掘場

第四 安全週間施行状況

土木建築業の安全週間実施状況として大阪府の報告を左に掲載す。

土木建築業の実施状況 (大阪府)

土木建築業の安全週間実施状況は大體本府指示の方法で行はれたのであるが、特に建築業協會では、業態別産業安全週間の趣旨を徹底するため安全委員會を開催すること數回、業態に最も適した計畫、要綱に就いて熱心に協議され、ポスター、ピラ等を選製し、安全週間中は安全委員を初め各關係者は各現場に就て細心の注意と努力により、無災害の理想郷へと邁進しその効果のなるものがあつた。

次に建築業協會から同業者に配布されたものを列記する。

安全週間の準備並實施に就ての心得

建築業協會(五日會)編

災害を防止し、人類の福祉と併せて事業の振興を目的に、來る七月一日より向ふ七日間に亘り「安全週間」が催されます。我土木建築作業場は屋内工業と異り、作業に關する危険率か遙に高いので従つて深甚の注意と俱に災害豫防設備並に作業の統制訓練等が必要と致しますことは勿論であります。就ては本會は「安全週間」實施前「準備週間」を催し、本年の「安全週間」をしてより佳き成績を収むると同時に、之を機會に將來災害を漸次絶滅せしめたいのであります。どうか従業員諸君は、國の爲、身の爲、協同一致の下に災害を未然に防止することに就いて絶へざる御注意と努力を御願ひする次第であります。

準備週間の日程

◎準備週間に就て

- 第一日 (六月二十四日) 整頓日
- 第二日 (同 二十五日) 點檢日 機械、工具、危険物
- 第三日 (同 二十六日) 點檢日 假設物
- 第四日 (同 二十七日) 火災衛生日
- 第五日 (同 二十八日) 宣傳日
- 第六日 (同 二十九日) 宣傳日
- 第七日 (同 三十日) 訓練日
- 第一日 整頓日

材料置場の整頓、通行路の明示並に清掃、特に古材の釘仕舞は嚴重に取締勵行し、修理用補足材料の準備をなし點檢修理に直に應ずる用意をなすこと。
急救函の内容を整備すること。

一、安全装置

第二日 點檢日

- (イ) 安全装置の必要ありや否やを具に検査すること。
- (ロ) 安全装置の設備を完了せるや否やを検査する事。
- (ハ) 危険表示を爲したるや否やを検査すること。
- (ニ) 安全作業方法を定め作業上起り易き災害防止策を講ずること。
- 一、夜間作業

特に照明設備を充分になし係員は毫も監視指導を怠らざること。
一、現場外の設備
人家道路に接近せる工事區域にありては外部に對する災害防止施設をなすこと。

60
213

一、假設物の検査

- (イ) 足場、又は吊足場、棧橋、タンク、物品揚卸場所、車軌道、階段、其他墜落し易き個所には柵圍、蓋、滑止め等適當なる災害防止装置を施すこと。
- (ロ) 足場特に棧橋には滑止めを設け、昇降棧橋には踊場を設け又外側には扶欄を設けること。
- (ハ) コンクリート用リフト或はガイデリッククレーン等のトラ綱は必ず安固なる施設をなしたる上聯結し、結目には特に留意すること。

一、機械器具

- (イ) 修理、手入を緻密に點檢し其の機械に關聯する仕事と機械との間の障害を除き操縦者が良く見通し得る様施設をなすこと。
- (ロ) 機械が急速度に運轉し外部に現はれて危険を伴ふ箇所には必ず被覆をなすか又困難なる時は危険標示を施すこと。
- (ハ) 機械修理手入に必要な道具材料を整備し置くこと。

一、電力

- (イ) 電氣設備に關しては専門工をして施設せしめ配線は出來得る限り架線とすること。
- (ロ) 電線が金屬或は造管材と接觸又は接近せるときは導管はコンジットチューブ等にて絶縁を怠らぬこと。
- (ハ) 露出個所の被覆を嚴重にし電氣機械器具相互の接合は電氣的に完全ならしめ、震動の爲め弛緩せざる様堅固に取付をなすこと。
- (ニ) スイッチの設置場所には送電中又は停電を認識せしめる爲め點燈を設け送電に際しては現場全員に周知せしめたる後送電すること。

第四日 火災衛生日

一、火災防止

- (イ) 火災の取締り及引火し易き物品のある場所にては火氣使用を嚴禁し係員は怠らざること。
- (ロ) 喫煙は一定の場所にて爲すこと。
- (ハ) 夜間は夜警を配置し警戒に努むること。

(三) 消火器を設備し其場所を明示すること。

一、衛生

- (イ) 汚物塵埃は速に焼却し汚水は排水路を以て處理し悪水を工事場内に溜めざること。
 - (ロ) 便所は一定場所に設け特に清潔に留意すること。
 - (ハ) 發病者は工事場内にて療養をなさず速かに退去の上適當なる療養をなさしむること。
- 一、急救設備
- (イ) 些細なる災害と雖も放擲せず直ちに急救函に依り應急治療を受けさしむること。
 - (ロ) 急救函には所要の藥品繃帶其他急救材料を取揃え不足材料は直に補充しておくこと。
 - (ハ) 工事場に最も近き指定醫師の所在を係員は勿論一般従業員にも明瞭に識らしめ置くこと。

第五日 宣傳日

- (イ) 安全委員腕章、安全係腕章、安全マークの配付をなし安全週間を催すことの趣旨を一般従業員に徹底せしむること。
- (ロ) ポスター及標語は其の表示に依り適所に掲示すること。標語ピラは各種作業及場所を考慮して適切なる標語を特に見易き場所に貼付すること。
- (ハ) 安全委員及安全係は事業主に代り極力宣傳に努め従業員をして自覺と注意を喚起せしめ災害の絶無に就て一致協力すること。

第七日 訓練

- 一、安全委員は安全係(組員並に下請人及び世話役)を招集し「安全週間」の趣意並に實施に關する注意方法を教示し又意見を徴し各現場の事情により夫々任意效果的なる方法を講ずること。
- 一、係員を職責別に區分し毫も手落等の爲め事故の發生を招かざること。
- 一、點檢係 修理係 宣傳係 火災衛生係 整頓係 従業員係 庶務係 其他
- 一、従業員に對し機械の操作或は架設物の架設法等に就て教示し認識を深からしむること。

60
213

- 一、作業受持の變更を努めてなざること。
- 一、作業場の状態を詳細に承知せしめ不自由なる労働を避けしむること。
- 一、信號作業の合圖方法を定め合圖は手旗を以てし號笛を併せて行ふこと。
- 一、右の外建築業協會五日會の創定せる安全十則並に標語の精神を徹底的に鼓吹し之を嚴守せしむること。

◎安全週間に就て

- 準備週間に於て略述せる各項及其他必要事項を「安全週間」中毎日實施勵行し尙左記各項を實行すること。
- 一、委員係員は毎朝全従業員を一定場所に集め必ず訓示をなすこと。
 - 一、週間中の催物として標語の懸賞募集を督勵する事。
 - 一、夜間作業には持は照明設備を充分になし係員は毫も監視指導を怠らざること。
 - 一、假設建物の破損箇所を發見したる場合は速かに修復し完成の後作業を開始すること。
 - 一、機械の故障の程度を早く認識することに努め修理を速かに完全ならしめ決して無理を強要せざること。
 - 一、従業員をして機械を町重に操縦せしめ且つ使用後の手入をなざしむること。
 - 一、汽關車にて曳行する土工用トロ車の運轉停止は合圖を定めて行ひ手押しの場合は停止に際して確實に齒止をなざしむこと(勾配地に於て特に注意を要す)
 - 一、電氣動力を以て運轉を開始する場合には關係部署に周知せしめたる上に於て開始すること。
 - 一、降雨に際しては特に電動線に注意を拂ひ猥りに接近し或は導體物を身長より高く持つて通行せしめざること。
 - 一、運轉する機械を取扱ひ又は之に接近して作業に従事する際は作業衣に注意せしめ被服の捲込まれざる様特に注意せしむること。
 - 一、物體落下に對する設備並に勞働者に帽子の使用を勵行せしむること。

以上

◎懸賞募集
災害豫防に適切な標語の募集

よくお讀みになつてドシ／＼應募して下さい

土木建築作業場に於ける安全運動は事業の振興と共に従業員一同の福祉を増進いたしますと同時に國力の充實を圖る上に最も大

切な事柄であります。本年は来る七月一日より七日まで「安全は國の護りぞ身を守れ」の標識を高く掲げて全國五百萬の産業従業員が一致融合して安全運動に當ることとなりました。我建築業協會は數年前より作業場の災害を防止し併せて従業員一同の福祉増進に努力し來つたのであります。就中本年は會員一同協力して一段の努力を致すこととなり既に着々準備を進めてあります。どうか直接作業に従事せらるる諸君は力を協せて人生の最大不幸である災害の防止に努められむことを切に御願致します。

尙本會は來る安全週間に災害豫防に適切な「標語」を廣く諸君より募集し、入選佳作の標語は來年の安全週間の標語に用ひたく存じますので作業上最も注意を喚起する「標語」をドシ／＼應募されむことを希望致します。

應募ノ方法

- 一、標語ノ目的
作業場ノ災害豫防に適切ナルコト今其一例ヲ示セバ
- 一、一 例 (本年ノ安全週間ノ標語)
一、國の護りぞ身を守れ。 一、怪我すなすな。 一、用心日用心日火の用心。 一、素人運轉怪我の基。 一、危い日落ちな落すな。 一、注意日やまトロ。 一、深酒 寢不足 怪我の基。 一、おつと危い足元注意。 一、機械の運轉氣をくばれ。 一、正しい道具を正しく使へ。 一、漏電 感電 火事 死傷。 一、郵便發送先
大阪市北區絹笠町 建築業協會宛
- 一、記載用紙 (官製ハガキに限)
ハガキノ裏面ニハ宛名ト住所氏名ヲ明記シ裏面ニ「標語」ヲ記載スルコト

表ノキガハ

大阪市北區絹笠町
大江ビル五階
建築業協會御中

住所
氏名

裏ノキガハ

標語

但シ一人五句以内ノコト

60
213

一、締切期日

六月二十五日ヨリ七月五日迄到着ノコト

但シハガキニ五日附消印ノアルモノハ有効トス

一、審査委員会

建築業協會安全委員及大阪府安全技師山崎元英氏工場課河内嘉陸氏ヲ委員ニ囑託シ審査詮考ス

一、當選發表

七月二十日各作業ニ於テ審査ノ結果ヲ發表ス

一、賞金

- 一等 拾圓 一人
- 二等 五圓 二人
- 三等 參圓 五人
- 四等 貳圓 十人
- 五等 壹圓 十五人
- 選外佳作一百人ニハ賞品ヲ呈ス

次に沖仲仕の安全週間實施狀況と神奈川縣の報告を左に掲載す。

事業場ニ於ケル實施狀況 (神奈川縣)

本縣ニ於テハ事業場ヲシテ本運動ニ參加セシムルコト既ニ三回ニ及ビ工場ニ於ケル實施計畫ト相俟テ主旨ノ宣傳ト災害防止ニ努力ヲ拂ハシメ、相當効果ノ見ルヘキモノアリ。殊ニ横濱港人夫請負業組合及横濱港沿岸人夫請負業組合ニ於テハ本週間實施ニ當リ組合員ノ協力活動見ルヘキモノアリ。相當効果ヲ收メタルモノアルヲ信ズ。左ニ實施狀況ニ關シ横濱水上警察署長報告寫ヲ添付シ參考ニ供スヘシ。

事業場主各位へ!

第六回安全週間が参りました。皆様の事業場にとつては第二回目の参加です。此際昨年中に生じた災害の跡を顧るのも強ちに無意義なことではありませんまい。

次の表を御覧下さい。

労働者死傷調 (自昭和七年十二月 至昭和七年十二月)

月	別	死	亡	重	傷	輕	傷	計
一	月		二		九六		八四	一八二
二	月		一		七五		一〇五	一八一
三	月		一		一六二		六五	二二八
四	月		一		九八		九二	一九一
五	月		一		一三三		一〇〇	二三三
六	月		一		五二		一五七	二一〇
七	月		一		四〇		一一三	二五四
八	月		一		三九		一四一	一八一
九	月		一		四七		一五〇	一九七
十	月		一		二一		一四二	一六三
十一	月		三		三九		一二八	一七〇
十二	月		一		二六		一一四	一四〇
計			一一		八二八		一、四九一	二、三三〇

即ち十一人の尊い人命を失ひ、二千三百三十人の大切な肉體が害はれてゐるのです。工場に於ける災害に比して其の率のことが著しい特徴であります。災害に伴ふ事業主各位並に労働者諸君の有形、無形の損害は云ふも更なり國家産業に及ぼす影響を考へたならば、何人と雖眞劍に之が對策を講究せずには居られないでせう。

災害の因つて來る所を究め之が解決の根本策を樹立することは一日も忽にすべからざる急務であるに拘らず、兎角目前の些事

60
213

に追はれて此の大事を疎し易いものです。此際過去を反省し短を捨て長を採り「無事故」といふ理想郷への一里塚を建設すべきであり、安全週間は即ち其の絶好の機会であると信ずるものであります。災害の発生原因には事業場全般に通ずるものもあり、其の事業場にのみ見られる特殊のものもあります。随つて之等に相應する災害の防止策も種々考へられませう。例へば

一、危険箇所の發見

一、安全設備、安全操作の考案

一、安全習慣の訓致

等は其の一例であります。之を要するに「設備の安全化」と「従業員の安全教育」といふ事に歸着するのであります。此の二者は常に相併行して實行せらるゝことを必要とし其の一角が缺けては到底充分な効果を擧げ得ないものであります。勿論各位に於かれても危害の撲滅減少に就ては平素より尠からぬ苦心をして居られることゝ存じます。現に沖仲仕業者諸君の如きは年一回の安全週間で足れりとせず安全協會といふ常設機關を組織して災害の豫防に懸命の努力を續けて居るのであります。災害の最も多い此種事業にとつて當然なことゝは云へ誠に機宜に適した施設として推賞すべきものと思はれます。各位は既に昨年の安全週間に於て非常なる熱心と努力とを以て多大の効果を收められました。其の貴重な體験を基とし本年は更に一層の熱意をこめて安全運動を舉行し災害の最も多い此時期に一件も事故を起さぬ様相共に努力せられんことを期待して己みません。

昭和八年六月

神奈川縣工場協會

横水收第一〇七〇八號
昭和八年七月二十四日

横濱水上警察署長

地方警視 成 田 幸 治

警察部長

神奈川縣書記官 相川勝六殿

安全週間舉行ニ關スル件報告

客月七日附八工發第八七號ヲ以テ御通牒ニ係ル第六回全國工場鑛山及事業場安全週間舉行ニ關シ當署管下横濱港沖仲仕事業場トシテハ客年施行ノ第一回試ノ好成绩ト其ノ後之レ等事業主ヲ以テ設立セラレタル常置安全運動ノ機關タル横濱港沖仲仕安全協會ノ努力ニヨリ縣下各事業中其ノ最高位ヲ占ムル本事業場従業員ノ災害ハ著シク減少ヲ示シ横濱港發展ノ上ニ不尠貢獻シツアル事實ニ鑑ミ今回本事業場第二回目ノ催ニ當リ此ノ機會ニ一層従業員各自ノ注意ヲ喚起セシムルト共ニ事業場其ノ他ニ於ケル諸施設改善ヲ強調セントノ方針ノ下ニ客月七日附八工發第八九號ノ御指示ニ基キ各事業主ヲ召集協議會ヲ開催シ其ノ實施計畫ヲ樹テ御派遣係官ノ御懇篤ナル御指導ニヨリ參加事業主ニ於テ熱心ナル其ノ活動ヲ繼續シタル結果極メテ有意義ニ終始シ特ニ今回ノ運動ニ際シ感じタルハ安全委員一行ノ事業場又ハ休憩所等ニ臨ムニ當リ従業員ハ一般ニ非常ナル好意ヲ以テ迎へ感謝ニ送リ注意事項等ニ對シテハ直チニ之レヲ遵守スルノ情景ヲ見タルコトニテ是レ本趣旨徹底ヲ物語ル一事ニシテ従業員労働者ノ福祉増進上大ナル向上ヲ齎シタルモノト認メラレ今其ノ大體ノ實施事項並ニ實行ノ狀況ヲ擧グレバ左記ノ通りニ有之候條此段及報告候也

記

一、協議會開催

(イ) 日時及場所

日時 昭和八年六月二十日午後一時

場所 横濱水上警察署樓上

(ロ) 會合者

縣ヨリ御派遣ノ係官 建築工場監督課後藤技師、中島工場監督官補臨席

(1) 横濱港沖仲仕安全協會長タル横濱水上警察署長同副會長タル次席警部並ニ關係署員

(2) 横濱港沖入夫請負營業者並ニ同組合事務擔任者

(3) 横濱港沿岸入夫請負營業者並ニ同組合事務擔任者

(4) 横濱港沖仲仕共濟組合常任理事

(ハ) 協議事項

(1) 安全週間實施ノ方法

60
213

- (2) 安全委員ノ選定
 - (3) 日程
 - (4) 文書其ノ他ノ作成
 - (5) 使用船舶並ニ自動車ノ數及使用方法
- (二) 開會
- 午後二時開會安全協會長タル成田横濱水上警察署長ノ挨拶ニ次テ縣建築工場監督課後藤技師ノ安全週間ニ就テノ趣旨並ニ效果其ノ他ノ説明アリテ協議ニ入り御通牒ノ趣旨ニ基キ副會長中西警部ヨリ一々之レヲ諮リ本事業ハ他ノ一般事業場トハ状態ヲ異ニスルヲ以テ前年實行シタル綱領ヲ基ニ協議ヲ遂ゲ其ノ方針並ニ實施綱領ヲ決定午後四時散解ス

(ホ) 實施計畫要綱

- (1) 本週間ノ實施ハ共同運動トナスコト
- 横濱港及沿岸ニ於ケル荷役作業ハ工場其ノ他ノ一般事業場ト異リ事業主ニアリテモ其ノ作業場數ケ所ニ跨リ且ツ異動性ノモノナルノミナラズ從業者モ亦一定セザル等ノ關係ヨリ個々ニ之レガ遂行スルコトノ頗ル困難ナルモノアルヲ以テ昨年第五回安全週間舉行ニ際シ沖沿岸兩組合聯合ニヨル各事業主共同實施ノ實績ニ鑑ミ幸ヒ本年ハ安全運動ノ常置機關タル横濱港沖仲仕安全協會ノ設立アルヲ以テ縣主務課ノ御指導ノ下ニ同安全協會主催ニテ横濱水上警察署後援前記兩組合協力シテ統制アル大運動ニヨリ其ノ實質的效果ヲ擧グルノ方針ヲ以テ計畫スベキモノトス
- (2) 本週間ノ運動ニ從事スベキ委員ハ沖沿岸兩組合ニ於テ各別ニ組合長之ヲ指名スルモノトス
- (A) 沖人夫請負業組合ニ於テハ同組合員ヲ臨時委員トシ七組ニ分チ一組一日宛組合事務擔任者ト共ニ活動スルモノトス
- (B) 沿岸人夫請負業組合ニ於テハ組合役員六名ヲ三組ニ分チ順次一組宛事務擔任者ト共ニ活動スルモノトス
- (3) 日程

○第一日 安全祈願並ニ作業場視察

午前九時沖沿岸兩組合長同當番委員同組合事務擔任者並ニ沖仲仕安全協會從業者側常任委員及横濱港沖仲仕共濟組合常任理事其ノ他横濱水上警察署ニ集合沖仲仕安全協會會長及副會長ト共ニ横濱市中區伊勢山大神宮參拜作業上其ノ他ノ安全祈願ヲ爲

シ引續キ沖ノ組合ニ在リテハ用意ノ船ニヨリ沿岸ノ組合ニ在リテハ自動車ニヨリ作業場並ニ人夫留所同休憩所ヲ視察シテ印刷物ヲ配布スルモノトス

○第二日

作業場其ノ他ヲ視察シ安全運動ノ趣旨宣傳ノ勵行

午前十時當番委員ハ横濱水上警察署ニ集合水上署員ト共ニ所定ノ肩掛及腕章等ヲ爲シ旗幕等ヲ以テ裝飾シタル乗物ニヨリ各作業場其ノ他ニ臨ミ作業ノ状態並ニ曩ニ配布ノポスター類ノ揭示ノ状態安全マークノ佩用ノ模様等ヲ視察シ從業員其ノ他ニ安全ビラヲ配布スルト共ニ口頭其ノ他ニヨリ本趣旨ノ普及宣傳ニ努ムルモノトス

○第三日

作業場ニ於ケル使用機械器具其ノ他ノ検査

午前十時前日通り集合作業場ヲ巡視使用機械器具ノ點檢並ニ採光安全裝置避難急救其ノ他ノ設備ヲ検査シ其ノ他事故頻發箇所ノ調査危険物作業ニ於ケル取扱ノ適否等ニ就キ特ニ注意シ災害ノ根絶ヲ期スルコトニ努ムルコト

○第四日

作業場其ノ他整理整頓ノ勵行

前日通り集合當番委員ハ作業場其ノ他ヲ廻リ作業場ニ於ケル使用器具類其ノ他物件ノ整理整頓ヲ督勵シ常ニ整頓セル箇所ハ危険ヲ防止シ得ルモノナルコトヲ意識付ケルコトニ努メ尙休憩所留所等ニ付テモ之レガ勵行ヲ促スモノトス

○第五日

衛生状態ヲ視察シ尙晝夜二回映寫會ヲ開催ス

當番委員ハ午前十時ヨリ作業場ニ於ケル衛生上有害貨物ノ取扱方法並ニ瓦斯粉塵ニヨル有害箇所ノ有無及從業者各自ノ健康並ニ人夫部屋留所休憩所等ニ於ケル清潔状態ヲ視察シ保健上ノ注意ヲ與フルト共ニ別ニ晝夜二回映寫會ヲ催シ從業者並ニ其ノ家族其ノ他ニ對シ衛生思想ノ普及ト災害防止ノ趣旨宣傳ヲ爲スモノトス入場券ハ各組合ヲ經テ配布ス

○第六日

防火設備ノ調査及ヒ之レガ思想ノ普及宣傳

前日ニ引續キ午前十時當番委員集合作業人夫部屋其ノ他ノ消火器具類防火設備等ノ適否火氣取扱方ノ良否火災ノ發生及ビ爆

60
213

發等ノ虞アル箇所ノ嚴密視察ヲ遂ゲ一々之レガ注意ヲ與ヘ防火思想ノ普及宣傳ニ努ムルモノトス

○第七日

週間最終ノ視察ヲ遂ゲ諸施設改善ヲ強調

最後ノ當番員午前十時ヨリ前日同様作業場人夫部屋同休憩所留所等ノ最終的視察ヲ遂ゲ前六日間ニ涉リ施行シタル事項ニ就キ從業竝ニ關係者及船舶乗組員等ニ對シ一層注意心ヲ喚起セシメ之レガ實行ヲ習慣付ケ諸施設ノ改善ヲ強調シ以テ災害ノ絶減ヲ期スルコトニ最後ノ努力ヲ爲スモノトス

(4) 文書其ノ他ノ作成

(A) 工場協會ヨリ配布セラルルポスター類ノ外作業場人夫部屋其ノ他ニ配布スル安全標語ノピラヲ作成スルコト

(B) 安全マークハ沖仲仕安全協會ニ於テ取纏メ申込ミヲ爲シ沖沿岸兩組合ヲ經テ配布スルモノトス

(C) 旗幕其ノ他
沖沿岸兩組合共前年實施ノ際作成シタル旗幕肩掛及沖仲仕安全協會ノ腕章ヲ使用スルモノトス

(ハ) 使用船舶竝ニ自動車

本運動ニ使用スル船舶ハ横濱水上警察署備付ノモノヲ使用シ自動車ハ沿岸組合ニ於テ雇入ルルモノトス

(ト) 經費

本運動ニ用スル費用ハ主トシテ沖仲仕安全協會ニ於テ負擔シ沖沿岸兩組合ニ於テ補助スルモノトス

二、實施事項

(イ) 文書其ノ他作成シタルモノ

(1) ピラ

沖ニ在リテハ五色紙ニ左ノ通り印刷シタルモノ一萬枚

先づ注意怪我ハ心の緩みから

怪我は無理から油断から

注意安全無理危険

安全は幸福の母

うつかり大怪我しつかり安全

ひまの時一寸道具に氣を付けよ

安全デー忘れた頃に怪我をする

お互に心してこそ安全デー

注意整頓清潔

お互に怪我をしない様に氣を付けませう

沿岸ニ在リテハ五色紙ニ左ノ標語ヲ印刷シタルモノヲ五千枚

先づ注意怪我ハ心の緩みから

怪我は無理から油断から

うつかり大怪我しつかり安全

ひまの時一寸道具に氣を付けよ

安全は幸福の母

注意安全無理危険

(2) 旗幕類其ノ他

沖ニ在リテハ大體昨年作製ノモノヲ使用ス

旗 布製日ノ丸旗 二枚

同組合旗 二枚

同 白赤青地ニ注意、清潔、整理、整頓、危険、先づ健康、安全第一ノ文字ヲ染抜キタルモノ 十二枚

幕 布製白地ニ赤青ノ安全週間ノ文字ヲ染メタルモノ 二枚

肩掛 羅紗製青地ニ白縁付前後ニ安全週間ノ白文字ヲ縫付ケタルモノ 十筋

腕章 沖仲仕安全協會ニ於テ作製シタル羅紗製紫地ニ真中ニ青デ縦ニ横濱港沖仲仕横ニ安全デート入レタルモノ 十枚

安全マーク 縣工場協會御指定ノモノ 二千個

沿岸ニ在リテモ前年ノモノヲ使用シ不足ノ分ハ新調ス



- 旗 布製日ノ丸小旗 二本
 - 同安全週間ノ小旗 二本
 - 幕 白地ニ赤文字ニテ全國安全週間ト染メタルモノ 三枚
 - 肩掛 前記沖同様ノモノ 五筋
 - 安全マーク 前記同様ノモノ 三百七十個
- (3) 週間中ノ運動ハ實施計畫ニヨリ實行ス
- 三、實行 狀 況

○第一日 (七月一日土曜日)
 豫定ヲ繰リ上ゲテ午前七時三十分横濱水上警察署ニ集合縣工場監督課中島監督官補及影山警部補指導ノ下ニ横濱水上警察署員ト共ニ横濱市中區伊勢山大神宮ニ至リ午前八時ヨリ神前ニ於テ安全祈願祭執行神官ノ修拔ノ儀ニ付テ沖仲仕安全協會長代理中島工場監督官補沖仲仕共濟組合常任理事沖沿岸兩組合長及從業者代表二名ノ順序ニヨリ玉串ヲ捧ゲ作業上其ノ他ノ安全ヲ祈願シ午前八時四十分退社午前十時ヨリ水上署員及縣御派遣ノ係官ト共ニ肩掛腕章等ヲ付シ沖ニ在リテハ用意ノ旗幕等ニテ裝飾シタル汽艇ニヨリ各作業場沿岸ニ在リテハ之亦同様用意ノ自動車ニヨリ作業場人夫部屋同休憩所留所等ノ一般の視察ヲ爲シ各印刷ノピラヲ配布シテ午後四時終了ス

○第二日 (七月二日日曜日)
 午前十時當番委員横濱水上警察署ニ集合肩掛及腕章ヲ爲シ水上署員並ニ縣御派遣係官ト共ニ前日通り裝飾ノ乗物ニヨリ各作業場人夫休憩所留所等ニ臨ミ作業ノ狀態並ニ縣工場協會ヨリ配當ノポスター從業員心得ノ印刷物掲揚ノ適否及安全マーク佩用ノ模樣等ヲ視察シ從業員其ノ他ニ對シ安全標語ノピラヲ配付スルト共ニ作業上其ノ他ノ注意並ニ本運動ノ趣旨ノ宣傳ニ努メ午後四時引場

○第三日 (七月三日月曜日)
 前日同様當番委員ハ午前十時ヨリ御派遣係官及水上署員ト共ニ計畫要綱ニ基キ各作業場ヲ巡視シ使用機械器具類ノ點檢並ニ安全裝置避難急救ノ設備ヲ検査シ採光ノ模様其ノ他事故頻發箇所ノ調査ヲ遂ゲ不備ノ點又ハ不適當ト認メラルモノニハ一々改善又ハ施設ヲ促シ特ニ危險貨物ノ取扱及作業中ニ於ケル服裝等ニ注意ヲ與ヘ安全標語其ノ他ノ印刷物ヲ配布シテ午後四時歸着ス

○第四日 (七月四日火曜日)

前日通り午前十時ヨリ縣係官御指導ノ下ニ水上署員ト共ニ當番委員ハ各作業場其ノ他ヲ廻リ使用器具類其ノ他物件ノ整理、整頓ヲ督勵シ印刷物ヲ配布シ常ニ之レガ習慣付ケルコトニ努メ尙休憩所留所ニ就テモ同様勵行ヲ促シ午後四時過ギ終了ス

○第五日 (七月五日水曜日)

本日映寫會開催ノ爲メ計畫ニ基ク衛生狀態視察ハ午前中ニ止メ午後一時ヨリ兼テ準備シ置キタル事業主河西長三郎氏提供ノ横濱市中區長者町五丁目活動常設世界館ニ於テ從業者並ニ其ノ家族ニ對シ慰安ヲ兼ネタル本週間ノ宣傳映畫會ヲ開催シタルニ就業ノ關係上家族ノモノ多ク入場者約三百、縣御指定ノ宣傳映畫レインコート外三種類ヲ映寫シ其ノ間沖仲仕安全協會副會長中西警部ノ挨拶及縣中島工場監督官補ノ本週間ニ關スル講演ノ後落語ノ餘興アリテ同五時第一回終了ス

午後六時ヨリ第二回映寫夜ノ部ヲ開催畫ノ部ニ反シ從業員ノ入場者多數ヲ占メ其ノ數約五百沖仲仕安全協會會長タル成田横濱水上警察署長並ニ中島工場監督官補ノ講演並ニ第一回同様ノ映畫及落語ノ餘興アリテ午後十時終了入場者ハ何レモ眞面目ニ之ヲ觀聽シ感激裡ニ退場スルノ狀況ヲ見本趣旨頗ル徹底シタルノ感アリ

○第六日 (七月六日木曜日)

午前十時當番委員集合水上署員ト共ニ計畫通りノ行動ヲ採リ防火設備ノ適否火災發生及爆發等ノ虞アル箇所ノ調査ヲ遂ゲ尙本日ハ縣建築工場監督課長外三名ノ係官同乘作業場ヲ視察シ一々不備ノ點其ノ他ニ就キ注意ヲ與ヘ午後四時引場

○第七日 (七月七日金曜日)

午前十時ヨリ週間最後ノ活動ヲ爲スベク當番委員ハ前日同様ノ準備ニヨリ水上署員ト共ニ縣御派遣係官ノ御指導ノ下ニ各作業場人夫部屋同休憩所留所等視察シ印刷物ヲ配付シ從業者並ニ關係者及船舶乘組員等ニ對シ一層注意心ヲ喚起セシメルコトニ努メ午前十一時頃ヨリ大雨トナリタルモ之レヲ遂行午後五時全部終了スルニ至ル

四、施設改善又ハ注意ヲ爲シタル事項

- (イ) 安全マークノ佩用、印刷物ノ掲揚等最モ良ク勵行セラレタルモノト見受ケラル
- (ロ) 作業場ニ於ケル諸設備及作業狀態等沖仲仕安全協會ニ於テ毎月二回ノ安全デーニヨリ漸次改善セラレ特ニ不良ト認ムルモノナキモ唯「ウインテ」ノ使用中著シク震動スルモノ一、ワイヤー、ロツプノ完全認メ難キモノ三、及船艙ノ覆蓋ノ不完全ナルモノ一、ヲ發見直チニ之レ等ハ責任者ニ對シ改善ヲ強調シ又作業場其ノ他ノ整理整頓ハ概シテ良好ト認メラルルモ積荷ノ種類

60
213

ヲ異ニスル關係上同上船艙内ニ在リテ上下甲板ニ於ケル事業主ヲ別ニスルモノアリ、爲メニ作業ノ聯絡ヲ缺クノ憾アリテ同時ニ作業セシメ居ルハ相當危險ノ虞アルヲ以テ相方ニ對シ特ニ物件ノ放置ヲ禁シ其ノ作業ニ就テノ注意ヲ爲ス

(八) 作業場ニヨリテハ従業員ノ服裝隨分不潔ナルモノアルモ作業ノ性質上止ムヲ得ザルモノト認めラレ、又取扱貨物ニヨリテハ著シク粉塵ヲ發散シ衛生上思ハシカラザルモノアルモ是亦適當ナル防止ノ方法ヲ今後ノ研究ニ俟ツベキモノトス、其ノ他衛生上特ニ指摘スベキコトナキモ衛生思想普及ノ爲メ一般ニ之レガ注意ヲ與フ

(九) 防火設備及火氣取扱ニ就テハ何等不適當ト認ムルモノナキモ油槽船其ノ他危險物積載船ニ對シテハ特ニ注意セシメ又人夫部屋同休憩所留所ニ對シテモ一々其ノ事項ニ就キ注意ス

五、本週間に於ケル就業人夫數及負傷者數

- (イ) 沖入夫
就業人員 六千八百九十七名
負傷者數 二十九名
- (ロ) 沿岸人夫
就業人員 五千二百二十二名
負傷者數 一名

(ハ) 前年トノ比較
昭和七年七月ノ安全週間に沖入夫従業員者四千九百四十五名ニ對スル負傷者三十四名ニ比較スルトキハ従業員者千九百二十六名増加シタルニ負傷者五名ノ減
沿岸人夫ニ於テハ従業員者四千八百九十二名ニ對シ負傷者二名ニ比較シ従業員者ニ於テ二百三十名増加シタルニ負傷者一名ヲ減少ス

第五 安全週間に於ける成績概況

一、安全週間と災害率

事業場に於ける安全週間中の災害件數及び災害率に就ては全國的に正確なる報告なかりしため、單なる参考として社會局に報告されたる大阪、愛媛、富山の三府縣を見るに安全週間前より何れも良好なる成績を擧げてゐる。

(大阪府) 災害率調 (勞働者災害扶助法)

業 務 別 目	安 全 週 間 中		安 全 週 間 前		比 較
	自 七 月 一 日 至 七 月 七 日	延 人 員 災 害 件 數	自 六 月 一 日 至 六 月 七 日	延 人 員 災 害 件 數	
土石砂礫採	1	1	1	1	
取業	8	1	1	1	
土木建築工	71	256	77	27	減0.51
交通及運輸	10	94	1	3	
貨物積卸ノ	37	39	4	2	減0.95
事業	119	1,008	93	1	減0.10
合計	155	1,644	126	26	減0.26

(愛媛縣) (延人員一萬ニ付率ヲ示ス)

事 業 別	安 全 週 間 中		安 全 週 間 前		比 較
	自 七 月 一 日 至 七 月 七 日	延 人 員 災 害 件 數	自 六 月 一 日 至 六 月 七 日	延 人 員 災 害 件 數	
調査					
事業場					
男					
女					
計					
延人員					
微傷					
輕傷					
重傷					
死亡					
計					
對上欄ニ對スル災害率					
延人員					
微傷					
輕傷					
重傷					
死亡					
計					
災害率					
比較					



事業種類	安全週間中災害		安全週間前ノ災害調査期間		比較
	件數	延従業員數	件數	延従業員數	
土木建築工事	四	二、八一五	一	二、五二〇、〇〇一	四・五減二〇
土砂採取事業	二〇	二〇六	一	九三	一一・一減四二
交通運輸事業	二四	九六三	一	六五七、六〇六	一・七増四・八
貨物積卸事業	四	六〇	一	二三八	三七・六減一三・八
計	九三	四、〇四四	六	三九七三、七七六	五四・九減一五・二

(富山縣) 災害率 (事業場ノ部) Δ 印ハ減ヲ示ス

事業種類	件數	延従業員數	自七月一日至七月七日		自四月一日至六月十日		比較
			災害率	件數	延従業員數	災害率	
建築工事	一	一、三三三	一	二六	一五、九三四	一六・三〇一	Δ 一六・三〇三
同	一	一、三三三	一	八	一五、九三四	五・〇一六	三・一六七
同	一	一、三三三	一	三	一五、九三四	一・八八二	一・八八二
土木建築工事	一	二、六六六	一	一	一八、八八二	〇・五二九	三・二九三
土木建築工事	一	三、八七五	一	二	二六、六五〇	〇・七五〇	〇・七五〇
計	二	一〇、一五七	一	四〇	六一、四六六	六・五〇七	Δ 四・五三四

二、事業場に於ける施設事項

事業場に於ける施設事項は工場に於ける施設事項と其の性質を異にするも、安全週間中此種の施設をなせる状態は左の通りであつた。

(富山縣) 事業場ニ於ケル施設事項

事業種類	事業場數	施設事項		新設ハ件個數	修理又ハ改善個數又ハ件數
		危害豫防	火災及爆発ノ豫防及避難		
土木工事	二	一	一	一	一
建築工事	一	一	一	一	一
土木建築工事	一	一	一	一	一
計	四	四	一	二	二

- 危害豫防施設
- 一、原動機又ハ動力傳導裝置ノ柵圍又ハ被覆
 - 二、調帯綴金具ノ安全型
 - 三、セツトスクリウ、ポールト、ナツト及楔類ノ安全裝置
 - 四、ベルトシフターノ安全裝置

60
213

施 設 事 項	新 設 件 數	改 修 理 件 數
五、調帶受ケ具	1	1
六、安全給油装置又ハ安全注油道	1	1
七、原動機又ハ元軸急停止装置又ハ急停止ノ信號	1	1
八、運轉開始又ハ停止ノ合圖装置	1	1
九、機械ノ動力輪又ハ齒輪ノ被覆又ハ柵圍	1	1
一〇、機械ノ危険ナル運動部(勢輪、カム、聯動部突出部等)ノ柵圍被覆又ハ安全装置	1	1
一一、鋸機、鉋機、ローラー、カレンダー、パンチプレス、シャー及カッター等ノ安全装置	1	1
一二、研磨機ノガード	1	1
一三、織機ノシャトルガード	1	1
一四、ゴム煉ロール應急停止装置	1	1
一五、其ノ他ノ機械ノ急停止装置	1	1
一六、作業場ニ於ケル墜落防止柵圍又ハ被蓋	1	1
一七、持運ビ梯子ノ滑止(鉤又ハ脚ノ下部ノ靴等)	1	1
一八、危険箇所ノ標示	1	1
一九、其ノ他危害豫防施設	1	1
計	2	2

火災及爆發等ノ豫防及避難施設

施 設 事 項	新 設 件 數	改 修 理 件 數
一、爆發性、發火性又ハ引火性料品ノ置場容器ノ危害豫防措置	1	1
二、油浸ボロノ處理施設	1	1
三、避難出口、避通路及其ノ標識	1	1
四、危険箇所ニ立入禁止ノ標識	1	1
五、其ノ他防火、消火設備	1	1
計	5	5
衛生設備	2	2
一、瓦斯蒸氣又ハ粉塵ヲ發散スル場所ノ排出又ハ密閉其ノ他ノ措置	1	1
二、食堂、洗面装置、飲料水供給等	1	1
三、急救函及急救材料用具	1	1
四、其ノ他衛生施設	1	1
計	4	4

危害豫防

(大阪府)

60
213

事業別	調査事業場數	火災豫防及避難		事業別	調査事業場數
		消防	避難		
土石砂礫採取業	一				
土木建築工事	七一	一三	七	一七	三
交通及運輸事業	一〇	一	一	一	一
貨物積卸ノ事業	三七	一	一	一	一
合計	一一九	一四	一三	一七	七
消防ノ新設		一			
消防器ノ點檢並藥品ノ詰換		七			
消防栓ノ點檢		六			
防火演習		二			
夜警施行		五			
防火用砂バケツ設置		二			
計		三五			

事業別	調査事業場數	保健衛生		事業別	調査事業場數
		機械工具ノ修理並點檢	原動機ノ修理		
土石砂礫採取業	一				
土木建築業	七一	四	八	一七	三
交通及運輸事業	一〇	一	一	一	一
貨物積卸ノ事業	三七	一	一	一	一
合計	一一九	六	一〇	一七	七
機械工具ノ修理並點檢		一			
原動機ノ修理		四			
板圍ノ修理		三			
足代棧橋等ノ修理		二			
通路ノ改良並照明設備		一			
場内危険物品ノ修理		一			
原動機ノ柵圍		一			
計		一〇九			

其他及一般

一六六

施設事項	事業別	調査事業場数					計
		土石砂礫採取業	土木建築工事	交通及運輸事業	貨物積卸ノ事業	合	
安全委員ノ任命		一					一
安全委員会設置			七				七
講演會開催			三	一	二	五	一〇
標語募集			一	一			二
従業員心得作成配布							
安全投書函ノ設置							
安全掲示板ノ設置							
計			五	六	二	一	三一
							九七
							六
							二
							三
							一九
							一三
							五
							四九
							一一九
							計
							一一九

(香川縣)

労働者災害扶助適用事業場ニ於ケル特別ノ注意事項

- 一、事業ノ行ハルル場所ニ於ケル危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ忘ラザルコト
- 材料 1、繃帶滅菌ガーゼ脱脂綿、絆創膏、硼酸軟膏
- 2、ピンセット、鋏、局方沃度丁幾(三%)、石炭酸、酒精
- 3、止血帶副木及擔架

- 一、事業ノ行ハルル場所ニ於ケル危害ノ防止又ハ衛生ニ關シ必要ナル事項ヲ忘ラザルコト
- 一、事業主ニシテ其ノ住所氏名並扶助ニ關スル事項ノ要旨及扶助代理人アルトキハ其ノ住所氏名ヲ事業ノ行ハル、見易キ場所ニ掲示スルコト
- 一、事業ノ行ハル、場所ニ於ケル主タル事務所ニ労働者ノ扶助ニ關スル書類綴ヲ備付ケ置クコト
- 一、災害事故アリシ場合ニ至急届出ヲ爲スコト
- 一、火藥ノ取扱ニ付嚴重注意ヲ加フルコト

第六 優良事業場に於ける安全運動概況

本年始めて表彰を受けたる九事業場は各々独自の計畫の下に安全運動を實行して頗る優秀なる成績を収めた。

株式会社鴻池組 (大阪府)

八年度安全週間の準備並實施に關する記録

場所 本社内
 列席者 運搬部各出張所主任及労働課員十八名
 六月十五日第一回打合せ開催
 一、打合せたる方針

- イ、安全標語の募集
 使用労働者一般より募集し選外にも無洩授賞する事。
- ロ、講演會の開催

關係工場主と協議の上其諒解及援助を得て作業中の時間を割き多數集合せしめ、工場長の訓話を願ひ當社労働課員の講演會を開き安全週間の趣旨目的效果を知らしめ、同時に各出張所にて發生したる本年度の事故に就て災害の發生、原因並防止等を實例により詳細説明し災害發生當時を回想せしめ注意力を喚起する事。

ハ、安全委員と安全係の任命

現場社員を安全委員に同世話役を安全係に任命する事となし、大體労働者十人毎に一名の安全係を附する割合とし作業別に指導監視せしむる事。

ニ、工具の點檢

従來の災害の發生原因に基き使用不便のもの又は破損中の物を取纏め一齊に改造又は補修を加ふる事

ホ、救急函内容整備

勵行の事。

以上

六月二十二日第二回打合會開催

イ、標語募集開始

現場毎に投標函並投標用紙を準備し別に大書したる應募者心得を掲示し大々的に奨勵に努むる事。

ロ、準備週間は作業の性質上日々に區別せず一般的に施行する事となし安全委員之を指揮する事。

ハ、本年度當社の安全モットーを左の三つに定め週間中は従業員に之を絶対に守らしめ、引續き習慣性に迄徹底せしむる事。

一、よく寝ること

一、深酒をせぬこと

一、家庭は圓滿にすること

ニ、ポスター標語の提出

各作業の實體と標語文句とを合致(適合)せしめ各要所一齊掲出する事。

以上

六月三十日第三回打合會開催

イ、最後の打合として各現場の安全委員並安全係の募集を求め本社労働課にて作成したる本年度(自一月至六月)災害件數同

原因、同時刻、同場所等を一表に纏めたる統計圖表を配布し説明を加へ實施に關する参考に供したり。

ロ、安全標語應募者に對する賞金、賞品に付打合。

以上

安全週間中行事

一、既往各種打合會にて決定したる事項の勵行を期する爲め労働課員をして現場に派遣巡視せしむ。

二、講演會(講演の要旨)

労働課作成の本年度發生事故の諸種の統計圖表を掲示し發生事故の原因、條件を詳細に説明し發生當時を追想せしめて將來の參考たらしめ、同時に當組としての本年度安全運動のモットーとする。

一、よく寝ること

一、深酒をせぬこと

一、家庭を圓滿にすること

の三つに就き各種統計に説き及ばし怪我は結局危険作業に因るよりも、施設の不備に因るよりも寧ろ従業する各自の些細なる不注意に基因するものなる事を明らかにし其不注意たるや殆ど前夜の深酒、夜遊び、家庭の不和等より來る實例を擧げて縷々熱辯を以て力説し聽者に多大の感動を與へたり效果充分なりと信ず。

三、安全標語の募集

安全週間中の催しの一つとして實際業務に従事する労働者に安全週間の趣旨徹底と自己の従事する仕事で危険發生の原因を想起せしむる二大目的の爲め一人一句以上如何なる形式(他人代筆も可)にても差支なき事とし各自が従業中痛切に感したるものを標語として募集したり。

募集に當りては當組出張員並に現場世話役より其の目的を前以て訓話し置き尙多數の應募の助力をなさしめたり。其の結果は豫想外の好成績にして總計二千五百句の投標ありて内地人は元より朝鮮人が朝鮮語を以て應募せしものも相當多數を見受けたり。審査は當組仲間作業場の職員と労働課員とに於て労働者の智識の程度を參酌して投票を以て決定發表したる標語は左記の通り。

安全標語入選發表表

- 一等 注意せよ怪我と辦當は自分持ち
- 二等 笑はれるばかりですまぬ怪我のあと
- 同上 明日も仕事だ宵寝しよ
- 同上 馴れた仕事で怪我すりや恥だ
- 三等 一步に注意二歩は安全

604
213

同上 亂雑は怪我のもとなり火事の元
 同上 繩切る刃物で手を切るな
 同上 荷ひ捧荷は釣つても人釣るな
 同上 も一度見直せ足場はよいか
 同上 やまくるト口くる人がくる
 同上 石割はめがねはづせば怪我のもと
 同上 山こはし割れ目割れ目に用心注意
 同上 舟のめやいはしつかりお取り舟が流れる足場が取れる落ちや危い川の中
 同上 あわてるな機械が手をかむ足を取る
 尚入選者には應分の賞金を授與したるも他の應募者全部にもレコード石鹼三個入壹箱宛を與へて奨勵すると共に、入選落選の如何を問はず標語を作ること自體が有効で出来上つた標語の良否は問題でない旨を傳へたる處各自は非常なる満足の意を表したるを見て此の企畫の最有意義なりし事を確信せり。

安全週間の感想

一、本年度安全運動の効果空しからず週間中無事故に終りたる事は勞資共に同慶に不堪、之は元より安全運動の趣旨が漸次勞働者に徹底し來れるものたるは勿論なるも一面に於て實施計畫が秩序的にして特に準備期間を置かれたることが頗る効果的にして實績の優良なりしことも亦之が爲めに外ならずと信ず。
 尙將來の希望を述べば當組の工場仲仕は當組の使用勞働者なれども關係工場の統制に服するを原則とする結果、工場經營者の方針立たざる間は當組独自の立場に於て目的を達する能はざる實情にあり、幸ひ當組の關係工場は這般の運動に深き理解を以て絶大の援助と便宜とを與へられたるは衷心感謝に堪へざる處なり、尙一般的には當組の如な特に日雇勞働者を多數に使役し其内鮮人勞働者は遂日増加する傾向にあり、使用勞働者の異動頻繁にして動もすれば安全運動の趣旨目的に背馳するが如き訓練上の困難を感じたり。依て從來の全國的安全週間は年一回としても同業者間一貫したる安全週間を年二回位に増加し、監督官廳援助の下に工場側と協調を保ち漸進的に指導訓練し安全習性の涵養に努むる事とせば災害率を低下せしめ、勞働者の福利を一層増進するものと確信す。

一、七月五日

安全標語入選發表。

一、七月十日

各出張所より安全週間の成績取り集め。

大平礦山株式会社 (岡山縣)

一、災害件數及災害率

種別	安全週間中災害		安全週間前の災害	
	件數	災害率	件數	災害率
微傷	1	1	1	五、〇四〇
輕傷	1	1	3	五、〇四〇
重傷	1	1	3	五、〇四〇
死亡	1	1	6	五、〇四〇
計	4	4	13	五、〇四〇

二、死傷者發生調

安全週間前一週間		安全週間中		安全週間後一週間	
氏名	年齢	氏名	年齢	氏名	年齢
松本保	二四				
男	男				
微傷	負傷ノ程度				

604
213

三、新病者調

計	男女別		安全週間前一週間	安全週間中	安全週間後一週間	計
	女	男				
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—

四、健康診断成績表

調査人員	區分		内			通	薄	譯	弱
	女	男	健	康	普				
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

五、施設事項

施設事項	新設箇數又ハ件數	修理若又ハ改善箇數
原動機又ハ動力傳導裝置ノ柵圍又ハ被覆運轉開始又ハ停止ノ合圖裝置 救急函及救急材料用具	— — —	— — —

安全委員會設置

六、安全週間ニ對スル諸施設

- 六月三十日 安全週間準備實施
- イ、安全委員ヲ決定シ安全週間中ノ行事ノ打合會ヲ開催
- ロ、各種ポスター安全標語等各所ニ掲示
- ハ、安全委員ハ關係従業員ニ對シ安全週間施行ノ趣旨ヲ訓示ス
- 七月一日 整理整頓デ
- 各安全委員ハ従業員ニ整理整頓ヲ命ジ安全委員長ハ全部ノ事業場内外ヲ巡視シ服裝工具ノ點檢ヲナス。不用品、廢物又ハ賣却若ハ焼却ス
- 七月二日 祈願デ
- 就業前従業員一同ヲ神社ニ參拜セシメ安全祈願ヲ爲ス
- 七月三日 衛生デ
- 安全委員監督ノ下ニ従業員全般ノ掃除ヲ爲シ労働着ノ洗濯及日光消毒ヲ行フト共ニ救急醫療材料ノ備付ヲ爲ス
- 七月四日 検査デ
- 安全委員ヲ始メ従業員一同就業前機械工具ヲ検査シ就業ス。不備又ハ破損ノモノ修理ス
- 七月五日 火災豫防デ
- 電動機室及火藥ノ類貯藏所等ニハ特ニ安全委員ニ於テ注意セシム。其ノ他一般従業員ニ火災豫防ノ訓話ヲ爲ス
- 七月六日 體育デ
- 就業前深呼吸ヲ爲シ安全委員ヨリ體育ニ關スル講話ヲ爲ス
- 七月七日 感謝デ
- 各就業場ニ於テ感謝座談會ヲ開催ス

60
213

第一 施設事項

- 工場場ニ近接スル通路校庭住宅等ノ防止 六件
- 古材置場ヲ定メ釘仕舞ノ勵行 一件
- 主要通路(材料搬入路)ノ清掃防止設備 三件
- 踊場設置 二件
- 機械据付場其他危険ヶ所柵圍設置 三件
- 工場場全般ニ亘リ掃除整頓
- 第二 保健衛生
 - 鐵筋及木材置場設置並ニ標示整頓 二件
 - 機械操縦者ノ前面障害除去並防止設備 三件
 - 登リ棧橋止メ修理補強 三件
 - 足代補強手入 五件
 - 工事施行中ノ工作物内外ノ通路ノ明示 五件
 - 落下物ニ對スル防護設備 六件
 - 諸職工下小屋清掃 三件
 - 牛馬給水所 一件
 - 汚水溜枳新設 二件
 - 應急手當所設置並ニ明示 一件
- 第三 火災豫防
 - 消防器配置使用法訓練 五件
 - 防火練習 一件
 - マツチ持込ミ禁止並點檢 五件
 - 近接家屋ヨリノ出火ニ對スル教示 一件
 - 消火藥品檢査 一件
 - 喫煙所設置明示 二件
- 第四 其他實施ノ概要
 - 一、準備週間中ハ専ラ施設ニ萬全ヲ期シ實施週間中ハ從業員ノ協力ヲ促スコトニ努メ委員係員ハ各職責ヲ守リ「災害ヲ起サナイ」又「起サセナイ」コトニ努ム
 - 二、安全委員及安全係ハ作業前ニ現場詰所ニ集合訓練指導ニ關スル方法ノ打合又ハ日々ノ報告ヲ受ケ

- 三、ポスター標語ノ懸賞募集並ニ從業員中ヨリ設備
 - 一、危險箇所或ハ宣傳方法其ノ他參考意見ノ申出ヲナシタルモノニ委員ニ於テ査定シ出面ノ歩増シ賞與ヲ行フ
 - 二、學校運動場内ニ於テ施工中ニ付學童ニ福利協會制定ノ紙製安全マーク二千個ヲ寄贈シ校長ヨリ訓示ノ上佩用ヲ實行ス、學童ノ佩用セル様ヲ見ルトキ感ジ一層深シ
- 四、事務所ノ設備
 - 入口ニハ「怪我ノ手當ハ此處デスル」立看板
 - 壁板ニ「心セヨ非常時日本ト安全週間」横書看板
 - 入口脇ニ當日ノ實施事項ノ揭示板
 - 内部ニ火急ノ場合ニ處スル左記場所ヲ要圖ニテ明示ス

所轄警察署 擔當醫者 (電話番號記載)

- 六、各職工休憩所ニハ喫煙室ヲ設ケ「タバコハコ、デ」ノ立札ヲ設ケ火鉢ヲ据置ケ
- 七、各職工休憩所ヨリ見易キ場所ニ長サ二間高サ一間半ノ大揭示板ヲ設ケ安全十則大書揭示繪入自製ポスターヲ揭示ス
- 八、材料置場ニハ特ニ整頓ヲ目的トスル立看板ヲ立ツ
- 九、古材置場ハ柵圍ヲ作り一定場所ニ設置特ニ釘仕舞ヲ實行ス
- 一〇、各職工ノ休憩所ニハ側板ニ規定ポスター標語其ノ他繪入自製ポスター及新鴨綠江節歌四節並ニ天井ニハ吊下看板(兩面)ヲ掲ゲ
- 一一、製材所附近ニハ危險標示及機械操縦者ノ注意ヲ喚起スル自製ポスターヲ揭示ス
- 一二、通路ノ中央部ニ高サ二間中三間ノ安全門ヲ設ケ大阪府製ポスターヲ中央ニ安全第一ヲ大書シ門柱ニハ「災害防止心合せデー」ト表記ス
- 一三、安全門ノ上部ノ足代丸太ニ長サ二十七尺巾四尺布製大幟「國ノ護リゾ身ヲ護レ」ヲ掲揚ス
- 一四、建築物足代簧張上部ニ高サ六尺巾五尺大看板「安全週間」ヲ掲揚ス
- 一五、通路上足代丸太ニハ梓製兩面貼付ポスター(建築協會表)ヲ一間オキニ吊揚ス
- 一六、通路側圍板ニハ規定並ニ自製ポスターヲ配置ヨク貼付ス

60
213

- 一七、作業場ヨリ見易キ鐵筋及セメント納屋々上ニハ横書長サ二十七尺巾四尺布製「油斷大敵」「怪我スナ、サスナ」ノ看板ニ二箇所ニ掲グ
- 一八、昇降橋ノ斜面ニ做ヒポスターヲ配置ヨク掲ゲ道板ニハ「足元ニ氣ヲ付ケテ」ヲ一間オキニ貼付シ扶欄ニハ「氣ヲツケテ」ヲ貼付ス
- 一九、建物内部各階壁面及足代丸太ニハ適切ナルポスター標語順序ヨク揭示ス
- 二〇、ウインチ小屋ニハ特ニ齒車ニ注意スヘキ繪入ポスターヲ操縦者ノ見易キ所ニ貼付ケ「スキツチ」ヨリモーターニ至ル電線ハ「ゴムホース」ニテ被覆ス
- 二一、ミキサーノ附近ニ濫リニ近寄ラサル様木柵ヲ設ケ落下物ノ掩蓋ヲ設ケ適當ナル注意標ヲ貼付ク
- 二二、階段ニケ所ニ一ケ所ニ個宛ノ消火器ヲ設置シ使用法及濫リニ使用セザル様注意書ヲ揭示ス
- 二三、飲料水タンク設置管ニテ日覆ヒヲナス
- 二四、汚水処理ノ爲メ會所ニ箇所新設
- 二五、學校運動場境板塀ノ運動場側ニハ危険標示ヲナス
- 二六、各職工ノ工具並ニ材料運搬馬車ニハ漏レナク自製「怪我スナ、サスナ」「安全第一」ノ小型（長六寸巾一寸二分）標語ヲ貼付セシム
- 二七、各職工及人夫ニハ全部金屬製マーカーヲ佩用セシメ日々其ノ佩用ノ有無ヲ検査シ無佩用者ニハ即時與ヘ佩用セシム
- 二八、自家製作歌

新鴨綠江節

- 一、工場で安全週間する度毎に 怪我也少なく身も健かに 家庭は幸福皆笑顔 深酒また寝不足怪我の基
- 二、怪我すな安全週間短かくも 心に寫す安全の第一ばかりは 忘れよかみ國の護りぞ身を守れ
- 三、安全デー忘れる頃には怪我をする 早寝早起きせつせと働きや いつもさはやか注意が届く ほんに現場は樂なもの
- 四、工場で安全週間する度毎に 怪我也少なく身も健かに 落付きや心に福ぞくる 深酒また寝不足怪我の基
- 二九、其他添附寫眞ヲ以テ週間中ノ狀況ヲ補足ス

第五 感想 意見

- 一、自家製ポスター掲揚及種々ノ趣向ニ工作物ヲ設置シ或ハ宣傳ニ幟旗等ヲ掲揚スル等従業員ヲシテ認識ヲ深メサスコトガ先ツ第一ニシ従業員ノ自覺ニヨル協力ヲ以テ明朗ニ週間ヲ進行スルコトヲ主眼トスレバ自然ニ災害ハ解消サル、モノナリ
- 二、準備週間ノ實施ハ實施週間ヲシテヨリ效果的ニシ充分ナル注意ヲ働カシ完全ナル設備ヲ施シ作業場其ノモノハ明ルク従業員ノ感情ニ感謝アリト云フスル效果ヲ擧ゲ得ルハ準備週間ノ實施ニヨリ生ル、モノナリ

以上

秩父セメント株式会社三ノ輪原石採掘場（埼玉縣）

- 一、安全委員會ノ組織並ニ其ノ活動狀況
右原石採掘場ハ秩父セメント株式会社工場ノ直屬ノ職工九名請負ニ依ル労働者百五十名アリ、之ガ安全係ニハ工場直屬ノ職工九名ヲ以テ組織之ヲ作業場ノ各要所ニ配置危害豫防災害防止ニ當ラシム
- 二、災害率減少ノ狀況
大正十三年十一月ヨリ採掘作業ヲ開始以來昭和四年頃迄ハ毎年二、三名ノ死者拾數名ノ重輕傷者ヲ出シタルモ其ノ後採掘場主任美馬繁市主トシテ之ガ危害豫防災害防止ヲ研究シ其ノ採掘方法モ露天掘上向階段法ヲ採リタル結果最近數年間災害事故發生著シク減少殆ト事故發生ヲ見ザルニ至レリ。
- 三、安全週間前後ノ施設
昭和四年四月ヨリ危害豫防衛生設備ノ改善ニ着手現在殆ト規則ノ命スル域ニ達シ第六回安全週間ニモ進テ參加之ガ目的達成ニ努メタルモ前記ノ如クニシテ事新シキ施設ナシ。
- 四、勞資協力ノ狀況
採掘場主任美馬繁市ハ労働者ノ精神修養ニモ意ヲ致シ採掘場地内ニ神佛ヲ祭り、之ヲ信仰セシメ精神ノ統一ヲ圖リ規律訓練行届キ居ル結果作業上其ノ他ニ不平等ヲ洩スモノナク全ク統制アル作業状態ナリ。
- 五、危害豫防並ニ衛生施設改善ノ狀況
危害豫防ハ前記ノ如ク殆ト完備ノ域ニ達シ衛生施設又行届キ作業場周圍ハ毎週一回全員ヲ擧ゲテ掃除ニ從事シ清掃整頓ヲ行ヒ尙所々ニ休憩所ヲ設ケ公園遊園地ノ感アリテ終日勞務ニ從事セル者ノ歸途ヲ慰ムル處大ナルモノアリ。

60
213

第七 結 語

労働者災害扶助法及同責任保険適用事業場に於ける安全週間施行状況並其の成績は大體以上の通であつた。
元來該事業は工場の如き一定の場所に於て従業するものとは性質を異にする屋外労働にして諸般の設備等も不備の
點多く、又安全運動を實施する上に統制を缺き易きにも拘らず参加事業主の熱心なる活動により昨年比し一段の進
歩を示したるは労働者の福祉増進上最も欣快とするところである。

以上

昭和九年六月八日印刷
昭和九年六月十日發行

不 許
複 製

定價 金五拾錢

送料不要

財團法人

産業福利協會

東京市麴町區外櫻田町内務省社會局内
電話銀座(57)四、四一四番
振替口座東京七四四四七番

代表者 蒲 生 俊 文

印刷人 東京市芝區芝浦町三丁目二番地
川 口 芳 太 郎

印刷所 東京市芝區芝浦町三丁目二番地
川 口 印 刷 所
電話三田(45)三八〇〇番
三二七八番

60
213

604
213

604
213

